

第469回（定例）福崎町議会会議録

平成28年9月21日（水）

午前9時30分 開 会

1. 平成28年9月21日、第469回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
昨日は、台風16号が鹿児島県に上陸、和歌山県に再上陸し、強い風や豪雨で、日本の各地域に大きな被害を与えました。兵庫県にも被害が発生をしております。福崎町には幸いにして被害はないと聞いております。
この台風の影響で、中学校の体育祭が日程変更となり、本日開催されることに

なりました。

議会も開催案内をいただいておりますが、本日は議会開会日であり、出席ができません。体育祭が事故なく盛大に開催されることをお祈りいたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

1番目の質問者は志水正幸議員であります。

質問の項目は

1、子ども議会実施後の対応について

2、休日・夜間の小児救急電話相談について

3、公職選挙法の改正による18歳選挙権の実施後の評価について

4、学校教育における学習指導要領の改正案について

5、中学教員の部活動手当について

6、移住・定住対策について

以上、志水正幸議員。どうぞ。

志水正幸議員 皆さんおはようございます。議席番号4番、志水正幸でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

早速ですが、1点目の質問は、子ども議会実施後の対応についてであります。

町制施行60周年記念事業の一環として、8月20日土曜日にこの議場で子ども議会が開催され、町内の小学生8名、中学生4名が、町政について、子どもの視点で問題点、あるいは具体的な施策の提案などの一般質問がなされました。

我々議員も子ども議員の質問を傍聴して、質問のとらえ方や、あるいは町政の本質的な問題をしっかりと把握した上での質問であったと感心をいたしました。

主な質問を申し上げますと、1つは学校給食費の無料化、あるいは学校設備の改善、クーラー等の設置、エレベーター等の要望もございました。

それから、通学路の交差点の改良、これについては、音楽の鳴る信号機の設置の話でありました。

それから、町民プールの設置、駅前開発に伴う商業施設の誘致、さらには山崎断層への防災対策、それから観光行政の方向性、あるいは獣害対策など、いずれの質問も、子どもにとっては真剣そのものでありました。

そこで、質問いたしますが、これらの子どもの質問に対し、町長ほか幹部職員が答弁をされましたが、改めて今後の取り組みについてどうされるのか、お尋ねしたいと思います。

副町長 27年ぶりとなる子ども議会が、8月20日に立派に開催されました。

町議会、各学校の先生方、子ども議員初め関係者の皆さんには、感謝とお礼を申し上げます。

子ども議員の皆さんは、日ごろ感じている疑問や意見を質問してくれました。

日ごろから、議会議員や町民の皆さんから聞いていたこともあります。子どもの目線での質問も多かったと思います。

これらの質問に対しての今後の取り組みにつきましては、町長初め各担当者が誠実に答えておりますので、答弁に沿った取り組みを進めていきたいと考えております。

志水正幸議員 今、副町長のほうから、今後の取り組みについての答弁がありました。先ほど紹介しました質問の中で、1点特に学校の普通教室のクーラーの話が出ておりましたので、今回はそれを取り上げて、改めて質問させていただきます。

特に最近の夏の暑さは異常であります。その質問者、子どもさんも、こういった猛暑の中では本当に勉強がはかどりませんと、学校の教室にクーラーが欲しい、そういった質問でありました。

そのときの答弁を聞いておりますと、大型のクーラーで数も多く、多くの経費が要るから将来の課題と言いつつも、近い将来努力しますと、こういう答弁が、確か副町長の答弁だったと思いますが、ありました。

よく考えてみますと、この答弁、将来の課題ですと言いつつも、近い将来努力します、質問した子どもにとって、どのように解釈されたんだろうかなと思うわけです。

事前に子どもさんも質問の項目については通告をされているわけでありますから、その子どもの質問に対し、もう少しはっきりと答弁できなかったんだろうか、残念に思う次第です。できれば、整備計画の考え方ぐらいは答弁できなかったのかと、今、感じております。

そのあたり、改めて副町長に答弁をお願いいたします。

副町長 教室にクーラーを設置することは、今はできていませんが、大きな課題だと考えています。

今、計画にないことを約束することはできませんので、近い将来には希望がかなえられるよう努力しますと答えました。

高いハードルはありますが、設置に向けて調査研究するように、担当課に指示をしております。

志水正幸議員 相当な経費もかかりますし、学校等は夏休みもありますけれども、昨今の温度は異常なぐらい、特にこの福崎町は高い温度になっておりますので、そのあたりも踏まえながら、将来の計画をもう少し早目につくっていただきたいと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

次に、そのときの子どもの質問、本当に少なからずその子ども、あるいはそういう子ども議会をするに当たって、それぞれの学校で多分議論されて、選出されたと思います。そういうことから考えますと、子どもたちにも少なからず政治に対して、興味、あるいは関心を持つきっかけづくりになったんじゃないかと、そのようにも私は思います。

そこで、その質問に立った子どもたちの、一般質問されたその後の感想をもし聞かれていたら、どのような感心があったのか、お尋ねしたいと思います。

教 育 長 議員初め多くの町民の方々がサンテレビのサタデー9という番組を見ていただいたと思っております。その中で、子どもたちがインタビューに答えておりましたように、緊張の中にもやりがいを感じたようです。いい経験ができたことや、自分たちが提言したこと、質問したことが、町のますますの発展につながっていったらいいなという、そういうふうな子どもたちの感想がありました。

保護者や引率の先生方も、子どもの質問に対して、役場の皆さんが真剣に考えて、真摯に答弁してくださっている姿が非常にうれしかったと、こういうふうなことも耳にはしております。

では、自分たちが将来議会の議員になりたいのかどうかというふうなことは、ちょうど会の一番終わりに難波議長が子どもたちにアンケートしておられました。あの状態を見れば、あの会に参加した子どもたちの将来の議員に対する、そのときに気持ちがあらわれていたのではないかなと思います。

しかし、参加した子どもたち、やはり政治の一端を担ったというんですか、そういうふうな思いも強かったと思いますし、今回の子どもたちだけではなくて、今回、参加できなかったほかの子どもたちも、何かこういう機会がこれからはあればいいなと、こういうふうに感想を持っております。

志水正幸議員 改めて、その子どもの本当に熱心な質問であったと思いますので、これからそういった質問について、いろいろと取り組んでいただくわけなんですけれども、できるだけ前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

休日・夜間の小児救急電話相談についてであります。

乳幼児を含む子どもが病気やけがするときって本当に日曜日でありますとか、あるいは平日の夜間、それから特に年末年始、ゴールデンウィーク、そういった休みのときに病気になることが非常に多いと思います。

そういった場合は、姫路の夜間急病センター、あるいは当番医の病院等で受診されるわけなんですけれども、皆さんも診察の経験あるかと思いますが、何時間もかかります。病気の上で何時間も待つということはかなりの苦痛になるわけです。

ですから、そういったときにできるだけ身近でそういった救急の受診ができるようなセンターの設置が望ましいんですが、できれば一番いいんですが、なかなか現実問題として、医師の確保とか、あるいは設備投資にこれは相当な金もかかります。せめて、休日とか夜間に、医師等による電話による相談ができれば、保護者にとっても安心されると思います。

今このこういった救急の相談業務は全国の都道府県で実施されておりますし、兵庫県でも設置されております。平日・土曜日は18時から24時、あるいは日曜と祝日は9時から24時まで相談ができることになっております。

また、東播、東播磨ですね。明石とか加古川、稲美町の3市2町、そのあたりでも、20時30分から23時半まで、同様の相談ができるようにされております。

そこに電話いたしますと、医師とか看護師さんが、子どもの緊急度を判定して、病院での受診を勧めたり、あるいは在宅の治療をきちっと指導されることになってるわけでありまして。

人口の減少問題や、あるいは子育て支援を重要視する本町の取り組みとして、子どもを安全に育てるということは、極めて優先度の高い施策だと思いますが、本町の考え方をお尋ねいたします。

健康福祉課長 少子化や核家族化に伴いまして、子育て経験の少ない保護者の皆さんの多くが、子どもの急病やけがのとき、どうしたらいいのかと不安に思われます。

特に、議員おっしゃいます休日や夜間に起こる急病については、相談できる窓口が限られておるのが現状でございます。

兵庫県で実施されている兵庫県小児救急医療電話相談は、平日の夜間と休日、年末年始の日中夜間に専門の電話を設置し、相談を行っております。

この電話番号につきましては、母子手帳交付時に全ての妊婦さんにお知らせをし、また、広報でも周知をさせていただいておるところでございます。

神崎郡3町には、姫路市を含む医療圏域において、小児科を対象とした中播磨圏域救急医療電話相談が設置されております。平日土曜日の20時から24時、日曜祝日、8月15日、12月31日から1月3日の9時から18時、20時から24時に専任の看護師が相談に応じております。

この相談窓口につきまして、十分に周知ができていませんでした。これを反省

いたしております。

このことから、今後、広報強化に努め、議員ご指摘のように受診の必要性、あるいは応急手当などにつきましてアドバイスを受けていただき、患者や家族の不安解消を図り、適切な受診につなげていきたいと考えております。

志水正幸議員 町民への周知については、広報でお知らせしていると、あるいは、その仕方については十分でなかったと、このような答弁だったかと思いますが、例えば、福崎町の福祉、これは非常に立派な、保健と医療と福祉のことは、きめ細かく書かれております。その救急診療、休日診療のどこを見ましたら、ここには先ほど説明のありました県が実施している小児科の電話相談は、確かに、神戸の電話番号、あるいはシャープ8000番でもつながるんですけど、先ほどお答えになった中播磨圏域でも相談業務ができてますと言われていたのですが、そのことすらここには掲載されておられません。

ですから、特に私は冒頭申し上げましたように、5月の連休前とか、正月、年末年始前あたりとか、そういったときには広報で十分周知されるとか、あるいはこういった何か保護者が困ったときには、このしおりを見られるんですから、そこらにやっぱり掲載すると、そういうことは、そういう細かなことは、本当に子育て支援にとっては大事だと思うんですね。ぜひ、これからそういったことを少し注意していただいて、広報活動にも取り組んでいただきたいと思います。

それから、電話による相談でありますけれども、電話ですから、神戸へかけても、中播磨へかけても、一緒だと思われるかもわかりませんが、若干こう私は違うんじゃないかと。やはりこの神崎郡、あるいは福崎町に、もっと身近で相談できる、そういうようなことができれば、もっともっとその子どもさんの症状に合った指導が、福崎町のこの病院へ行きなさいとか、いろんな指導が、細かな指導ができると思うんですね。

ですから、できれば、本町独自では負担も大きくなりますから、せめて神崎郡3町で必要な経費を拠出しながら、実施できないかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうかね。

健康福祉課長 電話相談を実施するためには、休日・夜間に対応できる医療機関と、それから専門職が必要となってまいります。

郡内におきましては、2カ所、小児科がございますが、外来診療を行いながらの休日・夜間に対応ということは、専門職の確保の面から、非常に困難であります。

そのあたりから、今後やはり、先ほど申し上げました電話相談の広報強化という取り組みをやってまいりたいと考えます。

志水正幸議員 神崎郡3町と言いましたが、それが無理であれば、せめて8市8町の中核広域圏、そのあたりで取り組まれるということは、中播磨の今の相談体制と重複する面があるかと思いますが、そのあたりの検討はされたことは、広域連携の中でございますか。

健康福祉課長 26年度にそういう検討がなされたというふうに聞いております。

ただし、やはりこう8市8町で広域的に取り組むほうが、医師や看護師の確保がしやすいかなということで考えられておったそうではありますが、やはり最終的に、その確保が困難であったということで、取り下げとなったというふうに聞いております。

志水正幸議員 連携中核都市圏構想の中で1度は検討されたけれども、いろいろ問題があって取り下げされた、という答弁がありましたけれども、その取り下げられた

一番の原因はやっぱり費用の問題ですか、ほかは何かあったんですか。

健康福祉課長 効率的にということが一番に最初は考えられたそうですが、やはり議員おっしゃるようにその費用の面でありますとか、あと医師や看護師の確保が困難であったというふうに聞いております。

志水正幸議員 確かに医師、看護師の確保は難しいとは思いますが、それでもその当番あたりでも、よそでは確保して相談体制とっておられるわけですから、そのあたり、またしっかりとよく協議していただいて、できることであれば身近な相談が望ましいと思います。お願いいたします。

それから、次、3点目の質問に移ります。

公職選挙法の改正による18歳選挙権の実施後の評価についてであります。

70年ぶりに公職選挙法が改正されて、選挙権の年齢が18歳と19歳に引き下げられ、7月の参議院議員選挙で実施されました。

そこでお尋ねいたしますけれども、18歳、19歳の投票率が公表され、福崎町の18歳、19歳、双方の合計の投票率は47.86%、兵庫県全体では44.74%、全国的には投票率が低く、本町の投票率は高いほうであります。

そこで、神河町の投票率はどんな選挙もそうなんですけれども、神河町でもこの18歳、19歳の投票率は50.72%、非常に高いです。

地域によってその投票率に差があるのは当然のことなんですけど、神崎郡3町の投票率、参考までに、市川町を含めて、お尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会書記長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、福崎町ですが、18、19歳を合わせた投票率は、今言われましたが、47.86%でございます。県下、神戸市各区を含めた県下49市区町中11番目となっております。

市川町では、43.50%、25番目です。

神河町は、50.72%、今言われましたが5番目となっております。

志水正幸議員 初めて18歳からの投票だったわけですが、そこで、本町の選挙管理委員会として、それまでに主権者教育と、あるいは啓発を一生懸命取り組んでおられたと思いますけれども、どのような啓発活動をされたのか、あるいは、今回のその投票結果をどのように、選管として分析されてるのか、また、投票者、初めて18歳、19歳、投票された方の感想もつかんでおられたらお尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会書記長 まず、県下のこの18、19歳の投票率の状況を見ますと、比較的、通常投票率の高い中山間地域の投票率が低くなっております。逆に都市部が高くなっているのが見受けられます。

これは、中山間部から大学などの関係で、住所をそのままにして多くの若者が出て行ってしまっているのが大きな要因ではないかなというふうに思っております。

当然、不在者投票という制度もございますが、なかなかそこまでは面倒だという若者が多いのではないかと思います。

福崎町につきましては、取り組みでございますが、福崎高校の出前講座とか、啓発チラシ等なども用いまして、実施をいたしております。

また、福崎町には、阪神間に通学できるような距離でもございまして、比較的若者の流出が抑えられたのではないかなというような形で、選挙管理委員会では判断をいたしております。

志水正幸議員 18、19歳を含めて、一般のその選挙の投票率の向上の取り組みをお尋ねしたいんですが、以下何点かについて、お尋ねしたいと思います。投票所の数、

あるいはその場所、そういったものについて問題はあるのかないのか、お尋ねいたします。

選挙管理委員会書記長 まず、福崎町におきましては、特にコンパクトな町ということで、面積も広くなく、13投票所ございますが、数についても選管の判断としては、特に問題はないと考えております。

場所につきましても、長年ほぼ同一場所を実施をいたしてございまして、投票者の皆さんにも、投票所がわからないというような苦情はまずございません。

ただ、施設等の規模や設備等を勘案しながら、多少の変更はしておりますが、今の段階では住民サービスの低下とか、住民の利便性については、特に問題はないかなというふうには承知しておるところでございます。

志水正幸議員 投票所の数とか、あるいはその場所については、特段の問題はないと、もう長年ほぼ同一場所ですと、そういうことなんですけど、むしろ私は逆に、投票者数の少ない、いわゆる比較的投票人数の少ない投票所ありますね。そういったところに当然これも投票管理者と立会人の方おられて、あるいは事務従事の方おられて、じろじろ見られる。もう2度と投票行きたくないという若い女性の声を聞きました。

そこらあたりから、今もう交通が非常に発達してますから、その昔ながらの13カ所でいいんか、もう少しこう、その投票人数、登録者の人数、選挙人の人数によって、あるいはその距離も考えながら、もう少し統廃合できないんかなという思いがあるんですけど、そこらは検討されたことあるんでしょうか。

選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会では、最近特にそれを取り上げて議論はいたしていませんが、議員さん言われますように、県下の状況を見ますと、市町村の合併もございまして、投票所の統廃合を実施した市町もかなりあるようでございます。

こういったものも踏まえながら、実施した市町の結果や、地元の意見なども伺いながら、今後は研究を進めていきたいとは考えております。

志水正幸議員 ぜひ一遍いろんな角度から検討していただきたいと思います。

それと次に、先ほども申しましたように、投票所での管理者、立会人は法令で決められていると思うんですけども、その立会人さんの人数は削減できないんですか。お尋ねします。

選挙管理委員会書記長 まず、立会人につきましては、公職選挙法の第38条で規定がございまして、2人以上5人以下で選任することとなっております。

福崎町は今、3人を選任して配備をしております。これを減らすということになりますと、2人ということになります。これも検討する余地はあるのですが、選挙管理委員会としましては、選挙事務というのは、やはり間違いが許されませんし、公正で適正な執行が求められます。そのようなところから、選挙については万全を期して臨まなければならないという思いもございます。

立会人を2人にするということは、法律上は可能ではございますが、例えば、当日急病等で1人が欠席されますと、その選挙自体が無効になるという可能性もございます。

法律には、投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないときは、その投票区の名簿の記載された人から直ちに選任すればよいという条文もございますが、投票時間が始まる短時間で手配をするというのは、非常に難しいところもございまして、できれば、こういった緊急事態が生じても対応できるような体制はとっておきたいというところから、立会人については、このままで行きたいというふうには考えております。

志水正幸議員 法律上は立会人は2人以上5人以下で、福崎町はどの投票所においても3人を

配置されている。その理由については、選挙事務は公平で、なおかつ適正な事務執行、これは当然でありますから、間違いがあつては困るんですけれども、しかしながら、先ほど申しあげましたように、非常にこう投票数そのものが少ない投票所もありますから、投票所の人数、規模によって、2人配置、あるいは3人配置、そういうところもあってもいいんじゃないかとも思いますし、あるいは当日の朝になってから急病等で立会人が業務に携われないという場合については、町全体で1人か2人確保しておられて、そういった突発的な当日の対応にはできるんじゃないかとも思います。

いろんな方法あるかと思いますが、そのあたりも、先ほどの問題に合わせて、選管等でまた検討していただきたいと思います。

それと、一番大事な、その投票率を上げるために、気になってることを二、三申し上げます。

今、他の市町でも、どこの投票所へ行っても投票ができると、通常はこのAという投票所にはAの区域の人しか行けない。ところが、福崎町民であれば、どこの投票所でもできる、そういう投票事務をされてる市町村もあるみたいですね。

それをするとなったら、当然そのシステムの変更で、どこ行っても名簿のチェックができると、そういうことが必要になろうかと思いますが、複雑な事務になるかもわかりませんが、投票率を上げるためにいいんじゃないかとも思いますし、あるいは、投票所へ行けない、在宅で投票所へ行けないような方についての、その郵便投票とか、そういうあり方のもっと簡素化はできないものだろうか。

それと、もう1点だけ、投票証明書ってあるんですね。私も気がつかなかったんですが、選挙に行きましたら、今、福崎町ではこういう投票、投票済証明書、要求されたら発行されてます。何時何分に投票したことを証明する、管理者の証明書です。これは当然その会社勤めの人、投票に行ったために出勤がおくれたと、それを証明するものと思うんですが、それも大事なんですけれども、神戸市なんかは、その投票に行ったときに、コスモスの花とか、いろんな下絵になるもう少し立派な証明書を発行されてるみたいです。

ですから、福崎町も下に河童の絵を描いたものにするとか、柳田國男さんの何かにするとか、そういうもう少し、18歳、19歳で初めて投票に行った。これが初めての証明書ですという記念になるようなものね。あんまりこれ費用もかからへんと思うんです。写真取り込んでパソコンでプリントしても、立派な物ができると思うんです。そういうことも、投票率を上げるためにはいいんじゃないかなと思いましたので、1度検討していただきたいと思います。何か、書記長さん、お考えありますか。

選挙管理委員会書記長 今、3点ほど質問いただきました。

まず、どの投票所でも投票できるシステムに変更できないかということでございますが、今、福崎町の選挙につきましては、期日前投票を実施いたしまして、投票日前日にその結果を打ち出しまして、それを選挙人名簿として、投票区ごとに持ってっております。

そういうことで、当日はもうその名簿だけ持って行って、パソコンなどは当然持って行っていません。

このシステムを導入するとなれば、13投票区をオンラインでつなげて、1カ所で投票すると、全投票所の消し込みができるようなシステムをつくる必要がございます。

現在、これには莫大な費用もかかりますし、県下ではまだどこも実施されていないようでございます。今の段階では難しいかなというふうに考えております。

それから、投票所に行けない、在宅老人などの郵便投票の件でございますが、これも先ほど言いましたように、選挙は公平でかつ適正というのは当然ですが、また、投票の秘密を守らなければならないというようなこともございまして、現在、郵便投票や不在者投票の簡素化、法整備も進んでいない状況でございます。

それにつきましては、選挙管理委員会も、それに従わざるを得ないというような状況でございます。

それから、投票証明書の件でございます。

私どもの認識も甘かったようでございまして、投票証明書という、これを請求される投票者は、多くは勤務先とか組織に提出されるということで、欲しいということで、要望されるものだというふうに思っておりましたが、議員言われますように、若者の投票率のアップにつながるようであれば、こういうようなものも他市町の状況も見ながら、選挙管理委員会で諮っていきたいというふうには考えております。

志水正幸議員 それじゃ、次、4点目の質問に入らせていただきます。

学校教育における学習指導要領の改訂案についてであります。

学習指導要領は、約10年ごとに改正され、小学校は2020年度、中学校は2021年度から指導要領が改正するという案が示されました。

学校で何年も英語の勉強したのに、外国人と話すことができない。こういう状況を踏まえて、今回の改正は、英語を聞く、話すことを中心として、英語に慣れ親しむ外国語活動、こういう表現なんですけど、そういったものを小学校3年生に前倒しして、小学校5年生からは英語を正式な教科にすると、そういう改訂案であります。

また、今回の改訂の目玉は、児童・生徒が主体的に授業に参加するアクティブ・ラーニング、これを全教科で導入し、変化の激しい社会に対応できる人材を育てる、そういうことが目的といわれています。

非常にわかりにくく、アクティブ・ラーニングいうたら、何かなと思ったんですけども、これは、先生が教える一方通行的な授業ではなく、一方通行というのは、授業を聞くとか、あるいは受け身の授業、そういったものではなくて、生徒が主体的に参加する授業で、具体的にはグループ学習や発表、あるいは課題に対する討論など、そういったものを学習すること、それがアクティブ・ラーニングの内容であります。

現実的に、全教科の指導方法がそういったアクティブ・ラーニングに変わるとなれば、どんな問題が起きるのか、あるいはスムーズに移行ができるのか、本当はかなりの大改革のような気になります。心配しておりますので、改めてお尋ねしたいと思います。

教 育 長 学校現場では、今までも討論会的なバズ学習とか、グループ学習などのほかに、ここぞというときは平素の授業の中でも、1つの質問に対して、時間をとって子どもたちにしっかり考えさせてくる、こういう場面も随分ありました。導入まで、あと4年あるわけですから、その間に少しずつ研修をしていけば、スムーズに取り組んでいけるんじゃないかと思っております。

しかし、子どもたちが主体的に活動する授業を展開しますので、今まで以上に教師の役割が大切になってきます。

子どもたちだけで議論を深めていくと、強い立場の子や、知的理解力の高い子

の意見のみが採用され、弱い立場の子や意見が言えない子の思いが反映されなかったり、本来の趣旨でない方向に走ってしまったりということが懸念されますので、子どもたちには、1時間1時間の目標をはっきり認識させ、授業中に道がそれないように教師がそっとかじ取りをしたり、全ての子どもに対する目配り、気配り、心配りが必要になります。

よって、先生の予習、研さんが今まで以上に大事になってくると認識しています。

志水正幸議員 いろんな改革があるわけなんですけれども、その中でもメリット、あるいは今、教育長言われたように、先生に対する今まで以上の役割のあり方というものも問題になるかというふうに懸念されておりますので、そういった点についても、まだ少し時間がありますので、福崎町の教育委員会として、できるだけ早く、導入されても問題が少なく済むように、お願いしたいと思います。

それと、教育長、もう1点、今、冒頭に私が言いましたように、小学校の英語が、今度、専門の教科になるということなんです。

そうしたときに、現状の教員の配置を見られたら、多く英語が堪能な先生方を配置というのは、なかなか今はされてないと思いますから、これから小学校5年から教科となったら、英語の先生の配置、非常に問題になるかと思うんですけど、そのあたりは、まだ先とはいえども、問題ないんでしょうか。

教 育 長 小学校の英語の授業は、原則担任が行うことになっており、英語の教員免許を持った教師を特に配置する必要はないのではないかと考えています。

それは、福崎町は、現在2名のALTを配属して、小学校1年生から簡単な英語活動を行っていますので、今まで同様ALTを活用していくこと、また、福崎町では、前回改訂されるときから、他の自治体に先駆けて、GATE、小学校英語活動支援団体と契約し、非常勤の大学の英語の先生と担任の先生が、月に2回程度のチームティーチングによる授業及び授業前、授業後の打ち合わせや研修を、非常に密にして実施をしております。

また、中学校の英語教師も、月に1回ですけど、小学校6年生の英語の授業をしに、やってきております。また、彼らを交えた、町英語教育担当者会も実施していて、この分野では、私は県下でも先頭集団を走っていると、こういうふうに自負しております。

これにより、福崎町の小学校の先生方は、高いレベルの指導力を誇っていると認識しています。

ですから、大きな不安は、現在のところ持っておりません。

志水正幸議員 それを聞いて、少しは安心をいたしましたけれども、そしたら、教育長、小学校5年から英語が正式な教科になったとしても、選任の英語の教員を配置する必要はないというわけなんです。そこを改めて。

教 育 長 英語も担任が授業を実施するのは、もう原則になっておりますし、先ほども答弁させていただきましたように、福崎町では、外部団体、英語に関する大学の先生等も契約をいたしまして、指導に来ていただいておりますし、今後もこれらの先生と手を携えながら、小学校の先生、中学校の先生、全てで取り組んでいきますので、心配はないと私は確信しております。

志水正幸議員 それから、文科省のほうで、今後10年間で、公立小学校、中学校の教員の定数を3万人増やすと、これは発達障害とかいじめの問題に対応するために、3万人増やすと言いながらも、少子化で子どもがどんどん減ってきますから、その関係で、今後10年間で4万5,000人、教員が減ると、結果的に3万人増やすんですが、減るほうは4万5,000人ですから、1万5,000人、

全国的に見て、教員の数が減ると言われています。

そこで、今後10年間、この本町の教員の配置上、年齢上の偏りとか、そういった問題が出てくるんじゃないかと心配するんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

教 育 長 教職員の配置に関しましては、福崎町だけではなくて、郡内3町一緒に実施しております。

神崎郡では、10年ぐらい前の、ひしめく40代と言われる時代には、新任教諭は採用できず、今、現在でも20代後半から30代にかけての先生の数が極端に少なく、年齢層にひずみがあるのは事実です。

そこへ来て、ここ数年は、ひしめく40代であった世代の方々が大量退職をされるようになり、今までにない多くの新任教員を採用する状況になっております。

そこで、新任教員の研修内容を密にしたり、回数を増やしたりするなどして、教育力、指導力の低下を防いでいます。

また、定年退職された先生を再任用したりして、教育力の安定化を図り、児童・生徒の学力保障に努めています。

志水正幸議員 やはり、団塊の世代の教員の方々が一挙に退職されて、今、若い先生方が増加する。ある一方では、いろんな教育の関係で、加配の先生もかなり増えておられますから、そういうことで、将来的に年齢のそういった偏りができないかなと、心配をしたものですから、あえてこの質問をさせていただきました。

くれぐれもそのあたりも配慮いただきたいと思います。

それから、5点目の質問ですが、中学校教員の部活動手当についてであります。

中学校には多くの部活動があって、顧問の先生方もその指導等に熱心に活動されております。

教師は授業のほか、事務作業とか、あるいは部活動の負担も重くて、長時間勤務を指摘されると聞くんですが、本当に実態としてはそういう状況なんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長 文部省が打ち出しておりますように、部活動の教員役割の負担軽減というように、改善を図らないといけないというような方向性も出ております。

実態が本当かということでは、本当であるという認識をしております。

志水正幸議員 今ちょっと触れられた、文部科学省のほうで、部活動の顧問の先生の負担を軽減するということも打ち出しておられるようですが、それについて、文部科学省は部活の手当を増額したり、役割のあり方そのものを改善する、そういったことについては、非常に大事なことだと思うんですが、その負担軽減、軽減をするというのは、具体的にどういうことを国のほうは今、考えておられるんですか。

学校教育課長 文部科学省が考えておりますのは、部活動手当の増額、それから、休養日の設定、それから、外部講師の招聘等の負担軽減策と出ております。

志水正幸議員 その今考えている国の軽減策で、現実的に軽減は図れるんでしょうか、どうなんです。その手当だけを増やすだけで。

学校教育課長 今の内容につきましては、一定の効果はあるというふうには考えておりますが、一概に教員が実感している負担の軽減につながるとはいえないのではということと考えております。

志水正幸議員 一定の効果はあるが、一概に負担軽減につながらないと今言われたと思うんですが、そういった答弁だったと思うんですが、手当の増額と、休養日の設定ということをしたなら、やはり負担軽減になると思うんですがね。負担軽減

になりませんか。改めてお尋ねします。

学校教育課長 部活の手当の増額ということにつきましては、金額の改善でありますので、教員の役割の負担軽減という意味では、例えば余暇時間の創出等につながるものではありませんので、直接的に負担軽減につながるものではないとの認識です。

ただし、教員の方の意見としては、手当が増額されることはうれしいというようなことは言われておりました。

それから、休養日の設定ということにつきましては、中学校の部活動におきましては、試合の時期が違っていることなどもありまして、例えば同一日で強制的に実施するというようなことは難しい面があったりしまして、完全実施が難しいところがあるという認識をしております。

国の方向に沿って、実施に向けて検討してまいりますが、最終的には学校長に委ねることとなります。

志水正幸議員 結論的に、休養日の設定は負担軽減になるけれども、完全実施には、現実的には実施が難しい、そういうことですね。

それについては学校等でまた検討いただきたいと思うんですけれども、私は、部活の必要性についても、やっぱり生徒の体力の増進とか、あるいは特にスポーツの練習によって、忍耐力を養うほか、チームワークの育成、そういうようなことを通じて、将来社会人になるための基礎となる重要な要素もたくさんあるかと思うんですね。

しかしながら、必要以上に過度な部活となりましたら、生徒の疲労等の問題も生じると思うんですけれど、そのあたりが非常に難しいと思いますけれど、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

学校教育課長 生徒指導上、言われますように、部活動は大変重要な部分を占めております。

しかしながら、勝利至上主義の行き過ぎた指導とならないよう、チェックする機能も持ち合わせておくべきだと考えております。

この件につきましては、部単位ではなく、学校単位で休養日の設定等に取り組むという考え方も、現在、過度の部活動が生徒への疲労の問題につながるという視点から、一定の取り組みは進めているところでございます。

教 育 長 過度の部活動は、先生方や子どもたちの体力あるいは生活面を考えたときに、やはり考慮していかなければならないと、こういうふうに思っております。

先生が休みの日を奉仕として、子どもたちにかかわってくださることは非常にありがたいんですが、その先生がそのことで倒れられると、逆に子どもたちに迷惑をかけると、こういうことになります。

そこで、福崎町では、ノー部活動デーというのを各学校できちんと決めて、それを学校だよりに明記をなさいと、親御さん全般に、この日はもう部活動はありませんということで、ご協力を願う、先生も子どもも休むと、そういう形を今のところ推進をしております。

志水正幸議員 ノー部活動デーは週1回、月に1回、どの程度なんでしょうか。

教 育 長 基本的には週1回としておりますけれど、定期試験の前には週に2回、3回とか、そういうふうな休みも取らせております。

志水正幸議員 それと、先ほど申しました、部活動手当なんですけれど、文部科学省は来年度から休日に部活動を指導した教員に対して、その手当を2割増額すると、そのようにいわれてますけれども、今現在は、部活動手当は幾らなんでしょうか。現状をお教えてください。

学校教育課長 現状は、基準どおりの休日4時間3,000円が、県費から支給されています。

志水正幸議員 基準どおり4時間で3,000円を県費として県から支給されているというこ

となんですが、他市町でその額に上乗せされて支給されてるところはないんでしょうか。

学校教育課長 神崎郡内では上乗せ支給はございません。

志水正幸議員 県内ではどうでしょうか。

学校教育課長 調査したものはございませんが、聞くところによると、恐らくほとんどないのではないかとこのところでございます。

志水正幸議員 それから、休日に大会とか、他校で練習試合の場合は、出張手当が支給されているんでしょうか。

学校教育課長 休日の大会や練習試合の出張手当は、中学校体育連盟主催のものは出張扱いとし、出張旅費が県費から支給されています。

それ以外のものについては支給はございません。

志水正幸議員 例えばそのいろんなスポーツの関係、あるいは文化施設も一緒だと思いますが、郡大会、中播大会、あるいは県大会、そういったところには旅費が出てると、今の中学校体育連盟の主催だと思いますから、出てると思うんですが、近隣の中学との練習試合とか、そういった場合は、今の説明では旅費が出ないと、こう聞こえたんですが、間違いないでしょうか。

学校教育課長 はい。おっしゃるとおり、出ておりません。

志水正幸議員 あくまで、先生方の、今、教育長が奉仕によると言われたんですけど、そういう扱いかとも思います。

それから、そのときには当然、子どもを送迎する車両の問題、あるいは燃料費の問題も出てこようかと思うんですけど、そのあたり、簡単にちょっと現状をお教え額いたしたいと思います。

学校教育課長 生徒送迎のための車両ということでは、まずは役場の公用車を使用できることとしているところでございます。

この点につきましては、他市町では役場公用車を貸していただけるところが少ないということで、他市町からうらやましがられるということも聞いております。

10人乗りや8人乗りの多人数で乗れる公用車を借りること、借りられるという仕組みは大変ありがたいということで聞いております。

また、町費から、各種大会等参加費の補助金として、参加費や通行料、車両借り上げ料、運賃等を支給いたしております。

なお、公用車使用以外の送迎ということにつきましては、教員や保護者が送迎を行っている現状でございます。

志水正幸議員 他の町に比べて、本町の場合は役場の公用車を使っているということで、非常にそれは結構なんですが、全ての試合にそうではないと思いますね。やはり、保護者の車を借りて送迎されてるような実態があるんじゃないかと思うんですね。

私は心配してますのは、そういったときにもし事故があったときにどうなるのかなという心配しますので、できるだけそういう場合はやっぱり役場の公用車を使っていただくなり、あるいは他の車両を借り上げていただくなりして、できるだけその顧問の先生方の負担にならないようなことも大事ではないかなと思います。ひとつそのあたりもお願いいたします。

それから、最後に6点目の質問に入ります。

議長 質問中ですが、しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。



休憩 午前10時28分

再開 午前 10 時 45 分

◇

議長 会議を再開いたします。一般質問を続けます。

志水正幸議員 6 点目の質問は、移住・定住対策についてであります。

福崎町第 5 次総合計画は、平成 35 年度までの 10 年計画が策定され、本町のあるべき将来目標を定めています。

その中で、目標年次における将来人口 1 万 9,500 人、おおむね現状維持を設定し、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

しかし、平成 25 年度からの 3 年間の人口動態を見ますと、出生が 493 人、死亡が 594 人で 101 人の減であります。

また、町外からの転入が 1,941 人、町外へ転出される方が 1,912 名、29 人の転入の増であります。

全体では、3 年間で 72 人の減となっています。

こういった状態が続けば、将来人口は減少してまいります。

そこで、転出よりも転入者が多い現在の福崎町、そういったことから、今以上に空き家対策等を含めた移住・定住に力を入れた取り組みが本当に大切であろうと思います。

そこで、質問いたします。

人口の減少対策として、各自治体はさまざまな取り組みをされております。

兵庫県、あるいは県内の市町が東京で合同移住相談会を開催されました。中播磨は来年 2 月の実施予定と聞いております。

そこで、実施された地域の効果、そういった相談会の効果はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

企画財政課長 議員の言われました合同移住相談会は、兵庫県の地域創生戦略の人口対策、地域活力の再生を目標に、移住・定住の促進のため、県が設置しましたカムバックひょうご東京センターにおいて、県、市町合同で移住相談会を開催するものでありまして、7 月 2 日に東播磨、淡路県民局管内の市町、9 月 3 日には、但馬、丹波県民局管内の市町と県とが共同で各市町のプレゼンテーションの実施、お土産を持ち寄り懇親会を行う、カフェの開催などを行っております。

実施された地域の効果としてはどうかということですが、各市町に聞いてみましたが、効果はすぐには出てきていない、そんなに大きな効果を期待できるような事業ではないというのが本音でありまして、PR して知ってもらい、足を運んでもらうなどのきっかけづくりの 1 つとして捉えられているようであります。

志水正幸議員 せっかく東京で県、市町合同のそういった相談会されても、そらなかなかすぐに効果があって、転入者が急増するというようなことはないかもわかりませんが、やはりこれは息の長い、積極的な PR しながら、特にこの福崎町はどういう町ですということを PR したら、少しずつでもふえると、そういう期待感があります。

確認されたら、すぐに効果は出てないとか、そういった、実施市町の話ですけども、粘り強くこういった活動をやるべきだと思います。

もう 1 点、総務省が大学生を対象に地方で働くふるさとワーキングホリデーというものを実施して、田舎暮らしを体験してもらい、若者を地方に移住させると、そういったねらいの事業を実施すると言われてますが、本町もそういった事業についてのお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 8 月 16 日に総務省は、都市部の大学生や若手社員が、長期休暇を利用して地

方で働く、ふるさとワーキングホリデーを2017年から立ち上げると発表しております。

制度の利用を希望する都道府県ごとに数百人程度受け入れ、1週間から1カ月間程度、地方で主に製造業、観光業、農業に従事してもらうということでありまして、滞在者をふやし、地方の消費を押し上げ、人手不足の解消を見込んでおり、また、人口減の加速する地方への移住を促すというねらいもあるようだと報道されておりましたが、実際には国の2次補正予算として、8月24日に閣議決定されているものでありまして、チャレンジ・ふるさとワークとして、地域経済の好循環のさらなる拡大に向け、地域への人、情報の流れを創出する目的で、都市部の学生が地域の人々と交流したり、職業体験をしたりする国内版ふるさとワーキングホリデーや、お試しさテライトオフィスのスタートアップを支援することを目的とするものであります。

将来的には、報道にあったように人手不足の解消、移住促進などの効果が見込めるかもしれないと言われております。

その具体的な、また詳細な内容はまだわかっておりませんので、その内容を確認し、対応を検討したいと思っております。

志水正幸議員 この制度もまだスタートして間がないものですから、なかなかその効果の実態はつかめないと思いますが、やはり製造業とか観光業、あるいは特に農業、そういったことを学生さんに体験していただいて、それぞれの地方のよさというものを知っていただくというのが一番のねらいだと思いますから、こういう事業も国のほうでも次から次へと出しておりますので、そういった内容を熟知していただいて、福崎町に合ったような事業があれば、積極的に取り入れていただきたいと思います。

次に、この27年度の決算書の一般会計概要説明の中で、新規に全国移住ナビ動画作成作業は地域創生の一環で、移住促進を図るために国が立ち上げた動画情報投稿サイトに福崎町も投稿するために、業者に委託し、住民多数の出演を得てPR動画を作成したと、そして、本町の魅力を全国に向けて発信した、こういう記述があります。

全国から今現在どれぐらいのアクセスがあって、その効果があるのかどうか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 福崎町PR動画の定住促進編につきましては、全国移住ナビのほか、観光協会のホームページやYouTubeからも見ることができます。

その再生回数はYouTubeで確認できますが、3月29日から9月中旬までに6,400回余り再生されています。

その効果として、どれだけ移住・定住に結びついたかは不明ですが、PR動画としてテレビにも取り上げていただき、福崎町を知っていただき、興味を持っていただくとともに、町の魅力発信にも貢献していると考えています。

志水正幸議員 全国から3月から9月の中旬までに約6,400回のアクセスがあったということですから、非常に多くの方が福崎町に対して関心を持っておられますので、これについても、こういった動画を作成したからといって、すぐに移住効果にはなかなか結びつかないと思いますが、粘り強い取り組みをお願いいたします。

それから、次に、全国で10の市町が地域再生計画によって初めての認定がされました。これも他市町の例ですが、三木市は高齢者に適した集合住宅建てて、1戸建ての住宅からの転居を勧めて、その空き家を子育て世帯、若い方に安い賃料で入居できるようにして、人口の減少と高齢者対策合わせて、2020年度までに100世帯の移住を目指そうとしています。

また一方、神河町では、移住者への古民家の店舗起業を図るほか、町外からの移住・定住対策として、シングルマザー移住支援、こういった制度を設け、神河町に移住されるひとり親の方に、仕事や住居を紹介し、また、家賃補助を行い、若い世帯の移住に力を入れていると、そういうことを新聞報道で見ました。

果たして、まだまだそれも効果が十分に上がってないかもわかりませんが、そのあたりのことをどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 三木市につきましては、高度成長期に開発された住宅団地が、開発後45年以上となり、高齢化、空洞化が進み、消滅の危機を迎えております。

全国的に例のない戸建て住宅団地の再生により、町全体を活性化する、土地利用を見直し、団地内住みかえの促進等により、団地の魅力を大幅に高めるという生涯活躍まちづくりにより、大都市圏からの移住を促進し、人口バランスを整え、多世代が交流、共生し、生き生きと暮らせる、持続可能なまちづくりを推進するものでありますが、この8月30日に内閣総理大臣の地域再生計画の認定を受けましたので、事業としましては、今のところ何も進んでないようでありまして、市と協調し、各事業の運営主体となります生涯活躍まちづくり推進機構の体制づくりの段階だということでもあります。

一方、神河町ですけれども、古民家での店舗起業につきましては、平成27年度における起業実績は2件ということでもあります。

また、シングルマザー移住支援事業につきましては、加速化交付金を繰越し、平成28年7月から9月で4回実施されておりました、45歳までのシングルマザー、シングルファザーの方がその対象でありまして、各種の事業をやっておられまして、今のところ1名の方が移住されており、住まいは町が空き家等をあっせんしたということでもあります。

志水正幸議員 まだまだ移住者1名で効果は少ないようでありますけれども、神河町は本当にいろいろ取り組みをされています。若者世帯向け家賃補助として、月2万円補助、あるいは、若者世帯住宅取得支援事業に、若者定住促進のために最大150万円補助、あるいは、U、J、Iターン促進事業として、神河町へターンされた方に、引っ越し費用として上限5万円、それと、引っ越しの際の空き家おかたづけ支援事業として、空き家活用を促進するために、家財道具を処分する費用として、上限20万円、そういった数々の補助事業もされています。

そこで、本町もそういった取り組みも大事なんですけれども、その1つの一環として、空き家データベースの質問に移ります。

町内の空き家対策として、各自治会に依頼されて空き家の実態調査を実施し、317戸の空き家があると判明いたしました。

都市計画法に基づいた分析を行って、利用可能な空き家をそういった活用を図るために空き家バンクシステムを構築されました。その分析の結果、利用可能な空き家と、不可能な空き家の数、どれぐらいなのか。そして、利用不可能な空き家のうち、危険な空き家はどれぐらいあるのか、今後どのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 平成28年7月27日開催の民生まちづくり常任委員会に報告をいたしました、平成27年度で把握をしております317戸のうち、建物の状況から利用可能な空き家は、管理が良好であるAに区分をいたしました空き家が222戸、建物は管理良好ですが、庭等の管理不十分なBに区分をしました空き家が50戸、それを合わせました272戸が活用可能と考えております。

また、そのままでは利用不可能と思われる空き家は、建物、庭等も両方とも管理不良なCにランクしました11戸、建物の損傷が見られるDにランクをし

した34戸ございます。

しかしながら、317戸の空き家のうち、約6割に当たります198戸は市街化調整区域内にございます。市街化調整区域の建設した建物の時期でありますとか、建設当時の用途等によりまして、利用に制限を受けたり、また、農業者や地縁者なら活用が可能であるといったケースもございます。

こういった個々の相談に対応できるよう、空き家バンクシステムで基礎情報を整理したところでございます。

そのうち、Dに区分をいたしました34戸については、危険な空き家であると認識をしているところでございます。

志水正幸議員 空き家が317戸あって、そのうち利用可能な空き家が272戸、そのうち6割が調整区域の空き家で利用の制限があるということですね。

逆に言いましたら、市街化区域の利用可能な空き家は計算しましたら、約100戸と理解してよろしいですか。

まちづくり課長 利用可能な空き家272戸のうち、市街化区域の利用可能な空き家につきましては104戸ございます。市街化調整区域は165戸、都市計画区域外であります大字田口は3戸となっております。

志水正幸議員 104戸、利用可能な空き家が104戸あるということですから、それらについて、できるだけそういった空き家の状況、あるいはその土地、いろんな状況などを、わかりやすい写真つきのものも含めて、多くの方々に、希望される方に、提供するというのも、バンクの中では大事ではないかと思うんですが、そういった登録の状況、あるいはそれを見る利用状況、どのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 平成27年度に市街化区域内の戸建て住宅で2戸の売却希望でございますが、登録がございました。これにつきましては、町の公式ホームページのほうで写真や建物の条件、概要につきまして、情報を掲載しているところでございます。平成28年度に入りましても、問い合わせは多くございますが、登録にまで至っていない状況でございます。

この27年度の2件の登録物件につきましては、実際に建物を見てみたいといった、町外個人の方からの問い合わせでございまして、福崎町で物件を探しておられる方の依頼で、不動産業者の方が問い合わせをしてこられるということが数件ございました。

志水正幸議員 空き家バンクの登録は27年度で2件、28年度も多くの問い合わせがあるということですが、登録に至っていない。そこで、売買とか賃貸のあっせんというのは、その今、業者に委託されていると思うんですけど、これについてはどのような業者で、あるいはこれから町内の不動産の方やったら、もっとこう状況をよく知っておられますので、そのあたりの考え方はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 今のところ、一般財団法人であります兵庫県宅地建物取引協会と協定書を結びまして、実際、取引があった場合にあっせんをしていただいているところでございます。

この兵庫県の宅地建物取引協会でございますが、姫路支部の副支部長であります福崎町内の業者さん、名前申し上げますと、有限会社たけむら不動産さんが副支部長でございますので、福崎町の窓口になっていただいているところです。

確かに、この協会に加入されておらない不動産業者の方もございます。その方は公益財団法人であります全日本不動産協会姫路支部等に参加されておりますので、今後、利用者の利便性も考慮いたしまして、全日本不動産協会とも協定

書の締結ができないかどうか、打診をしていきたいと考えているところでございます。

志水正幸議員 ぜひそういった専門の方々のおっせん等も利用しながら、空き家の有効活用を図っていただきたいと思います。

最後に、そのような空き家を見て回るような、先ほどもちょっと実際に２件についても見てみたいというふうなことなので、現実に移転されようとする方は、自分の目で建物やそういったものを見てみたいという方もたくさんおられますので、もし登録がもう少しふえるようであれば、そういった福崎町の空き家を見て回るようなツアー、福崎町のイベントとかけ合わせながら、その空き家ツアーのようなものを企画して、もう少し積極的な促進を図れないかと思えますけど、最後にその点だけお尋ねしておきます。

まちづくり課長 空き家ツアー等の企画につきましては、おっしゃるとおりまだ２件だけの実績でございます。

ただ、福崎町総合戦略アクションプランの中でも、空き家住まい体験事業などを掲げておりまして、今後こういった登録件数がふえてまいりましたら、例えば、空き店舗に限定をいたしましたり、市街化調整区域の地縁者限定とか、そういったテーマを決めながら見学会の検討をするなど、利用促進を図っていきたいと考えておるところでございます。

志水正幸議員 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 志水正幸議員の一般質問を終わります。

次、２番目の質問者は牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

- １、福崎町特産もち麦・もちむぎ製品について
- ２、定住・移住促進について
- ３、図書館の利用促進について

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 議席番号３番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、１点目の福崎町特産もち麦・もちむぎ製品についてでございます。

福崎町では、昭和６１年から特産品としてもち麦を取り上げ、さまざまな取り組みが展開をされてまいりました。

近年、もち麦はテレビの放映を通じて、健康増進のための食品としての価値が認められ、全国的に注目を集めております。

その効果で、福崎町産もち麦精麦は、ネットを通じ全国から多くの注文があり、調整販売を余儀なくされるほど大人気商品となっています。

もち麦精麦が健康によいということは、今日全国的に知られるようになり、今が全国展開する絶好のチャンスでもございます。今後さらに福崎町特産品としてのもち麦の価値を高め、販売はもとより、ふるさと納税の返礼品として、もち麦精麦を主要なものとして、全国から多くの納税をしていただくには、収穫量等についての研究が欠かせないと私は考えます。

まず初めに、宮内議員は農業問題にも造詣が深く、もち麦に関しても今まで多くの質問をされておられますので、重なる部分があると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、平成２７年度のもち麦の作付面積、収穫量について、お尋ねをいたします。

農林振興課長 平成２７年度作付で、平成２８年度産のもち麦の作付面積は４１．６ヘクター

ルで、収穫量は約 61 トンでした。

牛尾雅一議員 今、27 年度のもち麦の作付面積と収穫量を答弁いただきました。

単純に考えますと、前年の 26 年度に比べて、作付面積を約 4 割ふやされています。26 年度と比較しまして、同じ数値を当てはめると、収穫量は 64.5 トンとなると、計算上はね。ところが実際は約 57.5 トンということでございます。

そして、28 年度産におきましては、面積を 41.6 ヘクタール、ということでございますので、計算上では 26 年度に比較した場合、同じように計算かけますと、79 トンというふうになるんでございます。

ところが実際の収穫量は 60.7 トンということでございます。

気候的にはその 26 年度とそんなに大きく変わらなかったんじゃないか、27 年度、28 年度がですね、と思いますが、これほど収穫量の違いが出ております。その原因について、お尋ねをいたします。

農林振興課長 28 年度産のもち麦の収穫ですけれども、収穫前の天候の影響で、とれなかったというふうになっております。

もち麦の生産組合では、姫路の普及センターの指導のもとに、1 カ月に 1 回の巡回の指導をやっておりまして、ほ場の排水対策を主にして、いろいろな方策を検討しながらやっておるんですけれども、なかなか天候には勝てないというような状況になっております。

牛尾雅一議員 雨が多いということでございますが、それでは、今現在福崎町がつくっていただいております米澤 2 号のほかのもち麦の品種というのはどういうものがあって、それらの品種についても、雨に弱いとか、倒れると、そういうふうな同じような品種なんでしょうか。

農林振興課長 米澤モチ 2 号のほかの品種でありますけれども、四国、九州、近畿、関東地方で奨励品種として栽培されているイチバンボシというものがあります。また、愛媛、香川、徳島、茨城で栽培されているダイシモチ、それから、愛媛県で栽培されているイチバンボシの後継のマンネンボシ、大分、山口でイチバンボシの後継として奨励品種に指定されているトヨノカゼ、低ポリフェノールで炊飯後に変色しにくいとされるキラリモチ、ベータグルカンが従来品種の 2 倍以上の含有量のビューファイバーは、茨城県等で作付されております。

このような品種につきましては、大麦の効能というのが、最近全国的に注目されるようになりまして、研究センターでも、新しい品種を開発されておりました、収量についても米澤 2 号より有利な品種というふうに考えられます。

牛尾雅一議員 そうしますと、一概に言えないんですが、福崎町におきまして 27 年、28 年でその米澤 2 号でさっきの収穫量でしたが、仮にほかの品種を採用していた場合は、はるかに収穫量が多いということが想像できますか。

農林振興課長 まず、米澤 2 号を切りかえるということのほうが大きな問題というふうに思っております。収穫量だけで決められるようなものではなくて、栄養成分とか加工性、それから歩留まり率、それから麺の適性とか食味とか、あと消費者の反応とか、いろんな要素が絡んでくると思いますので、一概に収穫量が多いからといって、そういった品種をすぐ選ぶというようなことはできないと、いうふうに考えております。

牛尾雅一議員 今、課長の答弁でありましたように、いろんな品種で成分、食品の成分というんですか、ベータグルカンが多いのもありますとかいうふうなこともありますので、福崎がずっと大事にされて、また非常においしい、ベータグルカンも豊富な米澤 2 号は大事なんですが、またそれに匹敵し、またそれ以上のものがある

るのならば、また研究をしていただきたいと思います。

といいますのは、農家の方も一生懸命つくっていただいて、ある程度平均的にとれるというんですか、天候に大きく左右されにくい品種でつくっていただくということは、これから先ずっと福崎町がこの健康食品ということで、もち麦精麦を全国に売っていこうという戦略だと思います。そうすることによって、ふるさと納税にもつながり、そして今、福崎町がいろんな日本全国から河童の施設とかいろんなことで注目もされております。ますますこの需要がふえるということも考えられますので、とにかくそのいいものをたくさん、内容のいいのがたくさんとれる、そういう品種をぜひ研究をしていただきたいと思いますというふうに私は思います。

そうしますと、今、課長が米澤２号は、変えるということが大きな問題と言われましたが、米澤２号は雨に弱いとか、そういうことがありますので、米澤２号の品種改良というのはもうできないんでしょうか。

農林振興課長 米澤２号そのものの品種改良というのはできません。ただ、作付の技術とか、そういった方法で収穫量をアップとかいうことを今研究しているところであります。

それから、他の品種につきましても、生産組合の皆さんに協力をお願いしまして、３品種とか２品種とか、実証圃で研究しているところであります。

牛尾雅一議員 この２９年度、作付面積を５０ヘクタール、収穫量としては８５トンを考えていますと、先日町長から説明をしていただきました。

需要が多いものですから、耕作面積もふやしていかなければなりません。そうしますと、もち麦を栽培するのに適した土地だけでは、そんなにたくさんのほ場いうんですか、土壌というんですか、田んぼを確保できません。ということで、町内全域でつくっていただくということになります。

そうしますと、土地、地域によっては、水はけ悪いということで、向かない土地とわかっておっても、生産を上げると、そういう意味もありまして、つくらざるを得ないということがございます。

ですから、その町の特産品としまして、今後生産向上に向けて、そういった田んぼというんですか、つくりにくい田んぼでもつくらざるを得ないということもありますので、そういうことに対する支援体制いうんですかね、水はけとかそういうようなこともあると思うんですが、支援体制を考えていただきたいと思いますと思うんですが、その点はいかがでしょう。

農林振興課長 大麦、もち麦の生産はもう排水対策で始まって、排水対策に終わるというふうに言われるほど、それが収穫量に反映するというふうにも聞いております。

土壌、つくる場所なんですけれども、土地改良事業の中で補助金とか、そういったものがあれば、それに乗っかってお金を負担してでもやりたいということであれば、その事業を使ってやっていくという部分と、もう１点、暗渠、弾丸暗渠の制度とかも今検討しているところであります。

牛尾雅一議員 検討をしていただいてということですので、とにかく安定した収穫が得られるような条件で、そしてその町の特産品ということで、頑張ってつくっていただける。その生産者の方に意欲を持ってつくっていただけるような条件が整えていただく支援というんですか、それを求めておきたいと思っております。

それで、収穫されましたもち麦の原麦を精麦、その粉、焼酎用の原麦などの製品化の割合というのは、どのようにルールというんですか、決められているんでしょうか。

地域振興課長 もち麦原麦の使用状況を、第２７期の実績で申し上げますと、製粉加工したも

のが 9.4 トン余り、精麦加工したものが 32 トン余り、もち麦焼酎として原麦で使ったものが 6 トンで、合計約 47.5 トンを使用しております。

牛尾雅一議員 そうしますと、29 年度は 50 ヘクタールで 85 トンが収穫できるんじゃないかということでございます。そうしますと、非常に収穫量が多いんですが、その割合はどのようになるんでしょうか。

地域振興課長 今現在ですが、精麦のほうはテレビ等の放映、また雑誌等によってもブームとなっておりまして、非常にたくさんの販売ができておる状況で、販売調整なんかも行っているところでございます。

そういった部分の精麦として販売する部分にあてましたり、先ほど、農林振興課長が申し上げましたとおり、年によりまして、収穫量が異なっておりますので、在庫として抱えて、安定的な販売を続けていきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 精麦が非常に好調ということで、在庫として持っていておりましたら、精麦の需要がどんどん来ますと、それを使っていただけるということで、粉と原麦については、そんなに急にというんですか、数量変わらないと思いますので、精麦に回していただけるということで、安心というんですかね、もっともっとほんまは売れたらいいんですが、と思います。

その精麦についてですが、いろんな食品成分表示というのが商品の裏にはついておりますね。もち麦に関しても、その成分がわかっておれば、裏にその成分表を貼りつけるということをしなると、よりそのベータグルカンが多いとか、ほかにももっと健康にいいものがあるということがわかって、よりその販売につながると思うんですけど、その点はどうなんですか。

地域振興課長 機能性の表示につきましては、保健所のほうからも表示できる部分、表示できない部分というような形で指導等もございます。そのあたりを機能性表示も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

現在のところ、精麦の裏側につきましては、成分表示等を行っていない状況でございます。

牛尾雅一議員 その機能性表示食品の許可をいただくというなりますと、栄養成分についても、また発表していただけるということでしょうか。

農林振興課長 今年度、地方創生の加速化交付金事業で、もち麦の精麦の機能性表示の届け出の受理を願っております。それが受理されますと、製品にもち麦の持つ効果とかなを書けるというようなことになっております。

議長 通告にない質問でございますので、答弁のほう、わかる範囲で答弁をしていただいたら結構かと思います。

質疑者のほうにも十分配慮いただきたいと思います。

牛尾雅一議員 失礼をいたしました。ぜひその機能性表示食品という、表示の許可というんですか、今年の地方創生加速金を使ってされるということをお聞きしておりますので、ぜひそういうことを早く実現できれば、ますます福崎町のもち麦精麦についての値打ちというんですか、全国からの注目も高めますので、取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

そして、今その全国的にふるさと納税、ふるさと応援寄附金のことがテレビでも新聞紙上、そしてまたそういういろんなところから聞こえてまいります。福崎町の 27 年度の寄附金の額をお聞きしようと思ったんですが、以前に教えていただいております。約 2,680 万円というふうに教えていただいております。

この数字は、県下では何位ぐらいになるんでしょうか。

企画財政課長 4 1 市町中、2 7 番目であります。

牛尾雅一議員 2 7 番目といえば、真ん中より、ちょっとということですよ。

隣の市川町が2億円とか新聞出てましたんで、福崎町も近いような数字になればというふうに思うんです。

もち麦、お米が去年もすごい人気で、福崎町も市川町と変わらずお米がおいしいところでございます。

お米プラス、福崎はもち麦がございますね。そしたら、もち麦精麦の非常に健康食品ということを考えますと、また、今若い人たちはスーパーに行きましたら、お米を洗わなくてもご飯が炊ける、無洗米というのがよく売れるということを知ります。

もち麦が水溶性ということもありまして、ご飯炊くときに洗う、お米研ぐときに洗うと何か水で養分が出るんじゃないかというような気もしますので、お米と精麦をコラボ、混合して、板坂の営農の方は売られているということを知っていますが、その普通のお米に加えて、それとはまたプラス付加価値を上げるという意味で、無洗米にその精麦を入れていただくと、何の手間もなく炊けるということで、今までにない、違った人の需要ができるんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

企画財政課長 先ほどのことは応援寄附金にということでしょうか。

牛尾雅一議員 そうです。

応援寄附金は福崎町以外の方がほとんどということで、都会というんですか、町の方も多んじゃないかということを想像しまして、そしてまたこれから先ずっと応援をしていただくということは若い人にしていただくと、ずっとまだまだ長く長く続くという意味もありまして、若い人が好まれるような形態のものを返礼品に加えていったらどうかなという思いでございます。それで今そのように述べました。

コインを入れて自動的にお米つくるところでは、今何かその無洗米にできるらしいんですけども、私も実際はそれしたことがないんですが、そういう設備が要るのかもわかりませんので、そこらはまた検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、平成27年度のもちむぎ食品センターの決算は、例年に比べて非常に、大変多くの利益が出ておりまして、まことに喜ばしいことでございます。

ですが、人の好みによるんですけれども、もちむぎ麺の食感とか味が、好まない人もいらっしゃるということも知ります。もっと、それが適当な言葉かわかりませんが、万人受けするような改良とか、品質の向上というものが要らないかとも、私は思うんですが、そのような方策はあるのでしょうか。

地域振興課長 もち麦につきましては、麺にならないと考えられていたもち麦を、古来からの石臼製法に基づいて製粉し、伝統的な製法を受け継ぎながら編み出された独自の製麺法によりつくられた麺で、開発過程では県物産協会の協力を得て、全国各地で開催した試食会でアンケート調査を実施し、多くの方から味については満足しているという回答を得るほか、要望に対する改善を加えるなどの食感や味の向上に取り組んで来たところでございます。

もち麦独特の香ばしさを持ち、こくがあってこしが強く、長時間煮ても煮崩れを起こさないということで、平成5年度には農林水産省食品流通局長表彰を受賞しており、この製麺技術や味を守っていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 以前そのもちむぎ麺を、粉と小麦の割合、もち麦粉が20%、小麦が80%というふうにお聞きしました。もち麦という表示をするには、15%のもち麦の

粉があれば、今の２０％を入れなくても、その表示ができるということもお聞きしております。

今、課長の答弁で非常に食感もいいということでございます。ですが、何か、ざらざらするというような人も、好みですが、あります。仮に、１５％に粉をしまして、小麦粉を８５％、小麦粉８０％で、小麦粉以外の味がよくなるような、ほかの粉があればいいんです。そういうことで、１５％にもち麦粉をした場合は、形状とか色とか非常に変わって、今のものとは全く違ったような、そういうようなものになるのでしょうか。

地域振興課長 先ほども申し上げましたが、開発過程ではさまざまな取り組みを積み重ねまして、今現在のもちむぎ麺があるものと考えております。

そういった中で、この味を守っていきたいというような形で製品化したものという形で信じておりますので、今の味、これが皆様に愛される味というふうに考えております。

牛尾雅一議員 答弁よくわかりました。

しかしながら、そのもちむぎ麺を最初につくられてから、２５年ほど経過しておるんですね。時代の変化ということもありますので、また検証というんですか、仮にちょっとこうしたら、今の現代の食感に向いてるとか、そういうこともあるかもわかりませんので、その研究もしてほしいと思いますが、その点についてはどうでしょうかね。

地域振興課長 味の部分につきましては、産地振興協議会とか、そういった場でも検討をしてみいりまして、消費者の皆さんの思いというような部分も把握しながら検討していきたいというふうに考えます。

牛尾雅一議員 機会をつくっていただいたりして、検討していただきたいと思います。

それで、もち麦精麦もですし、もち麦製品も、東京のアンテナショップでも、販売をさせていただいております。

首都圏での販売拡大というのか、以前からよくお聞きするんですが、東京の首都を制するものは全国を制すとかいうようなことも聞いたこともございます。

アンテナショップのほかに、首都圏での販売をされてるところはあるのでしょうか。

地域振興課長 東京のアンテナショップとして、有楽町の交通会館にある兵庫わくわく館と、神田のコロンブス・ハウスがあります。いずれのアンテナショップも、売上高が年会費を上回っていないという状況ですが、もち麦商品の紹介という面では、一定のＰＲ効果があったと考えています。

特に、ホテルやレストラン、デパートや物産展など、首都圏での取扱店舗にはありませんが、個人の通信販売などの売上に貢献しているものと考えております。

牛尾雅一議員 今答弁いただきましたように、収益にならなくても、広い意味の収益になると、将来に向けてのまたその収益にもなるということでございます。

そういう意味もありまして、東京で有名になるということとか、福崎町をＰＲすると、そして柳田國男先生とか、また今の河童の人気を東京でも広げるというようなこともありまして、役場の職員の方、１名、１年、今はその非常にその全国的に注目されているときでございますので、１年間でいいのでございまして、東京に派遣されまして、東京でその柳田國男、また福崎町のいろんないいところ、それと、もち麦のＰＲとか、福崎町の魅力を発信していただいて、福崎町へ人とかものとか金、お金ですね。その呼び込み、町の経済の活性化をさせる活動ということで、専念させるために、職員の方１年間、将来のためと

いうんですか、すぐにはその収益というんですか、効果はないと思いますが、将来ずっと今から先も含めて、福崎町のためにそういうことをしていただけるというのは、無理なことなんでしょうか。

地域振興課長 効率的な自治体運営を進めていく上で、もち麦や観光のPRのため、東京に職員を常駐させることは困難だと考えています。

健康志向を背景に、もち麦の持っているすぐれた機能性について、引き続き、テレビや雑誌等に取り上げていただけるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、職員の方もぎりぎりの人数でされてますし、いろんな面でということですので、仮に福崎町出身の、東京圏に多くの大学生の方がおられると思います。

土日とか、学生のアルバイトの方を募集しまして、今は非常に河童がブームでございまして、地域振興課で河童が移住促進のビデオをつくられたときに、町内をずっと河童が走る。非常にいいのがありますので、その河童のぬいぐるみを着ていただきまして、アルバイトの方ですから、学生ということで、スーツが合うと思うんですが、もち麦だけじゃなしに、柳田先生について、また河童もあり、もち麦もというようなことと兼ね合わせまして、有楽町のアンテナショップのところとか、また、その街頭に出てもうて、そういったことを活動というんですか、事前にそこら注意しとかなないと、びっくりされたら困りますが、そういう事情、ある程度そういうような目配りもしていただいて、そういうことをもし実現できましたら、テレビの目にもとまって、そして、放映されるということになると思うんです。

そうしますと、福崎町、また河童、もち麦製品が爆発的に有名になるんじゃないか、今まで自治体とかそういうようなところがされたようなこともないと思いますので、全国ネットのテレビ局で取り上げられましたら、非常に有名になる、ということは、福崎町に何か愛着持ってもらえとか、福崎町はいい町で、特別な町と思っていただけるということは、この先に申しましたふるさと応援と、福崎町を応援してやろうという気持ちになっていただきましたら、その寄附金にもつながりまして、非常にその効果が出るというふうに思います。

ですから、東京で使われる経費の何倍ものその応援の方ができるんじゃないかというふうにも思います。

何はともあれ、全国的なその展開を図って、この精麦の機能性食品とか、今の河童ブーム、天狗もそうですが、その機会を逃すことなくPRに努めていただきまして、福崎町が多く、全国から多くの方に知られ、そしてまた応援していただけるように求めておきたいと思います。

次に、2点目の定住・移住促進についてでございます。

今日のその我が国におきましては、人口減少と少子高齢化が深刻化しておりますので、当町でも今後人口減少が予測されますので、町内外から人が集まる魅力あるまちづくりを進め、人口を呼び込む、また、人口を減らさない努力を行っていただくことが重要ではないかと思えます。

今日、全国の各自治体が、定住・移住者支援ということで、住まいにかかわる支援制度に力を入れておられます。当町においても、支援制度を確立し、定住・移住人口の増加を図ることが大事だというふうに考えます。当町の定住・移住促進に向けた取り組み状況について、お尋ねをいたします。

企画財政課長 移住・定住につきましては、現在のところ総合戦略アクションプランにおける移住・定住促進についての具体的な施策ですけれども、空き家データベース

テムの構築、またその空き家情報を提供することにより、その利用促進を図り、また、それらの空き家住まい体験事業でありまして、その他関連事業としまして、ＪＲ福崎駅周辺整備や、都市計画の見直しの推進、土地利用計画及び特別指定区域の見直し、また、民間開発の誘導などにより、良好な居住環境を構築することにより、移住・定住を促進することとしておりまして、これらの施策と合わせ、調和のとれたまちづくりを積極的に進め、活力にあふれ、風格ある住みよい町を目指すことにより、福崎町への新しい人の流れをつくることとしておりまして、それ以外には、空き家再生等推進事業を、その補助金交付要綱を定め、取り組んでおります。

牛尾雅一議員 他市町のように、新たによその市町から福崎町に住まれて、移住で新築されたら２０万円とか３０万円とかいう、そういうふうなことは、今の答弁ではないということでございますね。

お金がいいか悪いかということは、後に回しまして、昨年度、福崎町におきまして、新たに町内の方が家を建てられたとか、他市町の方が新築されてここへ住まれたというようなことは何件ほどあるんでしょうか。

まちづくり課長 平成２７年度の建築確認申請の状況で申し上げますと、建築確認の申請の総数につきましては、１１２件でございます。

そのうち、専用住宅の新築は７８件、増築は１１件ございました。

１１２件のほかには、工場、店舗、倉庫などの２３件を含んでおります。

そのうちの何件町内の、町外の方がということでございますけれども、専用住宅の新築につきましては、７８件ございますが、町内の方は５０件、町外の方は２０件でございます。不動産業者の方が売却目的で８件建てておられます。

専用住宅の増築についても申し上げますと、１１件のうち、町内の方が９件、町外の方が２件でございます。

牛尾雅一議員 今、説明をお聞きしまして、町内の方が５０件、町外の新築２０件ということでございまして、福崎町は非常に住みやすいところ、交通の、いろんな条件で住みやすいということで、新築されました町外の方は、まず町内の方も含めてですが、ある程度その引っ越しの費用になるというんですか、そういうふうな手助けという意味もありまして、２０万円とか、補助制度をつくっていただきましたら、この数がもっとふえるんじゃないかと。１件でも多くの方々が新築されることによりまして、定住につながり、町の長い将来に向けての発展につながりますので、今はされておられませんけども、そういう制度をつくっていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 先ほども言いましたが、総合戦略アクションプランを進めることにより、移住・定住を進めるということにしておりますので、今のところは考えておりません。

牛尾雅一議員 直接そのことと関係ないんですが、福崎には神戸医療福祉大学がございまして、大学の方が卒業されまして、町内に残っていただくということは非常にありがたいことと思うんですが、その大学生の方に福崎町での定住、姫路から通われていたら移住になりますが、そういった大学に対してのＰＲはされておるんでしょうか。

地域振興課長 福崎町と大学と連携した雇用対策としましては、工業団地の立地企業の概要を紹介するパンフレットを作成し、大学やそのほかにも高校等に配布するなどの情報提供を図っております。

また、直接大学と連携という形にはならないかもしれませんが、商工会を通じまして、就業活動中の学生らがバスで企業を回るジョブ・トラベルという制度

の活用ですとか、中播磨北エリアでの就職面接会を実施しておるところでございます。

牛尾雅一議員 学生の方に定住していただくには、全て雇用ということがかんできますので、今そういう取り組みをしていただいているということが、雇用につながればというふうに思っております。

さっきの志水議員の質問に重なるかもしれませんが、国のその補助事業であります地域おこし協力隊という制度を活用いたしまして、都市部の若い方に農業に参画とか、農業体験とか、そういうことをしていただきまして、農業、営農さんとかにお世話になってできると、実際自分もこうできるんじゃないかというふうなことを実感されて、定住してもらおうということになりますと、非常にありがたいことでございますので、この地域おこし協力隊という制度、補助事業を活用して、まちづくりに参画、そういう都会の方、若い方とかいろんな、田舎暮らしをしたいとか、いろんな方にしていただくようなお考えはございませんでしょうか。

企画財政課長 今、そのような計画はしておりません。

牛尾雅一議員 地域おこしといいますと、何か過疎地の事業かというふうに、地域おこしというその文面を見ますとなるんですが、調べましたら、東京の多摩とか、ああい都市部でも実施されておる補助事業でもございます。

福岡は確かに役場周辺、ここは非常に都市化しておりますが、当町においても、八千種地区とか、その町の一番端、農村地域では、この制度はなじむんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうかね。

企画財政課長 この制度につきましては、市町の区域の全部または一部が過疎、山村、離島、半島の地域であることが地域要件となりまして、地域おこし協力隊員の報酬費、活動費等の2分の1の補助、上限200万円を国から受けられるというものであります。

よってこの福岡市は、この地域おこし協力隊を活用することはできますが、国からの支援が受けられないものであります。

このため、今のところ、そのような計画はしておりません。

牛尾雅一議員 そこまでわかっておりませんでして、それでこの質問を書きました。町に負担をすごくかけるようなことでございましたら、またマイナスになるということもございます。

ですから、またこういう今地方創生のいろんなその補助事業、補助メニューいろいろのたくさんあると聞きますので、今その言いました農業、福岡市においても、八千種地域とか、そういう地域に合うようなメニューがございましたら、ぜひ活用していただきまして、農業の担い手になるような方が町から来ていただくとか、そして農業の勉強を営農組合さんに一緒になって助けていただいて、していただいて、農業やってみようかというふうな人が出てきていただくということが、これからのその地域の発展につながりますので、いろんなことを考えていただきまして、効果のある事業を、また考えていただいて、検討していただきたいと思います。

そのことが結局人口の増加とか、労働人口の増加にもつながると思いますので、検討のほうを求めていると思います。

続きまして、3点目の図書館の利用についてでございます。

図書館の入館数、また貸出冊数は平成17年開館以降、職員並びにたくさんの図書館応援隊の方々の努力によりまして、おおむね毎年増加をしており、非常に素晴らしいことでございます。

さらに住民の方の利便性の向上を図るため、現行での閉館時間は金曜日のみ、週1回金曜日のみ、普通の日には6時を午後8時までとしていただいておりますけれども、土曜日でも午後8時までということにはできないのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 現在、金曜日は午後8時まで開館しておりますが、利用状況を見ますと、ほぼ仕事帰りの利用者となっております。

また、図書館利用者は60代が最も多く、その次が子育て世代の30代の順になっておりまして、土曜日の夜の利用は余り見込めない状況であります。

ですので、金曜日の開館延長で十分対応できていると思っております。

牛尾雅一議員 その平成27年、去年の11月より、播磨圏域の7市8町で図書館の相互利用ができるということになりまして、当福崎町の図書館においては、入館者数、貸出冊数が大きく伸びております。

このことは、当図書館が町内外の住民の方にとって、まことにすばらしい施設であるからでございます。

ただいまの答弁で、土曜日の利用が見込めないということでございますが、この播磨圏域ということで、福崎町以外の方が非常に多く利用されるようになっていくということもございます。そうしますと、市川町、神河町、香寺町、夢前町、姫路市の山田、あの近辺の方が来られてるんじゃないかというふうに想像するんですけど、そういう方々が、今、通勤帰りということですが、土曜日でも8時までということになりますと、そういう方の利用がふえるんじゃないかというふうに思います。

そして、福崎の図書館は、町を挙げて誇れる施設の1つでもございます。町のイメージアップにもつながりますし、また、昼間の人口、昼間人口がふえますし、8時までだったら余裕を持ってということもありますので、そういうことで、福崎町にますます多く来ていただきますと、広い意味で、福崎町のよさが非常に実感していただけたら、今、先の項目でありましたように、福崎町に住みたいとか、住み続けたいと、他市町からまた移り住んで、また、今現在福崎町の住民の方々も、福崎にもうずっとこれからも住みたいと、また、最近非常に多くの方が割と新興住宅なんかの、分譲住宅で移住して来られてる方も、さっき20件、町内からってありましたから、そういう方も定住につながると思います。

土曜日の8時までというのは、全く無駄でもないと思うんですが、そのあたりを踏まえまして、再度答弁をお願いいたします。

社会教育課長 先ほども利用状況を申し上げたんですが、余り、他の市町向けに開館というのは考えてございません。

牛尾雅一議員 福崎町の図書館ですが、相互利用するということで、大きなその題目でされていきますので、広い心でもって、そういうふうにしていただくことは、よそからの人が多く町内に入ってこられるということは、町の活性化にもつながるといふふうに思いましたので、そのように質問をさせていただきました。

土曜日がそんなに効果がないということもございますが、また考えてみますと、近年非常に、今年は特にだったんでしょうが、7月、8月は福崎町が非常に気温が高いという状況でございます。年寄りの方、歩いてとか、自転車で図書館に来られてる方もあります。7月、8月の2カ月間は、開館時間を30分繰り上げて、9時30分ということにはできないんでしょうか。

社会教育課長 朝の開館時間を早めますと、その分1日の開館時間も長くなってまいります。今のところ、多くの希望も聞いておりませんし、利用者も順調に推移しており

ますので、現行の開館時間でよいと考えております。

牛尾雅一議員 理に合っているんですが、気候とか、そういうこともありますので、また来年もこんなに暑い夏が続くようであれば、また検討のほうをしてほしいと思います。

住民サービスというんですか、こういう文化施設というのは、非常に大事な施設でございます。町民の方にとって、生涯学習とか、いろんな意味で図書館は非常に大事な施設でございます。少しでも皆さんが喜んで使っていただけるような、体制をとっていただきたいと思います。質問をさせていただいております。

そして、現時点での蔵書数というのは、データをいただきました。そうしましたら、開設時に比べまして、蔵書数、また入館者数ですか、そして貸出冊数もおおむね倍になっております。今、課長が言われましたように、非常に利用が多くてスムーズで、この数字見ましたらもう全くすばらしいことでございます。

その蔵書数がふえ続けますと、スペース、保管しておられるところのその閉架のスペースとかいろんなことも出てくると思うんですが、蔵書数が多いほど、めったに見られない、誰もが見ないような図書を保管、蔵書に置いておく図書館がすばらしいんだということも聞きます。

そういうこともあって難しいんですが、どれほどの冊数を蔵書されようと思っておられるのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 27年度末の蔵書数は13万5,500冊で、毎年6,000冊程度購入しておりますので、あと3年ぐらいは、このままでもふやしていくことは可能でございます。

まだ閉架スペースの改造によりまして、1万冊程度をプラスすることができまので、最終的には16万3,500冊程度にはふやすことが可能だと考えております。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。一般質問を続けます。

牛尾雅一議員 午前中にその図書館の蔵書が13万5,500冊ですか、今年も6,000冊ふやしていただけるということにして、大変多くなってますね。

そしたらその今、開設当時の館内に出していただける冊数、開架というんですか、その冊数は開館、開設当時と同じ数が出ているんでしょうか。

社会教育課長 平成17年度の開館当時の蔵書点数は7万2,000点でございました。開架でのスペースは6万冊ですので、開架に置いていたのは、当初から同じ冊数ということになります。

牛尾雅一議員 私も、たまには行かせていただくんですが、関連の書物がずっとありますので、より多く開架というんですが、出していただけたらありがたいと思うんですけど、こんだけたくさんの冊数になってますから、その開架をふやしていただけるということは無理なんじゃないでしょうか。

社会教育課長 現在の書架は車いすの方にも利用しやすい高さ、車いすも通りやすい広さでつくられておりますので、開架での書架の増設は難しいと考えております。

しかし、閉架では、現在固定になっている書棚を可動式にする等の変更が可能でありますので、新たなスペースの確保はできると考えております。

牛尾雅一議員 車いすの方がいうことですので、その今、棚の高さを見ましたら、何かよそでは、本屋さんとか行きますと、もう一段高くして、その高いところとるときは、踏み台を置いてあるということもあるんですが、今、車いすの方が届かれる高さということで、その上にもう一つ棚を積み上げるということは無理なんでしょうかね。

社会教育課長 構造上は可能であるかもしれませんが、防災上でも少し危険があるかなと考えております。

牛尾雅一議員 わかりました。そしたら、閉架というんですか、奥に保管してあるのがたくさんあるということですので、自分が借りたいという本を探すというんですか、もし裏の閉架のどこにあるのかなということを探さないけませんので、その検索システムというのは、私行かせてもらったら、2カ所ありました。入り口のところにね。

そしたら、こんだけたくさんのその利用者なり、また冊数もふえてるということでしたら、そのシステムは当初から2台ですので、その蔵書数が倍になってますし、利用者も倍ですので、その検索システムの数も多く必要じゃないかと思うんですけど、そのあたりをお願いいたします。

社会教育課長 現在、蔵書検索用の端末は2台ありまして、混雑している場合等はカウンターで言っていただきますと、職員が検索もいたします。

また、利用者用パソコンが4台ございまして、そちらも検索が可能でございますので、利用していただきたいと思います。

牛尾雅一議員 今、皆、スマホとかいうことで、なれておられると思うんですけど、お年寄り、ある程度高齢の方でしたら、受付の方がしていただけるということです。

この検索、私の知り合いが、混んでて、なかなか順番が回ってこなかったいうことを聞いたんですが、そういうことは、たまにあることなんでしょうかね。

いや、検索システムがね、先の方がされてて、自分がしたいんやけども、なかなか順番が回ってこんということは、もうめったにないことでございますか。

社会教育課長 混み合っている場合もあるとは聞いております。

牛尾雅一議員 そして、今何かパソコンの4台でできるということを言われました。そしたら、図書館をよく利用される方には、そういうことをまた周知をしていただいたら、その検索システムのほうは、なれてない方がされて、パソコンに詳しい方はそっちを使っていたらということ、案内をまたしていただけたらと思います。

そしたらそれが解消しますもんね。6台になるということですからね。その点また、案内というんですか、そういうことをお願いしたいと思います。

私の知り合いが、三、四人のグループで、何か調べ物とか、何かそういうようなことをするときに図書館にたくさんの書物があるので、利用したいということで、多少お金を払ってでもいいんで、部屋をグループで四、五人とか三、四人が使えるような部屋を貸し出してもらえようことができれば、非常にありがたいというようなことを聞いておるんですけど、その点はどうでしょうか。

社会教育課長 部屋として利用できるスペースは会議室、メディアルーム、談話室、朗読室がありますが、どの部屋も図書館応援隊が活動場所として利用しているため、貸し出しできる日数が限られてまいります。

今のところ有料での貸し出しは考えておりません。

談話室、または、これからの季節でしたらウッドデッキなどは、どなたでも利用していただけますので、そちらを使っていただきたいと思います。

牛尾雅一議員 ウッドデッキというのは、囲いがない。

そうしますと、真夏とか真冬は使いにくいということですよ。

学生の人は図書館にある本を参考にして、今の勉強に生かすという意味で利用されていると思うんですが、学生の方もそういうふうに四、五人とか、三、四人であれば、わからないところをすぐ教えてもらったり、効率がいいということなんですけど、余りその多くで図書館で長時間使うというのは、他の人の利用のこともあって、なかなか難しいというふうなことで、皆、利用してないと思うんです。

その学生の方が四、五人でそういうふうな利用というのもできない、今と同じようにできないということなんですけど、今そのデッキのところで、暑さ寒さをカバーできるような建物、簡単な建物をいうんですか、部屋みたいのをポンポンとこう何かつくってあるようなのがありますよね、1つずつ。そういうなもんを置いて、そういうふうな利用につなげるというようなことはできないんでしょうかね。

社会教育課長 今のところ、図書館の増設は考えておりませんが、文化センター、エルデホール等でしたら、部屋貸しが十分可能でございますので、そちらのほうもまた利用していただけたらと思います。

牛尾雅一議員 そうしましたら、そういうふうな旨も張り紙でしていただけたら、そういうふうなことで使いたいなと思ってる人が、文化センターのほうでお願いしようかなということにもなりますんで、そういうふうな周知もまた考えていただきたいと思っております。

今の図書館は、女性の職員の方が中心の職場でございまして、そういうことで、今、非常に多くの方が利用されるということで、不特定多数の方が来られております。

ですので、危機管理というんですか、昨今、思わないような事件とかありますので、そういうことも考えまして、館長として、社会教育課長が兼任をさせていただいておりますけども、常時おっていただくということはもう不可能なことでございますので、人事異動というんですか、そういうときに男性の職員の方の配置を計画というんですか、そういうこともあるのかなと、そしてまた、男性の職員を配置していただきましたら、今言いました危機管理の面でもまた、効果もありますし、そして男性の視点の企画とか、そういうこともあって、またある意味、今までにない変化、いい変化が出るんじゃないかということも思います。

そういうことを含めまして、その点について、男性が企画ということになりますと、今は男性の利用のほうで、私ずっと図書館行かせていただきますと、女性のほうが断然多いようにも見えます。ですので、男性の利用もふえるんじゃないかとも思うんです。

そのことも踏まえまして、いかがでしょうか。

社会教育課長 私が図書館長を兼務しておりますので、なるべくは足を運ぶようにはしておりますが、常駐はしておりません。しかし、館内の点検でございますとか、事業の方針を決定する打ち合わせ等には常に参加しております。

また、女性職員ばかりが選ばれて図書館に配置されているということではございませんので、今後、男性職員が配置される場合もあると思っております。

牛尾雅一議員 いろいろお聞きいたしました。図書館を初めといたしまして、文化施設の充実といいますのは、大切な住民の方々に対するサービスということでございます。

より住民の方が利用しやすい施設となるような取り組みを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は松岡秀人議員であります。

質問の項目は

- 1、空き家等の対策について
- 2、観光と農業施策について
- 3、河川改修について

以上、松岡秀人議員、どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号5番、松岡秀人でございます。議長のご案内のとおり、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初は、空き家等の対策についてであります。

最近、テレビや新聞、雑誌といったマスメディアを初め、インターネット上でも空き家問題に関するさまざまな情報が発信されております。

空き家が増大している大きな要因は、私は1つは空き家を撤去して更地にする、固定資産税の軽減対象外となり、税額が大きくなることが、まず1つだと思っています。

2つ目は、住宅事情でありまして、これは新築住宅であります。これは、景気刺激策としては非常に有効な手段であり、多くの人たちがかかわって、さまざまな経済効果を生んでいると、そして、もう1つは、これは全国的に少子高齢化と核家族増加、これによるものだと思っています。

さて、平成27年5月に、空き家等対策に関する特別措置法が施行され、当町も平成26年度から各自治会に依頼されて、空き家等の調査をされたと聞いております。

そんな中、今年の5月末に、私の住んでる地域で空き家が倒壊して、そして、隣の家に迷惑がかかるというふうな事案がありました。

そこで、何か町独自の対策がとれないかという観点から質問をいたします。

質問であります。午前中に志水議員がおいしい部分を先に持って行かれたので、残りを一生懸命頑張って質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、この住民の安心・安全の確保や定住促進のためには、福崎町においても空き家対策が非常に重要であると考えますが、空き家に関する相談窓口は、どの課で承っておりますか。まず、そこから質問をいたします。

まちづくり課長 まちづくり課の建築係が担当しております。

松岡秀人議員 この空き家は、人が住んでなくても、掃除や換気をするというふうに、たとえば月に1回ぐらい換気されている空き家もあると思いますが、どのような状態を空き家というふうに認定されているのか、答弁をお願いいたします。

まちづくり課長 区長会で空き家の調査をお願いしたときの定義をいたしましては、一般的に人の居住の用に供する建物で、現に人が居住していない、または使用していない状態にある建築物としております。

また、建物だけではなく、敷地、建物敷地及び敷地内にある門とか塀を含んでおります。

建物の清掃や敷地の草引き等、定期的に管理をされている場合でも、日常的に生活、利用されていない場合は、空き家に該当するという説明をしております。

松岡秀人議員 今、全国の空き家の数は約820万戸と、5年前に比べて、ざっと63万戸ほど増加しております。

これは空き家率で言えば、総住宅数に占める割合は13.5%、非常に大きな数字となっております。

また、兵庫県内では、約 35 万 7,000 戸、空き家率で言いますと、13%で、これも 5 年前に比べて約 2 万戸ふえたというふうな報道がありました。

さて、午前中の志水議員の質問にありましたが、27 年度では 317 戸というふうに答弁がありましたが、それでよろしいでしょうか。

まちづくり課長 28 年度も調査しておりますが、まだ集計が出ておりませんので、27 年度の数で、317 戸でございます。

松岡秀人議員 27 年度が 317 戸と、そしたら 26 年度から何戸ほどふえていますか。

まちづくり課長 26 年度には調査漏れもございまして、32 戸ふえて、317 戸となっております。

松岡秀人議員 28 年度の調査はまだと、いつごろの予定になっておりますか、報告されるのは。

まちづくり課長 区長様にお願いしております期限は来ておるんですが、若干調査がおくれている部分もございまして、集計が完了してないものでございまして、早急に集計したいと考えております。

松岡秀人議員 これも志水議員と重複するかもしれないんですけども、午前中の質問の中で A から D ランクまでに分類されておりましたが、A は 222 戸、B で 50 戸、C で 11 戸、D のうち、D の 1 が 19 戸で、D の 2 が 15 戸というふうな答弁があったと思いますが、その中で、私が言いたいのは、その区域ですね。志水さんは、利用できる戸数を聞かれたと思うんですけども、私は全体のその調整区域、あるいは市街化、あるいはその都市計画外の空き家の数を答弁願いたいと思います。

まちづくり課長 317 戸の内訳でございますが、市街化区域については 113 戸、市街化調整区域については 198 戸、都市計画区域外であります大字田口につきましては 6 戸となっております。

松岡秀人議員 それで、D のランクに分類された D1 が 19 戸、D2 が 15 戸となって、合計 34 戸のうち、27 戸に適正管理を促す通知をしたとのことですが、いつごろ発送されましたか。

まちづくり課長 通知の発送日は 7 月 13 日でございます。

松岡秀人議員 内容はどのようなふうな内容で発送されたんですか。

まちづくり課長 それぞれの物件の写真をつけてまして、文面といたしましては、建物の老朽化が進んでおりまして、今後、台風の時期を迎えて、隣家や通行人に被害を及ぼす恐れがあるということで、適正な管理をお願いしますという文章でございます。

松岡秀人議員 確実に全戸届きましたか。

まちづくり課長 通知先につきましては、税務課のほうに空き家の納税義務者の代表者を公的に照会をいたしまして、通知をいたしております。ただ、2 件通知が返戻されてきたものがございます。

松岡秀人議員 2 件返ってきたと、どういう理由で返ってきたんですか。

まちづくり課長 税務課に確認をしましたところ、1 名については滞納者であったということで、もう 1 名については、固定資産税の減免者ということで、返ってきております。

松岡秀人議員 1 名には滞納者で、もう 1 名は固定資産税の減免者というふうな答弁がありましたが、この 1 名の滞納者は何年ぐらい滞納されておりますか。

税 務 課 長 申しわけございません。手元に資料を持っておりません。

松岡秀人議員 それでは、その D に分類された空き家は、空き家の特別措置法でいうところの特定空き家になるのか、ならないのか、どちらなんですか。

まちづくり課長 空き家等の対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置をすれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態など、その周辺の生活環境の保全を図

るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家のことをいうと定義がされております。

Dに分類した空き家につきましては、この特定空き家に該当すると考えております。

しかしながら、一律に国の基準等で特定空き家とするものではなく、近隣からの距離でありますとか、集落内での苦情の有無、こういったものも考慮し、総合的に特定空き家の判断をする必要があると考えております。

松岡秀人議員 それではその特定空き家というのは、町内には該当する物件ありますか。

まちづくり課長 先ほどDにランクをいたしましたものでございます。Dの1といいますのは、建屋または外壁や屋根に一部損傷が見られるものでございまして、Dの2については、建物の屋根や柱の変形や崩落が見られるという非常に危険な状態のものを言っておりますので、それに該当いたします34戸については、特定空き家に該当するものと考えております。

松岡秀人議員 それではその特定空き家に対して、適正な管理を促しても反応されない場合や、空き家特措法や町の空き家条例では、勧告や命令、代執行等の措置を定めているが、今後、それらに対してどういうふうに進めていこうと考えておられますか。

まちづくり課長 現在も町民の方から苦情を受けますと、その状況を確認いたしまして、基本的には被害を受けている隣家の方と空き家を管理されている方との話し合いをお願いしているところでございます。

それでも応じていただけない場合につきましては、空き家条例につき、必要に応じまして応急措置として、最小限の安全対策を行いながら、助言または指導よりも強い勧告でございます。勧告を行います。

この勧告にも従ってもらえない場合は、さらに強制力の強い命令を発することになります。

法律や条例上では最終手段として行政代執行も想定されておりますが、費用の回収の問題や、個人の財産権を制限するということがございますので、慎重な対応を考えているところでございます。

松岡秀人議員 慎重な対応を考えられたらいいと思いますけれども、この人の居住の用に供する家屋の敷地に適用される、特例により建物があれば、200平方メートル以下の部分が6分の1に減額されており、固定資産税の減免が受けられなくなるために、住宅の解体をちゅうちょされている場合があると思いますが、勧告や命令を出してもなかなか従ってもらえない場合が多いのではないかと思います。

それよりは、解体費の一部を補助するとか、固定資産税の減免を解体後も一定期間猶予を認めるとかの措置が必要かと思いますが、この危険特定空き家の解体を促す補助金の創設については、どう考えておられますか、町長の答弁を求めます。

町長 今のところ、空き家対策についての補助制度等は考えておりませんが、兵庫県下には、解体撤去費用の補助制度を持っておる団体がございます。制度を調査し、検討を加えてまいりたいと、このように思います。

松岡秀人議員 検討を加えていただけたらと思っておりますが、いずれにせよ、この空き家問題というのは、行政指導や固定資産税の優遇措置の廃止といった施策も必要ですが、補助金などの施策もぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくご検討のほどを求めておきます。

それでは、続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、観光と農業施策についてであります。

まず、七種山観光の県道田口福田線の道路工事についてと、米の政策についてであります。

国民の祝日として、山の日が本年8月11日から制定され、国民の山に関する関心が高まり、森林の持つ癒やし効果など、さまざまな機能性が注目されるようになりました。

また、福崎町においては、七種山について、第5次総合計画の中で、七種三山、七種山、七種槍、薬師峯のさらなるPRを行い、リピーターを確保しますと取り組みが示されています。

加えて、七種山はつなぎ岩や笠岩等の奇岩や県下八景、県観光百選、近畿観光百景にも選ばれた七種の滝など、見どころが多く、兵庫百山にも選ばれ、近年登山愛好者からも親しまれて、この地に訪れる観光客は増加傾向にあると聞いております。

七種山に訪れられる観光客や、登山者の利便性を上げることが、観光戦術の上でも最も効果が高い、リピーターの増加を期待できるものと考えるところであります。

この七種山関係に関して、具体的な取り組み例があれば、予算とともに答弁をお願いいたします。

地域振興課長 七種山の観光としての取り組みは、平成27年度に受けたふるさとづくり推進補助金を活用した、播磨国風土記編さん1300年記念事業として実施した、七種山バイオトイレ設置事業に1,600万円、七種山薬師峯ルートの登山道を中心とした、倒木伐採や階段設置等の遊歩道整備に99万円、七種山に残る歴史や伝承について記録した説明看板3基と自生する樹木等の紹介札19枚を設置するのに43万円を支出しました。

そのほか、観光協会においても、ホームページに登山マップや登山コースを紹介し、利用者の利便性向上に努めているところでございます。

松岡秀人議員 いろいろと努力されていることは、ありがたいと思っております。

観光戦略としては、官民の協力が必要であると考えますが、具体的な取り組みがあれば、お教え願います。

地域振興課長 官民の協力体制としましては、福崎町山の会の協力を得まして、10月15日土曜日に青少年野外センターを起点とした約6.5キロメートルの七種山登山を予定しておりまして、参加者60名で募集を行っているところでございます。

このようなイベントを継続的に開催し、回を重ねることで内容も充実させ、町内外の山の愛好者へ七種山のよさをアピールしていけるものと考えております。

松岡秀人議員 今年の10月15日に七種山登山、こういうパンフレットで申し込みを募っておられると思いますが、きょう現在、昨日まででもいいですが、申込数は何名ぐらいの方が申し込みされておられますか。

地域振興課長 昨日までで22名の応募をいただいております。

松岡秀人議員 まだ日にちがたつぷりとあると思いますけども、現在の申込数をどのように捉えられておりますか。

地域振興課長 例年の状況も含めまして検討してみますと、直前に多数の方から応募をいただいている状況でございます。

今後もPRを続けながら、たくさんの方に参加していただきたいというふうに考えております。

松岡秀人議員 この野外センターもそうですけども、青少年野外センターまでの大型バスの通行が可能となるように、県道田口福田線の金剛橋西詰から道路改良工事の可能性はないのでしょうか、あるのでしょうか。いかがでしょうか。

まちづくり課長 この件につきましては、区長会からも毎年要望いただいておりますが、その都度、県と協議をしておりますが、県では行財政構造改革等によりまして、事業費の削減を受けており、事業が中断しております。再開は財政上非常に困難であるため、待避所設置等の可能な範囲で検討しますという回答を受けておるところでございますが、引き続き要望をしていきたい、このように考えております。

松岡秀人議員 現在においては、拡幅の道路工事は難しいというふうに理解してよろしいですか。

まちづくり課長 はい、県に要望しているところでは、財政上の事情でなかなか着手できないということでございます。

松岡秀人議員 聞くとことによりまして、平成30年に福崎町でひょうご森のまつりが開催されることとありますが、この事業はいつごろから始まったものですか。

農林振興課長 ひょうご森のまつりですけれども、昭和29年に神戸市で開催されました第5回全国植樹祭がきっかけとなりまして、昭和31年から兵庫県緑化大会、それから、兵庫県森の祭典と開催名を変えながら、平成24年からひょうご森のまつりという名前で開催されるようになりました。

松岡秀人議員 この事業の目的はどのようなものがあるのか、福崎町では平成30年に初めての開催となると思うので、またどのような効果も期待できるのか、答弁を求めます。

農林振興課長 ひょうご森のまつりのイベントの目的ですけれども、県民一人一人が緑豊かな自然の恩恵に感謝して、森を守り育てる意識の醸成を図ることというふうにしております。

事業としましては、小さな音楽会、緑化作品のコンクール入賞展、森林ボランティア活動展、木工教室、その他県下の特産品の展示販売や観光PRなどを内容とした催しをされております。

福崎町で開催することによりまして、どんな効果が期待できるのかということですが、過去の参加人数は3,000人から5,000人とも聞いております。県内各地から多数の方が参加されるので、七種山を初めとします魅力ある福崎町の自然をアピールするよい機会となることと期待をしております。

地元住民の方々にもご参加いただき、ぜひ特産品や地元の食材を使ったおもてなし料理などを提供していただいて、交流を通じて、福崎町にまたやってきたいというような観光客をふやすことができるような仕掛けも考えていきたいと思っております。

松岡秀人議員 今の答弁の中で、特産品っていったらもち麦とかツノナスだろうとは思いますが、このおもてなし料理はどのようなものを、数はそれはたくさんあるかと思いますが、主立ったものを二、三点でも挙げてもらえればいかがかなと思います。

農林振興課長 今年10月に遠野の産業祭にこちらから、福崎町から派遣されて行くんですが、そこではミネストローネといいまして、トマトスープですね。もち麦のトマトスープを振る舞うという計画をしております。

また、10月22日に町制60周年の田んぼアートの刈り取りのイベントがあるんですが、その中では、もち麦入りのおにぎりや、それからもち麦のすいとんを出そうと考えております。そのような料理を考えております。

松岡秀人議員 もち麦入りのトマトスープですか。こういうの私、聞き初めなんですけれども、こういうものを福崎町の新しいメニューっていうんですか、そういうふうなものにしてもらって、やはりいろんな人が来られるときに、提供して、広めても

らいたいと思っております。

それで、この道路改良工事の再開は難しいというふうに言われておりますが、井戸知事は、とりあえず地元の人の意見をよく聞かれるというふうにお聞きもしておりますので、その辺のことも合わせて、この際、30年になりますけども、今からぼつぼつと準備をされて、何かいい方法をもって、その金剛橋西詰から野外センターのそこまでの道路拡幅を、ぜひとも検討いただきたいと思いますのですが、どういうんですか、町長も替わられてるし、橋本町長も何回も県のほうへ陳情要望に行っておられますけども、特に求めておきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

町長 福崎町で、今一番大きく県に依存しておりますのはJR福崎駅周辺整備事業でございました。これら等に力を注いでいきたいというふうに思っております。

あれもこれもというように事業採択をお願いするというわけには、なかなかまいらないと、このように思っております。

松岡秀人議員 今の言葉で言うと、選択と集中ですか、集中と選択かどちらが先か後か、私はわかりませんが、できるだけそういう地元の意向もあろうかと思っておりますので、やっぱりそういう機会を利用して、ぜひともよろしくご検討を求めておきます。

それでは、次は農業施策についてであります。農家に払われる1反当たり7,500円の米の直接支払交付金が、平成29年度で最後となるかもしれないというふうに聞いておりますが、そしたらその後、町として米の政策をどのように進められるのか、お考えを求めたいと思います。

農林振興課長 政府は需要に応じた米の生産を推進するために、水田活用の直接支払交付金の充実、中食、外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給、価格情報、販売進捗、在庫情報の提供等、環境整備を進めるとしております。

こうした中で、定着状況を見ながら、平成30年度産米からをめぐり、行政による食用米の生産数量目標の配分に頼らないで、国の策定する需要見通し等を踏まえながら、生産者や出荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行えるような状況になるように、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととしております。

平成30年度以降の米政策ですけれども、経営改善に努力されている意欲的な経営者に対し、補助金が配分されるという傾向がより強くなるものと思われます。

最終の平成29年度産の生産調整の配分方針が、来年7月ごろに決まり、脳区長様始め、農家の皆様にご協力いただくことになるんですけれども、そのころにはもう少し具体的な取り組み等が示されると思われますので、情報が入り次第、関係者の合同説明会等を昨年度同様に開催する予定としております。

松岡秀人議員 この関係者に対して説明をされるというふうな答弁がありましたが、関係者というのは、農会長さん、農家の方、ほかにどのような方がおられますか。

農林振興課長 ほかに営農組合の方とか、それから、認定農業者の方とか、そういった方が対象になっておりまして、まず、補助事業に取り組んでおられる対象の方については、情報が入り次第、このような情報になってますというようなことをお伝えしております。

松岡秀人議員 町の米政策については、県などとの協議を重ねながら、進めていきたいということは理解できました。

さて、それでは、農業者の高齢化や後継者不足などについては、どのような考え方を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 福崎町第5次総合計画の第5章、産業振興の施策1で、農林業について記載しております

まず、農業基盤の整備であります。

地域の農業の問題の解決に取り組む、人・農地プランの作成と適宜見直しを推進しまして、担い手への農地集積を図るとしております。また、圃場整備が可能な地域での推進も図ります。

それから、ため池や水路等、農業用施設についても、機能の診断などにより、計画的な更新や管理について、助言や援助を行います。

次に、新しい農業経営の展開であります。

ご家庭や学校給食などを通じて、さらなる地産地消を推進します。

第2次食育推進計画に基づいて、いろいろな場面で食について学び、体験する食育を推進します。また、特産品のブランド化や生産から販売までを手がける6次産業化による販路の拡大や、販売の推進を行います。

3つ目としましては、農地の持つ雨水の貯留機能や、それから動植物が生育する自然環境の保全機能、農作業の癒やし機能など、多面的機能を維持するための農地多面的機能支払交付金制度による地域活動や営農活動を支援していきます。

松岡秀人議員 できるだけ農家の所得を維持できる、あるいはもっと向上させるように、町当局も頑張ってもらいたいと思っております。

続きまして、河川改修であります。

これは川すそ川の雨水幹線整備事業についてであります。

近年の激しいゲリラ豪雨や昨日の台風16号などにより、各地に甚大な被害をもたらしております。

特に、河川の氾濫には、目を覆う悲惨な状況であります。被害にあわれた方々にはお見舞いを申し上げます。

福崎町においては、市川はもとより県河川が数本あると聞いておりますが、残りはどういう名前なんか確認のために答弁を求めます。

公営企業参事 2級河川につきましては、市川のほか、七種川、平田川、雲津川、西谷川、この5河川でございます。

松岡秀人議員 それでは、町河川というんですか、川すそ川を含んだ町河川は何本ぐらいありますか。

公営企業参事 町河川として管理しておりますのは、26河川でございます。

松岡秀人議員 それでは、県のこの2級河川ですか、この改修率が何%ぐらいになっておりますか。

公営企業参事 暫定改良部分を含めまして、整備率として40%でございます。

松岡秀人議員 それでは、普通河川の改修率は何%ですか。

公営企業参事 普通河川につきましては、66%でございます。

松岡秀人議員 2級河川と普通河川の改修率に大分差がありますが、この2級県河川の改修率40%をもう少し大きくっていうんですか、県のほうへ陳情なり要望をされて、少しでもやっぱり大きな河川の改修に力を入れてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

公営企業参事 これは県管理の河川になるわけですが、特に本流の市川については、やはり下流からという原則があるようでございます。

支流の各河川につきましても、関係集落からは区長会を通じていろんな要望が出てきております。これまでも県にも要望しているところですが、県も予算が非常に厳しいとは聞いております。引き続き、町としても、そういった要望

についてはしていきたいと考えております。

松岡秀人議員 特に、大雨になった場合に、あふれるところは大体図面上わかっているというふうに私は聞いておるんですが、特にそういう弱いところに、県に補助金を出してもらって、県河川やから県が主体でやられると思いますが、そういう点を早く県のほうへ陳情なりしていただきたいと思いますが、いかがですか。

町長 県の総合治水条例に基づいた形の中で、井戸知事も、この市川が非常に大事な河川だというように言っておられまして、これらにつきましては、今、近藤参事が言いましたように、川尻から整備をしていくわけでありますけれども、その途中でも危険箇所があるということは、井戸知事も認識をされておられまして、対応するための手だても検討されているようでございます。

特に福崎町につきましては、この市川水域における七種川につきましては、社会基盤整備に掲載はされておられませんけれども、福崎土木事務所管内における分野では、力を注いでまいりたいというように、事務所長のほうからは聞いておるところでございます。

松岡秀人議員 町長のほうから、そういう心強い答弁をいただいて、安心しているところでございます。

それでは、この川すそ川のことについて、少しお尋ねいたしたいと思います。

川すそ川のこの整備は、繰り越し事業であると思いますが、繰り越し事業にこの時効というんですか、あと1年、あと1年というふうなことは可能なんですか、どうなんですか。

公営企業参事 予算の繰り越しができますのは翌年度のみでございます。

この繰り越した予算で契約等を行ったものの、自然災害等の避けがたい事故のために年度内に支払義務が生じなかったもの、これにつきましては、翌事業年度に繰り越して使用することができるとされております。いわゆる事故繰り越しでございますが、これも1年限りのものでございます。

このご質問の川すそ雨水幹線に係る予算につきましては、下水道事業の間で流用が可能です。27年度に繰り越した予算で、今年度執行が困難と考えた場合には、工業団地の舗装本復旧工事、そちらも下水道事業でやっておりますので、そちらに流用して執行することも考えております。

松岡秀人議員 川すそ川の改修は、いつごろから着手されて、大体いつごろに終了予定ですか。

公営企業参事 川すその雨水幹線整備事業に着手したのは、平成17年度からでございます。

全体計画はかなり路線が長うございますので立っておりませんが、現在、詳細設計が完了しておりますのは、福崎の南ランプから南におりまして、道路が中播衛生方面に向かって分岐するところまででございます。

それまでの間を、今後3年程度で完了できるように進めておるところでございます。

松岡秀人議員 その3年程度で改修したいというふうな答弁がありましたが、現在この用地買収の進捗状況について、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

公営企業参事 この川すその整備に対しまして、今、完成しているところから上流ですね、ここに用地買収が絡んできております。全体の中で19筆対象となっておりますが、1筆を除いて、昨年度買収が完了したところでございます。

松岡秀人議員 1筆残っていると、残っているところはどういう原因、何が要因で残っているのか、答弁を求めます。

公営企業参事 この1名の方につきましては、事業そのものに反対という立場ではございません。用地補償の基準に基づいて提示をさせていただいております用地費、そ

れから補償費の額について、合意に達していないという状況でございます。

松岡秀人議員 その相手方とはなかなか交渉が難しいのですか。

公営企業参事 この用地交渉につきましては、これまで相当の回数を重ねてきておりますが、具体的な内容につきましては触れにくいんですが、かなりその開きがあるという状況でございます。

松岡秀人議員 かなりの開きがあるというふうな答弁がありました。

そしたらその難しい開きの多いところを、法線の変更ということは考えられないんですか、いかがですか。

公営企業参事 極力、通常の交渉において、現計画での合意に努めたいとは考えておるんですけども、どうしても取得できないと判断した場合には、ご提案のところも1つの選択肢ではないかというふうに考えております。

松岡秀人議員 それはあとどれぐらいの回数を重ねられて、結論を出そうとされておりますか。答えられる範囲で結構ですよ。

公営企業参事 近々交渉にも伺いますので、その結果を踏まえまして、また庁舎内で検討したいと思います。

松岡秀人議員 この改修に当たり、1時間当たりの雨量というんですか、何年に一度ぐらいの大雨を想定されて、改修にかかれておるのか、ご答弁を求めます。

公営企業参事 雨水幹線の整備に当たりましては、降水確率年として7年を採用しております。

1時間の雨量で46ミリでございます。

松岡秀人議員 7年確率で、時間当たり46ミリを想定されていると。

今こう、ゲリラ豪雨っていうのは、そう再々起こるもんじゃないんですけども、時間当たり70ミリ、あるいは100ミリ近くまで降るような現在の気候いうんですか、天候で、もう少しこの時間当たりの雨量、計算をもう少し上げられたらいかがかなと。どこまで上げたらええんやって言われると、それはわからないんですけども、近ごろの想定される1時間当たりの雨量がちょっと低めじゃないかなと、そのデータはどこから採用されてるんですかね。この7年とか、時間当たり46ミリですか。これはどこからデータをとられておりますか。

公営企業参事 まずこの7年確率を採用した根拠でありますけれども、これは日本下水道協会が定めております設計指針、これによりますと、降水確率年は5年から10年を標準としてという決まりがございます。その中で本町では7年を採用しているものでございます。

その7年が幾らかというのは、これは算定方法があるわけですけども、これはなかなか説明しづらい内容でございますが、平成21年度におきまして、過去50年間の観測データをもとに数値の妥当性というものを検討しております。

この21年と、それ以前には平成5年の全体計画策定時でございます。16年ほど経過をしておりますが、この間でのそういった確率の降雨量は大きな変化が見られません。

現実には、確かにゲリラ豪雨等でかなり降っておるわけですけども、福崎町で見ますと、ここ近年で一番多かったところでは、平成21年8月で69.5ミリ、それから、平成20年9月で56.5ミリというのはあるんですけども、これを吐くために、この設計をしますと、かなり大きなダムになってまいります。そうしますと、当然事業費が大きくなってしまいますので、大きくなるということは、やはりそれだけ進捗が遅くなると。

やはり、1つの目的は、今、浸水被害を受けているような箇所を早く解消するということも大事なことです。まず今のこういった基準の中で、

進めていくことが大事ではないかと思っております。

松岡秀人議員 地域住民の安心・安全のためにも、一日も早く、早急な改修を求めておきます。
以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 松岡秀人議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、本町の財政状況について

以上、三輪一朝議員、どうぞ。

グラフを使いながらの説明を申し出ておられます。許可をいたしております。

よろしく願いいたします。

三輪一朝議員 議員番号2番、三輪でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

内容につきましては、先ほどありましたように、本町の財政状況に関する事項でございます。

本町は近年、投資的事業でございます図書館あるいは幼稚園、学校と、学校体育館、幹線道路整備、また公共下水道などの事業、そして、現在進行中であります福崎駅周辺整備事業などを継続的に実施されております。

またこれは、魅力あるまちづくりを行いたいという意思のあらわれであり、大変歓迎したいものではあります。

ただ一方、魅力ある事業、魅力あるまちづくりには、かなり大きな資金が必要です。その財源は、事業により異なるんですが、当然ながら自己財源、補助金のほか、町債の起債というところも伴ってきております。

起債は住民の消費生活に当たるものと、ローンといいますか、そういったところに相当するものと思いますので、その起債は本町が債務といいますか、借金を抱えているという、そういったことになります。

自治体における、こういった借金といいますと債務ですね、将来にわたっての債務の大きさは、国の指針でいうところの将来負担比率というものであらわされます。

この内訳なんですが、町債の現在高とか、退職手当の負担金額の見込額でありますとか、公営企業債等の繰り入れ見込額等、そういったものを分子にして、分母が標準財政規模というところであらわされているものであります。

本町は、国が定めております財政健全化計画の策定が求められる数値、これは早期の健全化基準の将来負担比率35.0%というものがございますが、これには満たないものの、近年この将来負担比率というものは、当初に申し上げましたような各種の事業等の影響によりまして、比較的高値安定と申しますか、そういった状況にございます。

総務省のホームページにございます各自治体から出ております財政状況資料集をまとめた、そういったページがあるんですが、本町の平成26年の将来負担比率は、153.4ということで出ておりました。県平均が70.7ということになるんですが、これは県内の41の自治体中の38番目ということで、逆に言いますと、悪いほうから4番目になってしまいまして、下位の10%に位置しております。

下位の10%といいますと、学校の成績でいくと、ちょっとうーんというふうな、芳しくないような状況とも言い換えることができるのかと思います。

さて、財政面の良し悪しっていうところの物差しっていうのはなかなか難しいんですが、大半の自治体が地方交付税に依存していることですか、また、地

方自治体の持つ体力、また規模も違います。こういったことなどから、どれだけ貯金があったら、また、どれだけ借金といいますか、負債があったら、適正な規模なのかを判断しづらいというふうに感じております。

そんな中で、先般、あるところで聞いてきたんですが、北海道では、過去に持続可能な行財政構造にない自治体というものが見られました。これは皆様ご存じのとおりかと思うんですが、その北海道内の自治体における財政状況を見る物差しの1つに、貯金と借金の規模から考察を初めてみたというふうな、そんな情報がありました。

そして、貯金と借金をx軸、y軸のグラフにしてあらわしてみると、自治体の財政状況が大まかに捉えることができるよというふうなことの情報もあります。

そして、北海道では、貯金の状況をはかる独自の物差しなんだそうですが、基金額比率というものをを用いているようです。

これは、基金額比率は、標準財政規模が分母で、先ほど申しあげました総務省の市町村別の財政状況、資料集という、そういったデータのページがあるんですが、その各自治体の分の3ページ目にある、次に申し上げます3つのものを合計したものを分子として算出した数値を用いて、基金額比率としているようです。

その1つ目が、一般会計等の財政状況における実質の収支額、2つ目といたしまして、公営企業会計等の財政状況における実質収支額、そして3番目、最後ですが、充当可能財源、そういったものの充当可能基金、これら3つを足し込んだものを分子としているようです。

そして、借金の物差しとして、将来負担比率、これは公のものなんですけど、これを用いているようです。

俗に貯金と申しますと、現金と充当可能基金の総額で、今申し上げた3つのことにもなってくるんですが、次年度以降の行政サービスにあてることができる余力といいますか、投資能力という言い方もできるのかと思います。

逆に借金が多いことは、資金不足をもたらす一因となり得てくると、国が言っております自治体の財政健全化は、資金不足を1つの財政悪化とみなしているということでも、どこかの本に載っていたのを思い出しました。

そして、全国には、比較的小規模な自治体といいましても、標準財政規模を上回る貯金を有する自治体も少なからずあるようです。

例えば、北海道では、平成26年度に全179の市町村があるようなんですが、このうちの約17%に当たります31の自治体が、当該自治体の標準財政規模の1.5倍の貯金を持っているということが判明しております。

本件では、播磨町のみが1.5倍の貯金を有しているようです。

またこれも言いかえますと、標準財政規模の1.5倍の貯金ということは、1年半は一切税や交付税が入ってこなくても、同じような行政サービスの提供が可能な水準の貯金があると言いかえることもできるかなと思います。

本町の財政状況を、先ほど申しあげました北海道が使っている物差し、貯金と借金を用いてグラフであらわしたのが、グラフの1番ということになります。

理事者側にお示しをしているものでございます。

これは、将来負担比率を縦軸に、上が220、下がゼロということで、書いております。

そして、基金額比率を横軸に、120から、下が30ぐらいなんですが、これを横軸にしたグラフに、本町の平成19年度から26年度にわたる8年間の推移を他市町と比較することで相対的な状況を捉えてみようということで、電卓

なりはじきながら、つくったものです。

ここには、郡内の3町、福崎、市川、神河、また町であります稲美、太子、そして一番南にあります姫路市等、7つの自治体の平成19年から26年の8年間の推移をあらわしてみました。

本町につきましては、やや右上ぐらいの赤い字、赤い点と赤い丸で書いております。ここでは、本町のデータを見ますと、平成19年という赤い丸から時計の右回り方向に縦長に一周したような形になってます。

対しまして、市川町なんですが、この資料の7市町の中では一番悪いデータで、将来負担比率が平成19年には220ぐらいだったのが、平成26年は90ぐらいにまで改善しているという、そういったデータも読み取れます。

将来負担比率は市川町では130ポイント、基金額比率は10ポイント程度改善しているというふうな、そういった読み取り方もできます。

今、申し上げました将来負担比率と基金額比率の分母がともに標準財政規模ですので、130ポイントと10ポイントを合算した140ポイントを改善してきたとみなすことができるのではないかとということで、平均しますと、年に20ポイント程度を改善してきたと捉えることもできます。

また、別の言い方をしましたら、大きな投資を必要とした事業に取り組んでいないとも、また言えると思います。

逆に言いますと、今、町長お笑いのように、本町は非常に頑張ってきているというところでもあります。

宍粟市、太子町、姫路市なども、繰り上げ償還を含めて、将来負担比率の改善にも傾注しながら取り組んできたというふうなところですね。

本町のほうに目を戻してみますと、将来負担比率と基金額比率をともに10%ほど、10ポイントですね、改善してきたというところが読み取れます。

今、申し上げたように、大きな投資的な事業をたくさんやってきたということで、数値の大きな改善が見られぬのは当たり前ではないかとも思うんですが、ただ、そうは言ってもらえないような状況もあるかと思います。

本町も投資的事業は一段落した段階ですと、償還計画が15年とか20年とかそういった町債もございますんで、そういったことが一段落すると、将来負担比率とこの基金額比率が徐々に改善してくるんじゃないかということも感じております。

次に、済みません、長くなっちゃうんですが、グラフの2枚目をごらんください。

これは兵庫県下、41自治体をグラフにあらわしてみました。全体的な位置を見たいということで、あえてつけさせていただきました。

これは、平成19年と26年の2つの年度だけをとって表にしています。このグラフを見ていただきますと、大半の自治体の矢印が右上方向から左下方向に向かってます。

基金額と将来負担比率のともに改善をしてきてるんやなということが大まかに捉えることができるのではないかと思います。

この中で、特徴的なんですが、このグラフの右上、上から5分の1ぐらいのところに、上郡町がございます。これは、当町よりもまだ数値的によくないなというところで、将来負担比率と基金額比率もともに若干悪くなっていると。将来負担比率が230少し、そして基金額の比率も30ポイント少ししかないという、相当苦しい行財政の運営をやっているんだなということがわかります。

あと、この中で、西脇市は、新庁舎建設ということで、予定してらっしゃいま

すので、基金額比率も85ポイントほど、将来負担比率が100ポイントほど改善してらっしゃるようです。

あと、特徴的なのが、左上から右下に下がっている矢印、太い点線で芦屋、上から、芦屋、三田、小野、この自治体があります。これは、財政的なことも頑張りながら、少し事業をやりながら、基金額を減らしつつ、将来負担比率も減らすほうに重きを置いてらっしゃるのかなというふうなことも思います。

今、グラフ1とグラフ2ということで、グラフ2は県下全体ということになるんですが、大まかなデータではありますが、大まかな傾向はつかめるなというところで、ご理解いただければ幸いなんですが、このグラフ2ですと、基金額比率より、どちらかというと、各自治体が将来負担比率を改善しているんじゃないかということが読み取れると思います。

それは、起債に伴う利子ですとか、公債費部分への充当財源を住民に早く還元したいというふうな、そんな思いがあるのかもわかりません。

以上、述べてまいりました本町の事業遂行に伴う財政状況、またほかの自治体と比較いたしました相対的な位置ですとか、あるいはまだ今、確定ということになっておりませんが、案としての、第5次行政改革大綱にある地方債の発行抑制というものも挙がっております。

こういった取り組みの中で、本町の財政状況と行政の進め方等につきまして、これから質問をさせていただきたいと存じます。

まず、最初の質問でございます。

今、将来負担比率などを中心に、こういった財政状況について、申し上げてきたわけなんですけど、こういった指標にとらわれ過ぎますと、望ましく持続可能な行財政運営に影響を与えるという可能性が出てまいります。

添付資料のグラフ1、グラフ2とか、また、グラフに掲示してない、その他の財政指標等から、本町の財政状況を今どのようにご認識をされているのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 議員のおっしゃいますように、財政指標にとらわれ過ぎたり、適正な水準を守ることに固執しますと、現在における少子高齢化や人口減少対策、教育の振興、地域のまちづくりなど、行政需要が複雑多岐にわたり、住民の皆様の要望にきめ細かく対応するための施策がふえている中で、必要な施策が十分に手当されないことになります。

本町の財政状況をどう認識しているかということでございますが、財政状況につきましては、扶助費等の社会保障経費、他会計への繰出金が年々増加しており、また、福崎駅周辺整備事業を推進ということで、基金現在高は25年度末に比べ減少、また、町債現在高は年々増加している状況でありまして、当分の間は厳しい状況が続くものと認識をしております。

三輪一朝議員 財政指標としては、喫緊に良好な方向にはならないという、そういった認識のもとに、とはいえ、少子高齢化を含めて、今、申されました地域振興等の事業、あえてやっぱりやっていくんだという、そういった強い意志を、町としては持っているんだということで、住民としても非常に歓迎すべきことだとは思いますが、

そうしましたら、今こういったグラフをお示しをしたわけなんですけど、本町の財務状況につきまして、過去に県内他市町、ほかの県でも結構なんですけど、そういった自治体と比較されたことは、あったのでしょうか。

そしてまた、グラフ1、2に示しておりますのも財政状況の1つではあるんですが、県内他市町と比較して、どう認識をされているのか、お尋ねをいたしま

す。

企画財政課長 まず初めに、県内の他市町と比較したことがあったのかということでございますが、毎年、県より兵庫県内の市町財政の状況ということで、市町要覧に掲載される健全化判断比率を初めとし、経常収支比率、徴収率などの主な指標につきましては資料をいただいております、毎年確認をしているところでございます。

他市町と比べて、どう認識しているかということでございますが、県下12町の中では財政力は上位ではありますが、フローの代表的な指標、実質公債費比率では中位、ストックの代表的な指標、将来負担比率につきましては下位でありまして、公債費に関連します代表的なこの指標により比較しますと、財政状況はよいとは言えない状況であると認識をしております。

この要因は、一概には言えませんが、上郡町と福崎町は財政上まれな自治体に見えるということではありますが、下水道の供用開始時期が他市町におきましては昭和33年から平成9年度までに供用されているのに対しまして、上郡町は公共下水道事業が平成11年、特定環境保全公共下水道が平成15年、福崎町は公共下水道、特定環境保全公共下水道とも平成17年に供用開始ということで、道路の整備、施設等の建設も影響しますが、純元利償還金となり得る下水道事業会計への繰出金が多分に影響しているものと考えております。

三輪一朝議員 そういったほかの自治体との比較もされつつ、いろんな事業に取り組まれていることについては評価をしたいと存じます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

次の質問なんですが、本町の財政状況を把握していらっしゃるということでは、お聞きをしたのですが、今後のそういった事業をやりながら、中長期的には、どのような方向性であるべきか、そういった庁内で議論されるとか、方向を示されているのかをお尋ねいたします。

企画財政課長 平成26年度に中期的な視点から総合計画基本計画で定める施策、事業の選択や位置づけをする際の財源の裏づけ、実施計画の策定や予算の編成、執行、行政管理の指針として、計画期間を平成26年度から平成35年度までの10年間として、中期財政計画を策定しております。

中長期的な方向性としましては、現状や課題を踏まえながら、財政力の向上、健全化の実現を図っていくことが必要であります。福崎駅周辺整備事業のような重要かつ緊急性のある行政課題につきましては、対応していかなければならないと考えております。

三輪一朝議員 十分な検討をなされた上での、そういった方向性ということで、納得をいたしました。

そうしましたら、次の質問に移ります。

将来負担比率の見通し等についてであります。

平成26年度が153.4、平成27年度のこのたびの議会で配付されました資料で見ますと、ほぼ同様の将来負担比率の値でありました。

現在、今も課長おっしゃいましたように福崎駅周辺整備が進行中であります。

本事業の完了まで、計画では平成30年度ということにはなっておりますが、これ以外にも、いろいろな事業がございましたり、またそれに関連する起債も少なからず見込まれるところであります。

この福崎駅周辺整備事業が完了するという平成30年度時点での、見込まれる将来負担比率は試算をされているのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 議員言われました平成30年度に事業が完成すると見込んでの、その時点における将来負担比率につきましては、180%程度になるのではないかと考えて

おります。

三輪一朝議員 その180%という数字はどのように評価をしていらっしゃいますでしょうか。

企画財政課長 毎年行います実施計画のローリングをしておりますけれども、そのものを中期財政計画から県の調査部門における収支見通しというものがございます。その中で検討を加えますと、今のところ180%、これは繰出金の影響もございますが、駅前を進めていかなければならないということで、いたし方ない数値だと思っております。

三輪一朝議員 はい、承知いたしました。

覚悟の上に、やっぱり、私もやるべきであると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次にもう一つ、将来負担比率と、その関係の早期健全化基準350%に関する質問をいたします。

今、180%という数字をお聞きしたんですが、本町におきまして、単年度あるいは中長期的に歳出に占める公債費が、これ以上やっぱり事業はできないよというふうな判断がなされてくる場合があるとした場合なんです、こういった新たな起債等の停止が判断される場合なんです、一般的にはその将来負担比率というものがどうしても頭に入ってきて、基準の1つとして考えられるんですが、判断基準となりますと、この将来負担比率における早期健全化基準ですか、350%は当然参考とされる判断基準となるのでしょうか。

そして、早期健全化基準350%以外に、もし判断基準とするものがあれば、お尋ねをいたします。

企画財政課長 将来負担比率における早期健全化基準の350%は、その数値を超えることとなりますと、財政健全化計画を作成し、外部監査が必要となります。

この将来負担比率だけではなく、その他の健全化判断比率の1つでも、早期健全化基準を超えますと、財政健全化計画の作成、また外部監査が必要となります。

ここでは、自主的な改善努力による財政の健全化を目指すこととなります。

起債の停止等の判断といたしましては、地方債協議制度における実質公債費比率がございます。

三輪一朝議員 そうしましたら、そういった350%も見ながらということにはなるんですが、その中で、次の質問に移るわけなんです、今、申し上げたように、福崎駅周辺整備事業が進行しているということ、それが終わると180%の将来負担比率になるということもお聞きをいたしました。

その中で、先日も予算の委員会終了後に福崎駅田原線の現地視察もさせていただいたわけなんです、この福崎駅田原線などを含めて、大きな投資を要する事業を、本格的な規模に進めるということの判断がなされた場合、この場合、次にどのようなことに該当するのか、1つ目の考えの例としては、やっぱり財政的にしんどいから、しばらくの間、大きな投資的事業を見合わせると、そして、ある程度時間がたって、財務的体力をつけてからしようじゃないかという考えがあると思います。

2つ目としては、いや、そうじゃなくて、財務的体力をつけるまで、やっぱり緊急性があるんだと、財政課長おっしゃいましたように、その緊急性、重要性というところの物差しもあると思います。

そして、もし2つ目に、財務的体力がつくまでに着手したいという場合でしたら、どのような場合になったら、そういった新たな大規模な投資を必要とする事業に着手しようと判断されるのか。難しい問題なんです、お尋ねをいたし

ます。

企画財政課長 大規模な次の投資的事業を進める場合における二択の問題、質問であります、福崎駅周辺整備事業のような大規模な事業を進める場合には、財務的体力をつけてから、新たな事業に着手すべきと考えております。

三輪一朝議員 確実な行財政運営を行い、確実な町民への福祉を提供しながらということの回答であると思いましたので、安心をしたところであります。

そして、次の質問に移らせていただきます。

これまで行いました質問と若干関係するところもございますが、いろんな事業を行うには起債をして、そして、それに伴う交付税の算入率という問題もあるようなんですが、そういった影響と、その中で、本町の財政状況の健全化ということも、やっぱり考えていく必要があるということは思うんですが、その起債を行いますと利払いですとか、公債費部分への財源を充当するということが当然必要となっております。

となりますと、もしですよ、起債がなければというふうな、そういった考え方をいたしますと、住民へ還元できるような継続的な取り組みをして、そういった財源を何か充当できるんじゃないかというふうな、そんな考えも生まれるところなんですが、いずれですけれども、180ですとか、今、150というふうな数値を改善をしていきたいというふうな考えをお持ちだろうとは思いますが、財政状況が健全化してくると、そういった果実といいますか、お金が住民へ還元できるサービスになると思うんですが、長い長い先の話になると思うんですが、今、お聞きしました駅田原線ですとか、駅整備ですとか、こういった事業もしながら、やっぱり早く住民へ還元できる、そういった果実をつくっていききたいと思うんですが、答えにくいのかもわかりませんが、いつごろぐらいから、そういった住民に果実が還元できるのか、お尋ねをいたします。

町長 質問議員もご承知のように、事業に対する分野につきましては、取捨選択が必要であります。当然、財政運営としては健全化が一番大事なところでありますけれども、行政は持続可能ならしめる対応をしなければならない。まずそれが1点かと思います。そのためには、会計の独立の原則、こういったようなものがございまして。それぞれの目的に応じたような形の中で、一般会計以外にも事業会計、また公営企業会計、こういったようなものがございまして。これらをどのように考えていくのか、それらは大きな事業と、実際に住民の生活にどのように影響を与えるのかといったような部分、これらの対比が必要になってくるというように思っております。

いずれにいたしましても、住民の皆様方にその多くの負担を強いるような事からはできないといったような形にもなっておりまして、それらが1つの一定の行政判断の事になるのではないかと考えております。

昭和40年代後半から50年代、小・中学校の義務教育施設等多くを整備させていただきました。それらの負担が昭和50年代後半から60年代、また平成の初期まで影響を大きく与えるといったような形になっておりましたけれども、これらにつきましては、景気判断等もございまして、包括するような形になったわけではありますが、これらは繰り返しそういったような形の中で物事の判断をしていかなければならないというように思っております。

今、言われましたように、実際、公債費比率でありますとか、将来負担比率、これら、重たいものはあるわけではありますが、きちっと見きわめながら、それぞれの形の上で判断を示していきたいというように思っております。

三輪一朝議員 非常に大事な、大切なお言葉を頂戴しました。ありがとうございました。

そうしましたら、私から最後の質問をさせていただきます。

最後に、臨時財政対策債に関する事項について、お尋ねをいたします。希望でもあるのですが、本議会での最初の配付資料にもございましたのですが、本町でも臨時財政対策債の未償還の残金累計が増加しておって、41億円余りになったというふうな中身がございました。

そして、この臨時財政対策債ということで始まったこの制度なんですが、国の地方交付税として交付する財源が不足したことで始まったと聞いております。

この制度なんですが、町債をその金額、認められた金額を発行して、償還に要する費用などは後年度、次年度以降の地方交付税で措置、手当をされているというふうなことで伺っております。

各自治体では、これまでもきちんと財政措置がされてまいりましたので、臨時財政対策債が償還できるであろうということで、各自治体での楽観的な認識が当然あると思うんですが、今後も未償還の元金累計が増加してくる中で、国は財政的措置の100%保障を明言していないと聞いております。

その中で、臨時財政対策債はあくまでも自治体が発行した公債ですので、臨時財政対策債の未償還金をリスク管理という面だけになってしまうと思うんですが、将来負担比率の算出ですね、分子に加えて、本町で内部的に試算しておいて、もしという場合の数値をつかむだけになるとは思うんですが、この算出に加算して、数値的に把握されているのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 地方債現在高に占める臨時財政対策債は、議員が言われますように41億3,494万3,000円となっております。

国の財政措置があるからといって、楽観視をしているわけではございませんが、地方財政計画における地方公共団体の必要な一般財源でありますので、現在のところ、借り入れしなければ収支が組めない状況に、また住民サービスの低下につながる事になるかと思えます。

臨時財政対策債を将来負担比率算出に加算等しているかどうかということですが、地方債の現在高に、また、基準財政需要額算入見込額に、ともにその額を含め、算定をしておるところでございます。

三輪一朝議員 あえてこんな質問をさせていただきましたのは、平成16年に地方交付税の12%カットということがあったそうです。

自民党も下駄、高いところに上げといて、外すというふうなことも平成16年にあったようですので、地方に痛みを与える大なたというのはなかなか考えにくい、自民党が政権の持続的安定性を望んでいるというふうなことも聞きますので、考えにくいんですが、リスクの把握という観点から、あえて質問をした次第でございます。

魅力のあるまちづくりの継続は当然やっていきたい。そして、必要な財源措置、そして、自己財源の確保の継続をしていきたいと、一方では起債がどうしても必要やというふうな回答もいただきました。

ただ、余りやっぱり借金をせんとできれば一番いい、ここの表にあります、一番左下ですね。播磨町でしたら、基金額は160%。将来負担比率マイナス160とか、すごいんですね。これを私つくってみて、唖然としたんですけど、ここまでなかなかできるわけでもないんですが、やっぱり、播磨町ですと、町民へのサービスが非常にやっぱりいいという想像をしてしまうんですが、やっぱりこういったところを、どこかに目指しておきながら、期待をさせていただいて、一般質問を終わります。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。再開は２時５５分といたします。

◇

休憩 午後２時３７分

再開 午後２時５５分

◇

議長 会議を再開いたします。
一般質問を続けてまいります。
次、５番目の質問者は石野光市議員であります。
質問の項目は
１、行政改革について
２、獣害対策について
以上、石野光市議員。

石野光市議員 ９番、石野光市であります。

閉会中の７月２６日の総務文教常任委員会への報告という形で、町第５次行政改革大綱案が、こういう形で示されましたが、その中の３項目について、お尋ねいたします。

この大綱案の中で、行政改革の推進項目として、第１に参画・協働と透明性の向上が掲げられ、その①として、情報の共有と透明性の向上が掲げられていることを念頭にお尋ねいたします。

まず、給食センター業務の民間委託の検討を、平成３０年度実施に向けて検討を行うと記載されています。町の食育推進の拠点として位置づけられている給食センターの民間委託の構想、つまり、具体的な進め方、形態、内容について、現在どのように考えられているのか、お示してください。

先行して実施しているモデルというふうな例があれば、あわせてお示してください。

学校教育課長 民間委託については、調理業務の委託を中心に考えているところです。

学校給食法の趣旨及び昭和６０年に当時の文部省から出ている学校給食業務の運営の合理化について、通知により、民間委託の実施という項目がございまして、その中で、献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから、委託の対象にしないこととされていることを踏まえ、献立作成業務、食材調達業務、検食、栄養指導や食育推進については、民間委託に含めないものと考えているところです。

先行事例ということですが、兵庫県資料によりますと、県下で１５施設の給食センターが調理業務を中心に民間または他の団体に委託しているところがございます。

石野光市議員 具体的に町が今目指している例という代表的な例というのは挙げられるでしょうか。

学校教育課長 近隣では姫路市でありますとか、太子町でありますとか、そのあたりが、特に太子町は調理の規模も似ておるかなというイメージを持っておるところでございます。

石野光市議員 給食センターというのは、福崎町で出発してから、新しい施設を建設いたしましたけれども、一貫して町の直営という形で進んできたということでありまして、やはり、さまざまな点からの慎重な検討が必要であろうというふうにも思いますし、住民の皆さんのいろいろな情報提供というふうなことも必要であろうというふうにも思っています。

我々も慎重に研究、検討も進めていきたいというふうにも考えているところで

あります。

続いて、マイナンバー制度の活用策の検討を、図書館カードや証明書等のコンビニ交付等での利用も視野に入れたサービスの拡大について検討すると、大綱案で示されています。

これは実施の時期を示されていませんが、法律で言う個人番号、マイナンバーと言われていますけれども、このカードを常時携帯することにつながり、そのことによるカードの紛失等のリスクを考慮するべきではないでしょうか。

以前、住基カードが発行されていましたが、このいわゆる住民基本台帳の住基カードでは、番号の表記はありませんでした。

今、発行されているマイナンバーカード、個人番号カードについては、個人番号の表記があるというふうな点も、非常に不安視、不安材料の1つであるというふうな指摘もされております。

マイナンバー制度を先行して導入している米国、韓国では、情報の流出や、特定の個人番号を知ったことを利用して、本人になりすまして借金をする犯罪、詐欺への悪用などの対策に追われていると言われております。

当町の一般会計、特別会計も含めた27年度決算では、総務省関連で2,750万円、厚労省関連で1,006万4,000円の経費となっており、国からの補助もあったとのことですが、町からの持ち出しは、一般会計、特別会計を合わせると1,000万円を超えています。

さらに、28年度にも、今回の補正予算対応がされることとなっています。

システム改修業務委託料として798万円、相互運用テスト支援業務委託料として1,106万円、計1,904万円が計上されています。

国の補助は一部全額補助もありますが、大半は補助率3分の2で、3分の1は町の負担となっています。

さらに、29年度にも、追加の経費が厚労省関連で予定されていると聞いております。

マイナンバー制度への批判や不安は町内でも相当あり、国の法令に基づく最低限の対応はやむを得ないとしても、それ以上にこの制度にかかわる任意の事業についての検討は、極めて慎重であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 マイナンバー制度の活用策としまして、個人番号カードを利用した図書館カードや住民票のコンビニ交付といったサービスを行うことが可能となっております。

こうした個人番号カードの活用策をふやすことによりまして、行政サービスの幅が広がり、住民の方の選択肢がふえることになります。そしてそのサービスの利用については、住民の方の選択ということになってくるものでございます。

ただ、住民票等のコンビニ交付に関しましては、多額の導入費や、経常経費がかかってきますので、費用対効果の点から、現在のところ導入については考えておりませんが、住民ニーズや導入された他市町の状況も見ながらということで、行政改革大綱の中では検討ということではしております。

石野光市議員 マイナンバーという表現が、片仮名で、いわゆる行政用語という形で持ち込まれていますけれども、法令では個人番号というふうに表記をされている。この制度について、マイナンバーカードの交付を求める求めないは個人の任意であるけれども、やはり事業として取り組んでいくというふうになれば、そうした個人の意思とはかかわりなく税金が投入されていくということでもあります。知らないうちにどんどんこういう形で既に税金が費消されているということも事実でありますから、やはりそうした点も含めて、あくまで使う使わないは個人

の自由ですよということには終わらないと、既にそういう形でこの事業は進んでいるということも十分認識していかなければならないというふうにも思うわけであります。

そうした、私がるる申し上げましたけれども、こうしたことを踏まえて、慎重な対応を改めて求めておきたいというふうに考えるものであります。

住民生活課長 議員も言われましたように、国の進める事業、これらについては必要経費ということで、システム改修等を行っているところではございます。

任意事業ということで、コンビニ交付等につきましては、まだ今のところ検討ということで、今のところ、先ほども申しましたように、導入については考えておりませんけれども、そういったところも踏まえながら、今後研究ということでさせていただきたいというふうに思っております。

石野光市議員 やはり予算を組んでいくというふうなことについても、住民の合意が必要であるというふうに考えるものでありますので、改めて、こうした点について、伝えておきたいというふうに思います。

行政改革大綱案の中の、利用しやすい公共交通サービスの整備の検討ということが盛り込まれておりますが、巡回バスの川西での定時路線での実施に対して、川東ではデマンド方式、事前に電話で予約をしなければ利用できないという格差が今も続いております。この改善についての記述が見られません。

川東では利用したくても電話がかけづらいということで、この方式になってから利用しにくいという声、改善を要望する声を聞き、一般質問でも繰り返し取り上げてきました。検討を進めるとの答弁もあったわけですが、具体的にこの行政改革大綱に記述するべきと考えますが、いかがでしょうか。

2025年問題が叫ばれ、75歳以上人口がピークになると広く言われる時期に備えて、高齢者、障害がある人にも気軽に買い物等に出かけられるサービスの充実という観点からも、改めて検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 6月議会でも申し上げましたが、川東地区がバス停が多く点在することや、運行区域の広さなどから、同じ本数を維持しての定時定路線化はできません。

また、以前から議員ご提案の1つのコースを短くし、現行と同じ本数での運行を確保するためには、運行事業者と協議の結果、やはり3台から4台のバスが必要となり、費用対効果の面でも困難です。よって、行革大綱に記載する予定はございません。

高齢者や障害者への対策としましては、地域包括ケアシステム構築の中で、家事支援や外出支援、それから、安否確認など、現在、協議中の生活支援協議体での議論を経まして、新たな生活支援サービス創設に向け、検討を進めておるところでございます。

石野光市議員 現在の巡回バスの運行委託料ということで1,700万円程度というふうに認識しております。27年度決算ですね。

仮にその川東の地域で定時路線化を図るとすれば、最低限どの程度の費用が加算することになるのでしょうか。

健康福祉課長 やはりこう1台ふやすことに関しまして、やっぱり500万円から600万円程度かかってまいりますので、それを掛ける3台から4台の1,800万円から2,400万円程度余分にかかってくるというふうに考えます。

石野光市議員 今の答弁では、仮に1台をふやすことで500万円ないし600万円必要になってくるということであれば、1,700万円が2,200万円、ないし2,300万円程度になると、1台ふやしての検討というふうなことは具体的に路線でありますとか、バス停の位置とか、そういうふうなこと含めて一定の検討

はされたのでしょうか。

健康福祉課長 バス停の位置、それから経費、その他の経費、オペレーターの経費でありますとか、その辺も含めまして、検討は進めたところでございます。しかしながら、やはりその経費と費用対効果、先ほども申し上げましたが、それを勘案しますと、現状では困難であるということで、こちらの行革のほうの対応方針にも書いております、近隣市町との連携、こちらのほうを重きに今後は置いていくべきかなというふうに考えております。

石野光市議員 いわゆる透明性とか公開性というふうなことも、この中でも言われていまして、巡回バスのあり方についても、やはりいろんな情報が開示、提供されて、さまざまな意見、考え方というようなものも取り入れて、さらに検討を求めたいというふうに思うものであります。

一定の検討を行った結果が、費用対効果の点で川東の地域では、定時路線化を進めることに大変な困難があるという今の内容であります。さらに、さまざまな工夫をやっている例なども全国にはあるというふうにも思います。地形的な問題が川東の地域にはあって、網の目状というような形で集落が配置されているということは、前から私も認識し、その上でさまざまな提案もさせていただいているところであります。

そうした条件等も勘案しながら、やはり、川西の地域で実現している定時路線化についてのさらなる検討というものの余地があるのかなのか、そういう考え方をもうこれ以上は持たないというふうに言うのかどうか、その辺のところはどうなのでしょう。

健康福祉課長 現状では、定時定路線化については、困難と捉えております。

石野光市議員 一定のいわゆる専門家というふうな業者の考え方というふうなものも含めて、路線の設定の仕方とか、一定の検討はあったというふうには思うんですが、なお、やはり今申し上げましたような、2025年問題という、多くの方が高齢者というふうな形で、人口構成が当町でもなっていく、そうした中で、買い物難民というのは、やはり確実にふえていくと。従来は川東の地域の人にはバスの利用が余り伸びなかったという、そういう実績もありますけれども、一方で今まで車などで運転して外出できていた人たちが、車の運転を差し控えるというふうなこともだんだんふえてくるというふうにも思います。

本当にその自分で買い物がしたいんだという、そういう高齢者の、やはり認知症予防であるとか、さまざまな点で外出すること、このことが大変有用であるということも、強く言われているわけでありまして、外出支援の有効な手だてとしての巡回バスのさらなる改善について、私は改めて検討を求めたいというふうに思うものですが、町長いかがでしょうか。

町長 いろんな問題点等ありまして、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきました。

巡回バスにつきましては、いろんな角度から検討を加えていくといったような、また、利用者等の利便性も考えなければならないというのは、そのとおりだということに認識しているところであります。

石野光市議員 引き続き、人口は全体として減っていく中でも、高齢者の人口はふえていくという、こういう大きな問題が今、これから進んでいこうとしている時期であります。そうしたことを、やはり改めて考えていただきたいというふうに思います。

最近、地域支え合い会議というふうな形で、高齢者対策について地域でもいろいろと協力していただきたいというような会議が持たれました。

やはり、住民もできるだけことはしていきたいというふうに考えるのですが、やはりさまざまなそのプライバシーの問題であるとか、なかなかごみ出しも協力してもらえたらありがたいというふうな、具体的な提起もありましたけれども、やはりその高齢者の方がいつまでも元気で活動していただける環境というものについて、やはり行政としても最大限工夫し、検討し、さらに改善を図っていただきたいということを、改めて申し上げるところであります。

ぜひ、積極的な検討を、改めてお願いしておきます。

続いて、獣害対策について、お尋ねいたします。

子ども議会でも大変熱心にこの問題が取り上げられておりました。畑作物へのアライグマによると思われる被害が近年増加しており、イノシシ、シカ等による被害と合わせて、特に深刻な事態が町内各地で聞かれるようになっております。

私も農会長会での視察で、総合的な地域ぐるみでの山際での防護柵の設置、えさとなる作物の耕作地での放置や、柿の実の放置をやめる等の取り組みと、個別には水際作戦のような形ですが、収穫前の作物の耕作地での電気柵や、作物の成熟の様子を対象の動物の目から隠すトタンやベニヤ板等で、動物の目の高さより高く囲い込むことも有効というふうに聞きました。

ネットなどでは見えてしまうため、すき間や穴を掘っての侵入を防ぎにくいとのことでした。

昼間に人が耕作地に行き交わなくなったことが背景にあるが、これにかわる対策を研究する必要があるとのことでした。

町では、さらに獣害対策の具体的な手引きを広報や周知を図ると、子ども議会でも答弁されていましたが、この具体的な獣害対策の要点をまとめたしおりを役場やＪＡの店舗等に常備するなどの取り組みはいかがでしょうか。

農林振興課長 獣害対策につきましては、まだまだ住民の皆様への情報提供が不足していると感じております。

基本的な考え方や個人でも対応できる方法などを、町の広報などを通じまして、皆様への啓発や周知ができるようにしてまいります。

しおりににつきましては、兵庫県の森林動物センターの協力を得ながら、備えつける方向で検討します。

また、ＪＡの店舗等に備えつける件につきましては、備えつける以上、説明等も必要になってきますので、その点も踏まえてお願いしていくようにします。

石野光市議員 この獣害対策について、いわゆる地域全体で本当に取り組んでいかないと成果が上がりにくいということを先進地というふうなところで聞いたところであります。

個人個人が自分の耕作地での被害をなくすということも重要な取り組みで、そういう取り組みが広くとり行われることによって、獣害対象の動物の繁殖を抑えていくことにもつながっていくということですから、本当にその個人個人の取り組みも大いに奨励をしていくということが大切なんではないかというふうにも思っています。

山際での防護柵の設置と合わせて、個々の耕作地についての対策を、より積極的に進めていってもらえるような気風というのか、そのことが全体として大きな役立ちにもつながっていくんだというふうな、そういう認識が広がっていくことが大事だというふうにも思っています。

耕作地での作物の放置というふうなことをやめていくということも、大変大事なんだというふうなことが、やはりしっかりと伝わっていく、個々の取り組み

をまとめて、そうして紹介するような小冊子なりリーフレットというんでしょうか、印刷物について、積極的な推進をお願いしたいというふうに思います。

また、昨年も個人の農家での電気柵やネットなど、耕作地を獣害から守る対策をした農家への補助は検討できないかとお尋ねいたしました。幾ばくかの補助制度があれば、具体的な対策の奨励、支援につながると考えますが、いかがでしょうか。

個々の取り組みが連携して、先ほども申し上げましたように、獣害を抑制することが全体としての対策の効果につながるという観点からも、再度検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 申しわけございません。現在のところ、個人農家への設置費用の補助についてはございません。昨年どおりであります。

J Aや農業共済などにも問い合わせしましたが、補助の対象は柵を設けることで地域に一定の効果が期待できるものというふうになっておりまして、集落や営農などの団体に限られております。

他市町にも聞いてみたんですが、個人向けの農家への補助は行われていないというふうな結果でした。

石野光市議員 田んぼ1枚電気柵を設置すると20万円から30万円程度費用がかかるというふうなことも聞いたりしております。

J Aなどでそうしたことに対する融資制度があるのかなのか、その点はいかがでしょう。

農林振興課長 個人への融資ということであれば、J Aに直接聞けばあるかもしれないですけども、補助ということの対象にはならないと思っております。

やはり、集落のほうで町単土地改良事業とか、多面的機能の支払交付金の中でも獣害柵の設置とか修繕とか対応できますので、そういった方向で活動していただきたいというふうに思っております。

石野光市議員 J AはJ Aで融資制度があって、その対象になれば融資もあるかもしれないという、それは当然だとは思いますが。

具体的な対策の本当にさまざまな配慮というのか、それから、具体的な防護柵、対策、こういうことが本当に全体として効果を上げていくというふうなことを、やはり町としてもしっかりと啓発していただいて、全体としての地域ぐるみの取り組み、また、個々の農家の方々への対策をしていくことが、全体として獣害を減少させていく大きな力になるんだということを、積極的に啓発していただきたいというふうに思います。

町として、できる限りのそうしたソフト面での支援も強く要望して、私の一般質問を終わります。

議長 石野光市議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、高齢者対策について
 - 2、教育問題について
 - 3、防災について
 - 4、福崎駅周辺整備等について
 - 5、観光振興について
- 以上、小林議員。

小林 博議員 10番、小林でございます。

高齢者対策についてからお尋ねをいたします。

前の議会で石野議員からも質問がありました介護保険の件でございます。

要支援 1、2 の人々が、基本的に保険の給付から外されたということになったわけでありましたが、3 年ごとにこの計画が作り直されるわけでございます。

次のことを目指して、国のほうでは既にさまざまな検討がされておるようでございます。

社会保障制度審議会、介護保険部会では、9 月中に論点整理をして、11 月に取りまとめるという方向で、議論に入る予定ということでもあります。

要介護 1、2 の人が受けている訪問介護の生活援助サービスを保険給付から外すこと、あるいは、自治体の裁量と予算で行う地域支援事業に通所介護とともに移すというようなことが検討されておるといふこととか、ベッドや車いすなど、福祉用具の貸与サービスについても、原則自己負担というふうなことが検討をされておるようでございます。

こういう形で、2018 年の法改正に持っていき、次の 3 年計画に持ち込まれるということになりますと、これはもう大変なことになると思います。

さらに、その上に、要介護認定の割合を下げた市町村には支援金を出そうとか、あるいは現在 40 歳以上の方々に負担をしていただいております保険料を、もっと下げていこう、もう基本的には 20 歳ぐらいまでからにしようというふうな意見も最初からあるようですが、そういうことが、来年の法改正に向けて、すなわち次の 3 年計画に向けて検討されておるといふことでございます。

そんなことになると、負担はあるけれども給付なし、保険なしというふうなことになってしまわざるを得ないというふうに思うわけでございます。

そういう意味から、福崎町の様子も、今回の決算の報告の中でいろいろ数字も見せていただいておりますが、平成 28 年 3 月 31 日現在で 935 人の認定者があるわけでありましたが、要介護 3、4、5 だけということになると、もう 348 人というふうなことになってしまいます。

そんな意味から、こういうふうなことにならないように、多くの方々から運動も起こるとは思いますが、とにかくもう 11 月にでも、この 11 月にでもこういう方向性を出そうというのが国の審議会のようでもございます。

こういうふうな報道の中で、福崎町の介護保険では、どのような影響が、言いかえれば、町民にどのような影響が出てくるというふうに考えておられるでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃいました介護保険部会におきましては、現在、費用負担のあり方、それからサービスの縮小という観点から検討を進めておるところでございます。

先ほど申されました要介護 1、2 の方の訪問介護利用時における買い物、それから調理、配膳、掃除、洗濯などの生活支援サービスへの給付で、要介護度で受けられるサービスが区分されるのはおかしい、あるいは、認知症の人が生活援助を受けられなくなると命にかかわるなど、見直して慎重な意見がございます。また、サービスの効率化のためにはやむを得ないと、両論がございまして、平成 30 年度の報酬改定に向けて、年内の結論をめどに議論が継続されると聞いております。

当町におきましては、現在、約 50 名の方が対象となっております。

小林 博議員 サービス料につきましても、現在、原則 1 割を、2 割負担にするというふうなことなども含めて、本当にこの介護保険というものが、あってないような保険ということになってしまわざるを得ません。

この保険をつくったときのうたい文句、消費税を上げるときには、これでもう今後国民の皆さんの老後は安心ですよといって、大宣伝をしながら、こういう

ふうなことを計画するわけですから、大変でございます。

そんな意味で、町長や担当課以下、こういうふうなことで上級で会議があったり、意見を述べる機会がありましたら、こんなことにならないような対応を進めてほしいというふうに思うわけです。

審議会では、全国老人クラブ連合会も絶対反対というふうな声もあげておるといふに聞いておりますので、その点の町当局の意向、意思を表明できればしていただければというふうに思います。

健康福祉課長 現在、まだまだ審議会で検討が続くわけですが、先ほどの、まずその市町村に支援金をとのお話でございますが、これは大分県が成功している例でございます、市町が実施する介護予防や自立支援をすると、人材やノウハウがない市町に対しまして、リハビリ専門職や管理栄養士などを多数派遣しまして、その効果もあって、認定率が平成23年の19.6%から27年には18.6%へと1ポイント減少をしたということでございます。

都道府県における市町支援のあり方を、制度的な観点から強化することなど、今後どのような形で法令に書き込まれるのか、検討されていくと聞いております。

それから、保険料の年齢引き下げ、これにつきましては、なかなか40歳未満の世代で介護サービスを利用する機会は少ないということもございまして、審議会の委員からも、時期尚早と声が複数出ていると聞いておりまして、これにつきましては、次の制度改革に持ち越されるというふうに聞いております。

当町としましても、意見を述べる機会がございましたら、そのときに検討できる最良の形で具申をしていきたいというふうに思います。

小林 博議員 とにかくにも、もう大変な方向で検討がされておるということでありまして、それも非常に急いだ形でやられておるということでございます。

保険料の年齢を若年化するということについては、今の若い人は派遣でありますとか、非正規雇用という形があり、ますます滞納がふえるというふうなこともありましようし、矛盾をさらに拡大するということになろうと思います。

現在の介護保険を、今の制度で充実をするということこそ重要であろうというふうに思いますので、その点を基本にしながら、事に当たってほしいというふうに思うわけでありまして。

町当局も、こういうふうな制度改革はしないでもらいたいというふうな意思として、受けとめさせていただきます。

次に、(2)ミニデイサービスやふれあい喫茶などが町内で広く実施ができるようになったということで、この報告でも、決算報告でもいわれておるのでありますが、私たちの聞いておるところでは、それぞれ自治会の中でいろいろ努力をされて、多くの参加者があるところ、女性の多いところ、そうでないところ、男女とも多いところなど、いろいろあるようではありますが、特に調理などが伴うような場合、保健所の指導などでさまざまな制約が新たに生まれて、なかなか実施に苦労が生まれ、少し休もうかというふうな声もあるというふうなことまで、聞こえてきたぐらいなところがあるわけですが、状況はどうなんでしょうか。

健康福祉課長 地域の互助活動として運営をいただいておりますミニデイサービスは、開始から20年、それから、地域筋力トレーニング教室ふくろうの会につきましては10年、ふれあい喫茶は7年が経過をいたしました。

他市町と比べまして、取り組みが早かった分、自主運営期間が長くなり、参加者の減少、世話役の交代や確保等、運営を継続する上での課題が出てきておる

のは確かでございます。

また、ふれあい喫茶におきましては、内容が飲食店にも劣らないものになっているところもございまして、県から食中毒などに対する衛生関係の指導を受け、リーダーの皆様には研修会を受講いただいたところでございます。

これらの事業につきましては、地域包括ケアシステム構築の上で、互助活動としてなくてはならない活動であるため、生活支援協議体や、今年度から開始をしております、先ほども出ておりましたが、自治会単位での地域支え合い会議等においてご意見を伺いまして、ともに検討をし、その活性化と継続のため、地域包括支援センターと社会福祉協議会が協力して支援をしてまいりたいと考えております。

小林 博議員 とにかくもう包丁を使ってはならんというふうなことも言われて、これはもうバナナも切ることはできませんというふうなことで、面白みも何もなくなり、やる気もなくなるというふうなこととして、私のところには聞こえてきたわけでございます。実情はそこまでなっておるのでしょうか。

健康福祉課長 実際のところ、その細かいところまでは私も聞いてはおらないんですが、やはりこう安価で飲食店と変わらないようなレベルまで来ておるというところで、それを提供いただくということで、もしも間違いがあっては困るという観点もございまして、保健所からそういうご指導をいただいたところもございます。

小林 博議員 設備の問題やら、さまざまな問題で、その心配せざるを得ない問題も当然出てこようかと思いますが、この点は制度の趣旨をうまく生かす形で、よき指導をいただきたいというふうに思います。

次に、教育問題に入ります。

教育委員会の議事録が議会事務局に届けていただいておりますわけでありまして、それを時々読ませていただいておりますところでもあります。

本年度に入ってから、不登校の問題やいじめ等の現状についての報告等、意見交換等もありました。

あるいは給食の異物混入ということも、かなりよく繰り返されておるようでもございます。

そういうふうなことが議事録を読みながら大変気になりまして、そのような状況と対応方について、報告をお願いしたいと思います。

学校教育課長 まず、1点目の不登校やいじめ等の件でございます。

平成27年度調査における不登校児童・生徒数は、小学校が8人、中学校が16人、それからいじめにつきましては、小学校で6件、中学校では12件ございました。

不登校児童・生徒の不登校の理由といたしましては、小学校では不安の傾向によるものがあり、中学校ではそれに加えて無気力の傾向によるものが主な理由として挙げられると分析しているところでございます。

また、いじめにつきましては、全国でいじめによる事件が多く報告される中、いじめとして捉える条件を見直すことが文部科学省から通知されたこともあり、報告件数が以前よりも多くなっているところでございます。

深刻ないじめを防ぐため、従来はいじめとして認識していなかった初期段階の事案も認知しているものでございます。

対応につきましては、ささいな事案であっても、内容に応じて関係機関も含め、全体で対応し、未然防止や早期発見、対応に努めてまいります。

次に、2点目の給食の異物混入についてでございます。

学校給食におきましては、学校給食法等に基づき、安全・安心でおいしい学校

給食を安定的に提供していくことが必要です。

そして、異物混入につきましては、極力なくしていかなければいけない事らでございます。

給食センターそのものということでは、平成27年度に西播磨管内の給食センター12施設でアンケートをとっておるものがございます。その中では、27年度の福崎町の給食センターの異物混入率は0.001%という数字となっております、これは給食センター、その調査した12施設の中では最も低い数値の1つとなっております。

しかしながら、業者によるものにつきましては、異物混入がございました場合は、異物混入報告書、原因、それから今後の対策等の提出を求めて、注意を促しているところでございます。

所管の総務文教常任委員会にも、その都度報告をさせていただいておるところでございますが、そのうちの1社では、年間で複数回の異物混入が発生しているところでございます。

その業者は他市町へも納入している業者でございますが、建物や設備の老朽化が進んでおり、総務文教常任委員会による現地視察も実施していただいたところでございます。

こちらにつきましては、根本的な改善ということが委員会でもご指摘をいただいております。この業者は、実は別の場所への移転により、建物、設備の一新を具体的に計画、準備をされているところでございます。

しかしながら、そのような中、日々給食の提供をいただいているところでございますので、異物混入報告書による対策において、この1年間で種々の設備の修繕を、こちらの求めに応じて、一定の費用をかけて改善をしていただいているところでございます。

小林 博議員 いかにセンターに関しては、他の施設に比べて比率が少ないとはいえ、やはりゼロに近づけてほしいというよりは、ゼロであってほしいということですね。そういうことだと思います。

先ほど給食の民間委託等の話もありましたけれど、やっぱりこの業者関係のほうで特にこういうことが繰り返し発生しておるということになりますと、非常に心配もするわけでございますので、ぜひ教育委員会のしっかりとした取り組みを求めておきたいというふうに思います。

次に、子ども議会の問題については、志水議員のほうから子ども議会の子どもの意見の町政への生かし方についてということでも質問がありました。私も同様に思って聞いたわけであります。

今回、長年ぶりの子ども議会ということですが、学校現場でこの問題は新たな負担となったのかならないのか、今後のこの継続はどうか、どんなふうに、教育委員会なり、教育現場として、どのように考えておられるのでしょうか。

私は、我々の立場なり、町民の立場からすれば、子ども議会があつて本当によかったという歓迎の声は一般なりから聞くわけですが、現場ではどうだったのでしょうか。

教 育 長 志水議員のときに答弁をさせていただきましたように、参加してくれた子どもたちは緊張の中にも本当にこう学ぶことが多く、子どもたちにとってはいい体験であったと思います。

そこで、私としては、このような体験を少しでも多くの子どもたちがしてくれたらいいのではないかなと、もう少し広がりが見られていく、それによって政治に対する興味、関心も高まっていくのではないかなと、こういうふうに認識

をしております。

ただ、質問をするに当たっても、子どもと先生がともに考えながら、町の現状を見て、つくってくれているわけですから、全く子どもや先生に負担がないといえば、何ですけれど、私としては、二十何年ぶりというよりも、5年に一遍、5周年事業ですか、行事ですか、それらの一環として、それぐらいのスパンで開催できれば、もちろん町当局や議会の議員さん方のご賛同、ご協力も要るわけですが、私個人としては、そのように考えております。

小林 博議員 大変に日常的に忙しい学校現場でございます。先生方も実質的に休みもなく、学校から帰られるのも非常に遅いし、責任も多い中に新たな行事を1つ持ち込みますと、もうその準備から完成まで大変だと思うわけです。

そういう意味で、継続ができるのかというふうな質問をお聞きしたわけですか。いかがでしょうか。

教 育 長 学校も大変なんですけど、先生方は子どもたちのためなら自分を省みず頑張ってくれている、これが福崎町の教師集団だと私は認識しておりますので、先生方には多少の負担はあるかもしれませんが、それを乗り切るものは持ってくれていると、こういうふうに思っております。

小林 博議員 いずれにしても、子どもたちのこの議会での意見というのは、ここで我々がやっている一般質問と取り上げておる課題も論点も余り変わらない内容でありまして、本当によく勉強もし、よく社会を見てくれていていいなというふうに思いました。

ぜひ、教育現場で大きな矛盾が起こらない範囲の中で、また今後の検討ができればいいなというふうに思っておるところでございます。

さて、次の課題に入りますが、防災についてということで、3点についてお聞きをいたします。

最近、福崎工業団地で火災発生という事態がございました。この工場は、初めてではなかったわけですし、公害防止協定に基づく器具の設置のことが委員会で問題になったときに、そういう火災の件があったのだというふうなことも発言した覚えはあるんですが、いずれにしても、この会社を含めて、その他にもこれまでも何回か福崎工業団地では火災発生というふうなことがありました。

福崎工業団地は、地域の経済にも、町の財政にも雇用にも大きな役割を果たしているということは私も認めておるわけですが、何をおきまして安全に操業をしてもらわなくてはなりません。

福崎の工業団地の特徴としては、一般の住民の住居と非常に近い、ある意味で混在をしておるといってもいいような状況にありますので、とりわけその安全性を強く求められておると思うわけでありまして。

関係官庁の日常管理や査察など、工場の防災管理について、福崎町は状況を常に把握をされておるのでしょうか。

住民生活課長 工業団地、それから企業団地の各事業所につきましては、中播消防署のほうで危険物施設などの立入検査を行っておられます。

危険物の貯蔵量の少ない事業所につきましては、2年から3年置きに、また、貯蔵量の多い事業所につきましては、毎年立入検査を行われているところでございます。

その他、危険物施設のない事業所につきましては、5年に1回程度、立入検査を行っているということでございます。

小林 博議員 その検査結果の報告は、その都度町当局に届けられている、あるいは、いただきに行っている、求めているということでしょうか。

住民生活課長 その結果につきましては、今のところいただいております。

小林 博議員 私は、福崎町民に責任を持つ福崎町という観点から、検査結果をちゃんといただいて、町に保管をして、実情を把握しておくことは大事だと思うんですね。それが福崎町民に対する責任だというふうに思うわけです。

事故があれば、福崎町の消防団も出動をするわけですし、何をおきましても、とにかくもうその住民の集落と混在をしておるという、そういう特徴を持つ福崎工業団地ですから、その点を強く求めておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

また、その意味から、福崎町の公害防止協定というのは、有効な役割を果たすと思われるわけでございます。

下水道の部分が若干変わったとはいえ、公害防止協定に盛られている内容と精神は非常にこうした防災という点からも役立つと思うのですが、どうでしょうか。

住民生活課長 議員言われましたような、その消防署のほうの検査、立入検査の結果という部分につきましては、消防署のほうにお願いをしていきたいというふうに思います。

もう1点の公害防止協定につきましては、地域住民の方の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためということで、事業所と町とで締結をしておりますものでございます。火災予防や防災の観点からといいますと、少し違うかもしれませんが、さまざまな施設の新設または更新の際にということで、この協定に基づきまして、その内容を協議案件として提出してもらっておりますので、その中で、そういった危険物施設などの把握ができるのではないかというふうには思っております。

小林 博議員 消防署が姫路市に事務委託ということになってしまったところに、1つの問題もあるのだろうというふうに思いますけれども、福崎町として、町民の安全を守るという立場で、ぜひ今述べました観点で努力方を求めておきたいというふうに思います。

2つ目に水害の問題についてお聞きをしますが、まず、よく大雨警報とか、大雨、大雨と言いますが、大雨というのはどういう基準で大雨と言うんでしょうか。

まちづくり課長 大雨の基準につきましては、建物の浸水やがけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがあるときに発表されます大雨注意報、さらに重度な災害が発生するおそれがあるときに発表されます大雨警報が該当すると思います。

これらの雨量につきましては、市町村ごとにあらかじめ定められた1時間雨量や、土壌雨量指数の基準値に達すると予想されるときに発表されるものでございまして、福崎町の場合でしたら、1時間雨量が注意報で30ミリ、警報で50ミリでございます。

また、土壌雨量指数と申しまして、土の中に降った雨が、土壌上に、土の中にどれだけたまっているかという見積もりでございますが、注意報として97、警報として130に達しますと、発令されるというものでございます。

小林 博議員 そうすることが大雨の基準となりますと、注意報だけでも1時間30ミリですね。先ほど、松岡議員に対する答弁の中では、7年確率というふうなことでありましたけれども、これまで、福崎町はため池の整備でありますとか、特に開発に絡む調整池、あるいは砂防ダム、雨水排水路等の整備をずっとこう大雨対策ということでいろいろやってきたわけですが、それらはどのような基準でやられてきたんでしょうか。

私は工業団地とかゴルフ場の開発問題になったときに、調整池のつくりがどうか、いろいろお聞きをしたりしたんですが、とにかくこの西播磨地域は30年確率で、やっておるんだというふうなことを聞いたんですが、その点、現在の福崎町にある、そういった施設はどういう計算に基づいてつくられておるのでしょうか。

まちづくり課長 まず、ため池でございますけれども、主に農業用水を確保するためにつくられておりますが、貯留した水が堤防を越えると決壊する可能性があるということで、ため池の集水域に係る雨水については、200年に一度の大雨、200年確率は、1時間当たり74ミリでございますが、この量を放流できる大きさで洪水吐が設計されております。

また、開発に伴う調整池でございますが、ピーク時の洪水抑制を図るためにつくられております。その設計については、調整池の集水域に係る許容放流量を計算した後に、下流水路の大きさに見合うオルフィス、開口部でございますが、この断面の決定を行ってまいります。

今、現在、県が1ヘクタール以上の開発に対しまして、重要調整池の設置を義務づけております基準としましては、30年確率でございます。

砂防ダムにつきましては、土石流や流木をしっかり受けとめまして、下流に被害が出るのを防ぐために設置をされます。堰堤の設計については、地形に見合う計画流水土砂量を算出しまして、その土砂の量以上の空き容量を確保できる高さとしております。

また、雨水排水路、一般の河川も含めますけれども、これは10年に一度の大雨を通水できる断面で設計されております。土木の基準につきましては、排水路の条件によって変わります。例えば、イマ谷池の排水路では59.4ミリ、1時間当たりの設計を行ったところでございます。

先ほど参事が申しました7年確率というのは、下水道事業に適用される確率でございます。

小林 博議員 その30年確率というのは、時間雨量にしてどれだけでしょうか。

まちづくり課長 30年確率でございますけれども、兵庫県は平成24年4月に総合治水条例を施行しまして、平成26年3月には市川流域の計画であります中播磨地域総合治水推進計画を策定しております。

市川は、年超過確率30分の1、30年に一度の大雨に対応する計画規模となっているもので、この30年の雨の量でございますが、気象庁が示す福崎町の30年降水確率は、降水量につきましては、過去31年間のアメダスの観測データから求めました24時間の降雨量として、197ミリとなっております。

小林 博議員 この197ミリを超える雨というのは、近年にはあったでしょうか。

まちづくり課長 気象庁はアメダスのデータを過去31年前からとっておりまして、その中で最大の雨量が平成27年7月17日におきました雨量、1日最大で197ミリ、これが基準となるものでございます。

小林 博議員 わかりました。

とにかく、そういうふうな基準があってつくられておるということのようであります。その基準が適正かどうかというのは、もうよくわかりませんが、最近のように、もうとにかく局所集中型、とにかくもう災害が起これば想定外、想定外というふうに、もうその言葉がどこでも言われるというふうな状況ですから、一体何が起こるかわかりません。

しかし、今ある、つくられておる施設ですから、その点検と整備は維持するということは大変重要な課題だと思うわけでございます。

そこで、まず、この災害防止ということを目的としてつくられた調整池の点検は、福崎町内ではどのようにされておるのか、官が、町が管理をしておる調整池、それから、民間が所有をし、管理をしておる調整池とあると思うんですが、まずどのようにされておるんでしょうか。

地域振興課長 調整池の点検項目につきましては、施設の損傷や漏水の有無、排水不良の要因となる障害物の有無や土砂等の堆積状況などが考えられますが、町が管理する工業団地の調整池については、施設はコンクリート構造物であり、目視で確認して問題ない状況です。

また、土砂の堆積状況についても、数年前の状況とほぼ変わらず、機能の低下はありません。

また、スポーツ公園の調整池については、通常時グラウンドとして使用されており、放流施設の障害物も大雨の前などに除去していると聞いています。

また、町以外が管理する調整池については、県の総合治水条例において、雨水流出を抑制する機能を維持するため、適正に管理するよう定められています。

この条例が施行されて以降の一定規模以上の開発による調整池については、適正な管理が行われなかったときには、県からの命令や罰則が設けられています。が、福崎町に該当する調整池はない状況でございます。

小林 博議員 まず町が管理をする調整池ですが、工業団地だけでも幾つありますか。

地域振興課長 町が管理する調整池につきましては、福崎工業団地に2つ、それから企業団地に3つ、東部工業団地に1つということで、6つの調整池があります。

小林 博議員 1年間の間にどれぐらいの回数で点検をされておるわけですか。

地域振興課長 先ほども申し上げましたように、施設のコンクリート構造物である部分の目視につきましては、草刈り作業ですとか、施設に職員が行った時点で確認を行っている状況でございます。

小林 博議員 農業用のため池を兼ねた調整池もあり、全て一概に同じことは言えませんが、本来町が管理をしなきゃならないとされておる調整池で、本当に今言われておるようなことが実際にやられておるのかなというふうに思うんですよ。私はいつも見るたびに。実は今朝も見たんですけどね。いっぱい草が生えている。草だけではなく、そこから樹木も出てる。こんな底がコンクリートのままできれいだったら、そんな草や木まで生えてくることになりませんね。木など1年でそんなに大きくなりませんね。

前にもお聞きをしたことあるんですが、これではどうかなというふうに思います。もし何か起こったとき、町の責任は問われると思いますので、改めて町管理の調整池の点検をとりあえず求めます。写真が欲しければ渡します。

それから民間のものについては、ございませんということですが、新しい県の基準ができてからのものは、そういう調整池はないにしても、それ以前の調整池というのはたくさんあるでしょう。ゴルフ場の周りだけでも、西谷川、あるいは矢口川、それぞれ3つか4つずつあり、それから大学にもあり、町の中では、駐車場がわりにしておるライフ等の調整池もあるし、たくさん調整池あるわけです。

ですから、ライフのものは見ただけでよくわかりますが、そのゴルフ場の周囲とか、大学のものとか、山間にある調整池のその管理が、ちゃんとやられておらなきゃならないと思うんですよ。災害がといいますか、大雨が降れば、大内川など、毎年どこか決壊するわけでしょう。大内川といえ、その矢口のほうから出てくるわけですよ。

そういうことから言えば、きちっとこの民間の調整池は管理をされておるのか

なということをいつも気にしながら見ておるわけです。

私はゴルフをやりませんので、ゴルフ場の中に入ることはあんまりないんですけど、報告を受けておられますか。

まちづくり課長 県が総合治水条例をつくりました２５年４月以降につきましては、松田課長が答弁しましたとおりでございます。

県の砂防課に確認しましたが、条例施行の平成２５年４月以前の開発による調整池、今おっしゃいました東洋ゴルフクラブでありますとか、大店舗のライフでございますが、こういったものについては、設置者が管理義務を負うが、県のほうは点検指導は現在のところ行っていないということでございます。

それと、町につきましては、直接指導をする権限を持っておらないということでございますので、もし管理状態が悪い状態であれば、県を通じて指導することになっております。

小林 博議員 行政が全く現在のところ関与していない、野放しだというのは驚きました。

これは、早急に改善をしていただいて、それぞれ下流に住民が住み、田んぼもあり、いろいろ施設もあるわけですから、ぜひこの点を管理者に求めてほしいと、管理状況と現況を求めてほしいと、また後、議会にも報告をしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 はい、本日の一般質問の内容をお伝えしまして、対応していただくようお願いしてみます。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は１６時２５分といたします。

◇

休憩 午後４時０９分

再開 午後４時２５分

◇

議 長 会議を再開いたします。

なお、会議の延刻を宣告しておきます。

一般質問を続けます。

小林 博議員 調整池の点検につきましては、つくられるときにはそれなりの法なり、指導に基づいてつくられておるわけですが、後々の管理方までよろしく求めておきたいと思います。

それから、砂防ダムなども古いものがたくさんありますが、これらも土砂がたまって機能が低下しておるものもたくさんあると思われませんが、それらはどのように認識をしておられるのでしょうか。

あるいは、機能が低下しておるとすれば、どのように対応されるおつもりでしょうか。

まちづくり課長 砂防ダムでございますけれども、土砂でいっぱいになりましても、ダムとしての機能が全くなくなるということではなく、ためた土砂によりまして、溪流の勾配がさらに緩やかになりまして、その上にさらに土砂がたまっていくということで、これによりまして、大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ働きがございます。

県にも確認したところでございますけれども、砂防ダムがこれらの土砂の流出抑制、制御する機能を果たしているということから、現在のところ、浚渫を計画している箇所はないということでございます。

小林 博議員 七種川の状況を見ますと、ちょうど水源地辺りのところを見ましても、浚渫をしても何年かするとすぐに七種川の場合、堆積をするというふうに、土砂が出てくるわけですね。そういう意味から、特にその今のようなことを強く思っ

おるわけでございます。

今言われたのも1つの理屈として、ああそういう理屈もあるかというふうには改めてお聞きをいたしましたけれども、ぜひ、この問題についても目を向けておいていただきたいと思います。

具体的な課題をお聞きしますが、市川などの主要河川は先ほど来ずっと大雨の基準からお聞きをいたしましたけれども、まず市川の福崎町内におけるその安全性というのは、大雨の基準に照らして、1時間雨量50ミリとかいうふうな大雨の基準に照らして、ちゃんと耐えられるようになっておるのかどうか、上流との関係も当然あるわけですが、どうなんでしょうか。

まちづくり課長 市川の安全性は大丈夫かとおっしゃいますと、非常に難しいんですが、平成23年9月の台風12号、市川の水位が避難判断水位に達しまして、本町発の避難勧告を発令しております。

そのときの避難者数は202世帯、337人でありました。この台風を受けてまして兵庫県では、従来の流す目的の河川、下水道対策だけでは対応が困難なために、流す、ためる、備える、この3つを効果的に組み合わせた総合治水条例を施行しております。

市川につきましては、県の総合治水条例に基づく河川整備計画に位置づけられておりまして、平成25年から30年間の計画で築堤、河床掘削、護岸整備を計画しているところでございます。

しかしながら、原則的に下流からの整備となりますので、福崎町にまで整備が及ぶのにはまだまだ時間がかかるということでございます。

そういったことから、県としても安全性、危険性は認識しているけれども、危険なところ、原則下流からの整備ということでございますので、福崎町に整備が及ぶのには時間がかかるということでございます。

小林 博議員 低くても一定の堤防があるところは、まだある程度まで持ちこたえると思うんですが、町内には市川の堤防のないところもあるわけでありまして、そういうところの対応はぜひ急いでもらいたいと思っておるわけです。

具体的に、神崎橋南右岸の件につきましては、昨年度、駒ヶ岩のところにお金がいってしまって、もう全く手がつかなかったというふうなことだったんですが、今年度何とかしようということであったわけでありまして。

3月に話し合いがあって、ボランティアでやってもらうところの協力も含めてやろうということになったんですが、ボランティアのほうは一定量の仕事をされたわけですが、あと本来なら県が今年幾らかでもお金をかけてやろうとしておった、その分が何か飛んでしまっておるように思うわけですね。

やっぱり管理者、県の責任でやること、町が横から協力すること、そして、ボランティアでやる分がうまく組み合わせられないといけないと思うわけです。

したがって、県の今年の計画がどうなっておるのかについて、答弁をお願いします。

まちづくり課長 神崎橋の南右岸の対策につきましては、区長会のほうからも早期解決の要望がございまして。

県とも何度も調整を行っておりますけれども、今おっしゃっていただいたように、今年の春に地元のご尽力によりまして、木竹の伐採、処分についてしていただいたところでございます。

県におきましても、対策を講じたいということで、今、計画を練っておるということでございます。また、近に動きがあると思いますので、またそのときはご協力をお願いしたいということでございます。

小林 博議員 ボランティアだけがやって、町県はそのごみを片づけるだけというふうなことでは、片手落ちかなというふうに思います。

しっかりと県も予定をしておった分については、ちゃんとこの事業をやるということで、具体化してほしいと、それを急がせてほしいというふうに思います。

以上、水害問題のところ等についてお聞きをいたしました、その他いろいろ気のつくことはたくさんあると思いますが、このような大変な雨の時期、雨が降ればどんな事態になるかわからないという、そういうところでございますので、万全の対応をとってほしいというふうに思います。

交通安全対策の問題について、お尋ねをいたしますが、三木宍粟線の、そして市川から西のほうの部分についての安全対策、特に西谷周辺の歩道建設とか、あるいは信号とか横断歩道とか、いろいろ言われておりますが、計画がかなり縮小されたというふうな話も聞くわけですが、それらがもっとしっかりと進んでいくように、進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、新七種橋というんでしょうか、そこから旬彩蔵までの間の南側、ここもちょうど橋まで歩道があるわけですから、旬彩蔵のところまでわずかな間であります。のり面の立てるぐらいでも、歩道ぐらいはできるのじゃないかと思うんですが、この点についても、前にここで取り上げたことがあるんですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 現在、県で進めております県道三木宍粟線の路肩の拡幅事業、西谷区でございますけれども、1工区としまして、西谷集落から、旧夢前町までの境、900メートルにつきましては、高校生の自転車通学の安全を図ることを目的として進めております。

西谷区からの要望としましては、西谷集落に並行している部分、これは2工区としておりますが、600メートルの歩道設置の要望がございます。県のほうは、現在進めている第1工区の事業を完了させて、その効果を検証しながら、2工区の整備を検討したいということでございます。

また、地元からは車道と歩道を物理的に分離してほしいという要望もございます。幅広路肩につきましては、歩道ではないということで、縁石を設置することは道路の構造上できないということがございます。また、歩道整備になりますと、事業の目的である自転車の走行が原則できなくなるということでございます。

あと、ことぶき荘前の交差点で、横断歩道設置の要望もございますが、県では歩行者だまりの整備については協力をしますので、町と地元で公安委員会のほうに設置を要望してくださいということを聞いております。

あと、旬彩蔵から新七種橋までの南側歩道でございますけれども、ここににつきましては、北側に歩道が整備されておることがございますので、南側については現在のところ整備計画はないということでございます。

小林 博議員 三木宍粟線は非常に交通量がふえております。それをご承知のとおりだと思うわけでありませう。

夢前に新しいインターもでき、さらにその交通量がふえておるという状況であります。

現在の計画がないということでございますというふうな答えもありましたけれども、そのないというのはわかっておるわけでありまして、ですからこれをここで取り上げて、新しくつくる要望をしてほしいという趣旨でありますので、そういう答がいただけないかというふうに思うんですが。

まちづくり課長 県の社会基盤整備プログラムの中でも、第1工区でございます西谷集落から、

旧の夢前町の境までの900メートルにつきましては、幅広路肩の整備として、地元が認めていただけるのであれば、すぐにでもかかりたいという県の意向でございます。

それが完成してから、集落が要望されております第2工区、西谷集落と並行して走っております県道の区間でありまして600メートルについて、まだ社会基盤整備プログラムに載っておりませんので、その検討をしたいということでございます。

小林 博議員 新七種橋から旬彩蔵までの間にしても、現場を見ると法立てだけでも何とかなるのではないかとことを言っておるわけです。

当局も現場確認していただいて、課長も現場確認していただいて、もし可能であれば、技術的に可能だと思われれば県に要望してほしいと思うわけですが、まず課長、現場また確認していただけますか。

まちづくり課長 はい、旬彩蔵と新七種橋の間の雑種地の現状については、確認をしております。それを踏まえて、県のほうに話にも行っております。

小林 博議員 それでは、それらが早くできていくようお願いをしたいと思います。

旬彩蔵も図書館も非常に利用者が多いという状況でありますので、あそこで一々横断をするのは大変な状況になっておりますので、その間が歩道が繋がれば本当にいいなというふうにいつも思っておるところでございます。

次に、福崎駅周辺の問題に入ります。

駅周辺の特別委員会でいろいろ進行状況をお聞きしております。

地権者初め多くの皆さん方の理解と協力と、そうして町当局の努力や検討の協力等も含めて、関係者の努力でここまで進んでいっておることには敬意をまず表しておきたいというふうに思います。一日も早く、これらの全体計画が進んでいくように求めておきたいと思うわけでありまして。

さて、ずっと前から言われておるわけでありまして、福崎駅のバリアフリー計画というのは、現在どうなっておるのでしょうか。JRの計画がどうなっておるのか、お聞かせをいただきたいとします。

技 監 私のほうから駅のバリアフリー化につきまして、ご回答をさせていただきたいとします。

国におきまして、平成32年度末までに、日平均乗降客数3,000人以上の駅舎について、バリアフリー化することを整備目標として掲げているところでございます。

福崎駅の日平均乗降客数は約3,500人であり、誰もが安心して暮らし、活動できるユニバーサル社会の実現に向け、玄関口である駅舎のバリアフリー化は必要であるという認識は持っております。

そのため、国の整備目標に合わせ、バリアフリー化計画を策定する必要があると考えておりますけれども、県独自のエレベーター等設置補助事業が継続することを前提といたしましても、町の事業費の負担が6分の1程度必要になるということでございます。

そういうことから、今後、計画の内容につきまして、鉄道事業者であるJR、県等とも慎重に整備内容については協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小林 博議員 現在そういう計画なり話し合いは進んでおるのでしょうか。全くまだ取り上げられていないという状況なんでしょうか。

技 監 JRの管理部署とはお話は一度させていただいておりますが、具体的な内容につ

いては、全く進んでおりません。

小林 博議員 かつてはもう駅周辺整備よりバリアフリー計画のほうが早くできるのではないかというふうなことを聞いた時期もあったわけですが、今お聞きをしますと、現況はそのようなことのようにございます。

福崎駅周辺はよくなったけれども、電車に乗り降りするのに一々階段を昇ったり降りたりするのは、高齢者は大変でございます。そういう意味で、駅のバリアフリー化というの、駅周辺整備計画と連動させるということが、必要かというふうに思っているわけです。

一番いいことと言えば、駅舎の整備も含めて、自由通路も含めて、ちゃんとやれば一番いいと思うわけですが、とりあえず、駅のバリアフリー計画も、この駅周辺整備の計画と連動させるということが要すると思うわけですが、その点について急いでいただきたいと思うんですが、改めてお聞きをいたします。どうでしょうか。

技 監 駅のバリアフリー計画につきましては、先ほど申しましたように、整備するという認識、必要であるという認識は持っております。

今年度、交流広場の詳細設計を発注する予定にしておりますので、その中で、バリアフリー計画の後戻りがないような形で、計画の策定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小林 博議員 ぜひ、多くの方々が駅を利用できるようにして欲しいというふうに思います。

それから、もうこうして事業が進んでまいりますと、駅前周辺で何とか買い物ができて、昔のように駅前商店街というふうなことはもう状況が車社会に変わっておりますので、できないとしても、やっぱり駅周辺でちょっとした買い物なり、食堂なりがあってほしいなという声は非常に強くなってきておるわけがあります。

それについて、またいろいろ検討も、商工会を含めて、されていっておるようでございますが、これらの推進について、どのように進んでおるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

技 監 駅前の活性化につきましては、駅周辺への商業施設の誘致、それから既存商店の活性化、ＪＲ播但線の利用促進に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そのため、既存の店舗につきましては、今後も駅周辺で営業を継続していただけるように、交渉を重ねているところでございます。

また、商業施設の誘致につきましては、都市施設用地の誘致を考えておりまして、県の力もかりまして、交通事業者、それから金融機関である銀行、大手ハウスメーカー等に施設誘致の協力及び他企業への情報提供を依頼しているというところでございます。

以上でございます。

小林 博議員 駅周辺整備計画が一応３０年ということで、平成３０年ということを目指しておりますが、一日も早くこの目標が達成できるように、町長以下努力方を求めておきたいというふうに思うわけでございます。

それからそのＪＲについて、一言苦情ですが、ＪＲが福崎町内、千束から香寺町、姫路市との境まで、ずっとこうあるわけですが、その間に踏切もたくさんありますが、そのＪＲの敷地内の草が非常にこう伸びて、踏切を歩いていこうにも、その向こうから車や人が来ておるのもなかなか見づらいというふうなこ

とで、よく苦情を聞くわけでございます。

私もこの夏直接ＪＲに電話すると、９月まで待ってくれというふうな話であり、そんな二月も待てるかということで、７月ごろ言ったわけで、言ったところだけは、とりあえず刈ってくれましたが、全体としてそういうふうな状況がございました。

そんな意味で、ＪＲの敷地内の草刈り等が全体の交通安全にも影響をいたしますし、景観上もよくありません。水車のあるところにいたしましても、せっかく柳田國男さんの看板も立てて、千束の由来も書いてある、あそこの歩行用踏切についても、渡れないほど草が生えておるというふうなこともありますので、ぜひ、その点について、ＪＲにその沿線の草刈り等をしっかりと早くやるように申し入れていってほしいというふうに思います。いかがでしょうか。

技 監 この件につきましては、一応ＪＲのほうに申し入れはさせていただきました。その結果なんですけれども、ＪＲとしても、福崎町だけではなくて、沿線が長いということと、要望もたくさん聞いてるということがあって、申しわけないが、手が回らない状況であることは間違いないということでございます。

ただ、議員おっしゃられましたように、安全性の支障がある箇所、特に踏切の近傍につきましては、要望を受ければ適切に管理をいたしますという回答をもらっておりますので、今後ともそういう箇所がございましたら、ＪＲに対して申し入れをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小林 博議員 最後に観光振興のところですが、私が観光と言ったら七種山周辺ということになるんですが、松岡議員からもよい質問をしていただいて、野外センターまでの通路も広くなれば、早く広くなればいいなというふうに改めて思ったわけがあります。

そして、野外センターから滝までの通路の安全性、登山道や遊歩道としていったんつくったところの草刈りやら枝切りや、その他の整備はどのように現在やられておるのでしょうか。

地域振興課長 まず、七種山の登山道の整備につきましては、平成２７年度で県の補助金を活用しまして、播磨国風土記編さん１３００年記念事業として、七種山から薬師峰の登山道を中心に、倒木伐採や階段設置等の整備を行ったところでございます。

今後におきましても、有利な財源の活用等によりまして、危険防止や倒木伐採などの安全確保を進めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 山門から滝までの間にでも、昔の寺の跡等などで、石垣などもたくさんあるわけですが、道路沿いの石垣が非常にふくれて、危険テープもずっと張ってある場所もあるわけでございます。

そういうふうなことも含めての安全対策とか、それからその日常的な草刈りやら枝切りなどの遊歩道等の整備などはちゃんと組まれておるのでしょうか。

農林振興課長 山門から七種の滝の下駐車場までは林道にも指定されておりまして、林道の整備の中で何とか補助メニューがないかということで、今、県の森林課のほうにも、出向いてきて、現地を見てほしいというお願いをしているところであります。

それから、危険につきましては、落石注意の看板等の設置も準備をしているところです。

小林 博議員 ぜひ、先ほど言いましたように、日常的なその整備につきましても、管理につきましても、求めておきたいというふうに思うわけです。

1年間を通して、非常に利用の多いところですよ。雪は降らないし、樹木があって、夏もそんなにかんかん照りの山ではないし、そして、ヒルもまだそんなにおらないというふうなことで、非常に行きやすい山ということで人気が高いんですね。そんな意味で、ぜひその安全管理に努めてほしいというふうに思います。

最後に、町内には近畿遊歩道や町の指定した歩道がありますが、町内には文化財やらあるいは保存樹やら道標やら、いろんな各種の記念碑やいろんなものがありますが、それらを一括してどこかが、組み合わせて、そうしてここをこう歩けば楽しいですよ。ここにこんな見所がありますよというふうにすれば、福崎町民も改めて福崎町のよさを再発見できるし、そうして、よそから来られた方も、他から来られた方も、また来ようという気にもなってもらえると思うわけですが、そういう意味での遊歩道、近畿遊歩道や福崎町の自然歩道等にこうした、先ほど来言いましたようなものを組み合わせていってはどうかというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

住民生活課長 議員のいい提案でございます。歩こう大会を隔年、西側、東側というふうな形でも行っておりますので、こういった歩こう大会の際のコース設定に、こういった文化財、保存樹、記念碑などを、そばを通るコース設定可能でありましたら、考慮したコースとして、参加される方に見ていただけるように、そういったこともしていきたいというふうには思います。

小林 博議員 よろしく願いをいたします。

ここで、飛ばしておったんですが、教育問題のところ、認定こども園の負担金というふうに書いております。国基準があるわけですが、町はどんな方針でこの保育料を決めておるのかという、基本方針だけお聞かせをいただきたいと思います。

国が決めた基準にできるだけ合わすのか、そうではなくて、子育て支援という町独自の立場で決めていくのかという、そういう基本姿勢をお聞かせいただきたいということでございます。

学校教育課長 福崎町におきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に向けまして、平成26年度から総務文教常任委員会等で説明をしてまいったところでございます。

その中で、国の公定価格、国の基準価格の提示が、現在安定しておるといって、27年度、28年度とそのままでございますので、2号認定、3号認定、旧の保育のほうにつきましては、現状のまま、基本的には、国が変わらなければ5年間はそのままという考え方、それから、旧の幼稚園、1号認定子どもにつきましては、基本的な考え方は国基準の50%をめぐり、5年間で1,000円から2,000円の間で上げていくという形で、お示しをしているところでございます。

今年度につきましては、2年目ということで、27年度よりも値上げを1段階させていただいているところでございます。

それにつきましても、事前に説明、保護者の方にも提示をしてまいりましたので、今のところ、その件についての苦情等は聞いておらないところでございます。

小林 博議員 この件については、改めてまた次の機会に勉強したい、取り上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 小林博議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は富田昭市議員であります。

質問の項目は

- 1、若者の政策過程への参画について
- 2、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について
- 3、子ども・若者の育成支援について
- 4、路面下の空洞化について
- 5、子ども・女性が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりについて

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー11番、富田でございます。

先に提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、先ほど議長からご紹介のありました5項目について、質問をさせていただきます。

初めに、1点目の質問は、若者の政策過程への参画についてであります。

今年の8月20日土曜日には、福崎町の小・中学生による子ども議会が開催され、子どもたちが日ごろから疑問に思っている問題点を取り上げ、町長あるいは教育長に、行政側の姿勢を質問いたしました。

いずれの案件も、子どもたちにとって重要な課題であり、子ども議員の発言は全てすばらしい質問でありました。

最後に議長の挨拶で、子どもたちに質問した内容で、将来、町長あるいは議員になりたい人はいませんかという質問には、誰一人として、手を挙げる人はいませんでした。

これだけで判断するのは問題があるかも知れませんが、現在の子どもの考えは、将来、町長になったり、あるいは議員になって、地域社会のために働きたいという積極的な考えがないようで、子どもたちから見た私たちは魅力がない立場であるんだなというふうにも感じたわけでございます。

そのようなことから、今回の質問で若者の政策形成過程への参画についてを、第1点目の質問に取り上げたわけでございます。

ご承知のとおり、今回の参院選では18歳選挙権が導入され、18歳、19歳の青年が初めて選挙人名簿に登録され、投票所に行き、選挙をしてきました。

18、19歳の有権者は、全国では240万人と言われ、全有権者に占める割合は2%にすぎませんが、高齢化が進む中、当然のことながら、若者向けの政策も反映されるなど、変化が起き始めているわけでございます。

総務省の発表によりますと、今夏の参院選挙の選挙区の投票率は54.70%で、戦後4番目に低い結果となり、18歳、19歳につきましても、45.45%で、5割にも届きませんでした。

そこで、お尋ねをするわけですが、7月に実施しました参院選挙で、福崎町の全有権者の投票率と、初めて選挙に行った18、19歳の投票率、それに、前回、平成25年の参院選挙での20歳代の投票率を、先にお伺いをいたします。

選挙管理委員会書記長 福崎町でございますが、この参議院選挙での全体の投票率が57.31%でございます。18、19歳の投票率は、47.86%でございます。

前回の参議院選挙、20歳代の投票率につきましては、これは全体の積み上げはしておりませんが、県からは1投票所を抽出して報告を求められますので、福崎町の場合、12投票所、長野の投票所を調査し、報告をいたしております。その値からいたしますと、前回の20歳代の投票率は25%というふうになっております。

富田昭市議員 平成25年参院選挙の20代で、また今回のその導入の差というのは若干出ているようでありますけれども、今回のこの18歳の投票率と、19歳の投票率よりも、約10%高いという形の数字が出ているわけなんです。それだけ、18歳の方のほうが投票率に行った数が多いわけなんです。

これはなぜかといいますと、行政機関や、あるいは学校関係でもって、この高校生に対して、しっかりとそういう啓蒙をされてきたわけなんです。ところが、19歳になりますと、大学生でございますので、なかなかそういう関連のことができなかったということもありまして、なかなかその投票率が伸びなかったという形でもって、非常にこう残念に思うわけでございますけれども、本当にこう若者の投票率の低さが、非常に懸念されるわけでございます。

そこで、今回、私は、この平成25年、すなわち2013年の7月に、第23回の参议院選挙があったんですね。それで見てみますと、投票率が52.6%でした。そして、20代の方が33.37%、30代が43.78%、60代が67.56%という形でもって、要するにこの20代と60代には倍以上の開きの投票率の差があるわけなんです。これは非常に大きな問題ではないかなというふうに思うわけなんです。

もう一步さかのぼって見てみますと、こちらに来ますと、今回のこの衆議院選挙、26、平成26年に年末に衆議院選挙がございましたよね。そのときの投票率が、これもやっぱり52.66%、全体で。そして、20代も今回これは前回の参议院選挙よりも低く、32.58%でした。そして、30代でも42.09%、60代が伸びて、68.28%という形でもって、そしてこのときもやっぱり60代がずっと伸びているわけなんです。政治に関心があるのか、時間があるのかわかりませんが、この点はやはり年を重ねることによって、政治の流れとか、政治に対して、非常に関心の高い方がいるんじゃないかなという感じがするわけなんです。

そして、さらにさかのぼって調べてみますと、平成8年に実施しました、第41回の衆議院選挙から、平成26年の第47回の選挙まで、過去18年間で7回選挙が実施されております。

いずれも、20代が他の年代に比べて、全てが最下位でありました。60代と20代では、倍以上も開きがありまして、その若者の政治意識の低下が、顕著になっているわけでございます。

選挙権の歴史を調べてみますと、日本では1889年、明治22年に、初めて25歳以上の男子、直接国税15円以上の納税者に与えられ、人口の1%の方に選挙権が与えられたわけなんです。

そして、1945年、昭和20年に、20歳以上の男女に選挙権が与えられまして、今年18歳以上の男女全てに選挙権が与えられまして、まさに72年間の歴史を経て、今回が初めて、この18歳以上の選挙権が導入されたという流れになっているわけなんです。

このようなことから考えてみまして、この2016年、現在、平成28年は、もう選挙権の改正は、歴史的な年でありまして、これは恐らく後世に語り継がれることになると思います。

このようなことから、若い方が政治に関心を持ち、大事な1票を投入することによりまして、大きな力となり、歴史は必ず変わるんじゃないかというふうに私は信じているわけでございます。

選挙制度ができた、この1889年から数えて本年は127年に当たるわけでございますが、先人たちが命がけでもって勝ち取った選挙権を無駄にすること

のないように、取り組まなければならないわけでございます。

行政側の粘り強い働きでもって、有権者に棄権することのないように進めていただきたいと考えますが、その点についてはいかがでしょう。

選挙管理委員会書記長 まず、今、議員さんからいただいた意見でございますが、やはり若者に政治に関心を持ってもらうというのは非常に難しいことかと思えます。

特に若い世代につきましては、まだまだ自分の可能性を試す時期ということで、勉強とか恋愛とか就職とか、そういった自分のことで精一杯というようなところもあるかと思えます。

そういった中で、政治とか社会に目を向けるというようなことは、なかなか難しいことかなというように思います。

しかしながら、今、議員さん言われましたように、若者の政治離れということで、それをどう食いとめるかでございますが、今、逆に少子高齢化になっておりまして、若者の有権者の割合は減少しております。

あわせて、投票率も若者の投票率は低くなっております。したがって、候補者が選挙に臨むには、高齢者に向けた対応に重点を置くことになるのではないかと、結果、国の政策も年金とか医療とか、高齢者に重点を置いた施策になってしまうと、そういった中で、若者は選挙に行っても何も変わらないという、その悪循環にもなっているのではないかなというふうに思います。

そういった中で、なかなかそれを改善する方向は、福崎町の選挙管理委員会だけで、なかなかそれを解消することは難しいとは思いますが、国の施策とか、またこの今言われましたように、18歳の選挙権の引き下げもございましたので、そういった機会を捉えまして、出前講座とかチラシによる啓発、地道なこともかもしれませんが、そういう対応は進めていきたいというふうに思います。

富田昭市議員 このようなことが72年間続いているわけなんです。昭和20年から、平成28年の間、ずっと20代が結局一番最下位の投票率が続いているんです。

私も、今回のこの質問をするに当たりまして、やはり、各行政機関でもって、このような質問を、各議会でもってやってもらったらいいいですよ。どんどん訴えていきながら、全国的にその輪を広げていきながら、みんなが棄権しないように、しっかりとした政治家を選んで、そしてすばらしい政策をとってもらうということをしなければ、これはもう税金の無駄遣いになると思うんですよ。

やはりもっともっと真剣に取り組んでいただきまして、そして、自分たちの仲間を、例えば20代だったら20代のそういう若者代表、十分当選できるぐらいの票はあるわけなんです。その方たちがそういう連携をとりながら取り組んでいけば、棄権することなく、必ず若い方たちの代表も、国政に送っていけることができるのではないかなというふうに感じますので、本当にこの点は、やっぱりその学校教育のほうからも、ただ、成人式のときにそれを渡すだけじゃなくて、その意義をしっかりと訴えることによって、さらにその認識が高まってくるのではないかなというふうな感じがいたします。

またこれは、平成25年に内閣府が調べた7カ国、日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、この7カ国の満13歳から29歳までの若者を対象に実施した意識調査では、社会をよくするために社会問題に関与したいと、そのように思っている日本の若者は4割強なんですね。

そして、もう1点は、自分自身の参加により変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれないと思っている割合は3割にとどまっていると、いずれも、日本が最低となっているわけなんです。

これは、内閣府の子ども・若者白書、26年版を参照したものでございますけれども、そのように、若い人たちが自分たちの力で社会をよくしたり、変えていきたいという考え方が低いことが判明されたわけでございます。

こうした結果から、若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、若者が社会における影響力が実感しにくいと考えられますが、当局としてのお考えはどのようにありますか。その見解をお尋ねをしたいと思います。

選挙管理委員会書記長 まず、今、世界でのアンケートの話をされましたが、そのアンケート見ますと、日本の若者のいいところは社会規範、例えば、それは世界でもトップクラスと言われています。サッカーの国際大会で試合後の清掃活動をしたとか、これは国際的にも評価されましたし、今現在オリンピックでも若者が非常に活躍をしてくれました。

そういった中で、若者も当然、頑張って、いいところもあるかと思うわけですが、それを政治になかなかこう目を向けていただけないというのも現状かと思います。

倉敷市の選管のほうで意識調査をされておるんですが、20歳代、30歳代は選挙のことを個人の自由、それから50歳代は権利だと、60歳以上は義務だという、そういった固定観念があるようでございまして、そういう固定観念をやっぱりつぶしていくことから始めないといけないというふうには思っております。

富田昭市議員 今回のパラリンピックにおきましても、本当に中国はすごいメダルを獲得しておりまして、金メダルでも160何個ですか、そういう形でもってとって、やはりそれもそういうふうな状態の方々の施設が非常に多くあるらしいんですね。日本はそれが全然できてないというのが現状で、それぞれの企業とか何かがサポートしていただきながら出ると、オリンピックに。

そういう状況の中でもって、やはり今回のこのメダルの数が少ないのも、私は当然ではないかなという感じがするわけなんですね。これもやっぱりこう政治の力によって、こういうものが発生してきてるのではないかなという感じもするわけでございます。

こうした結果から、いろんな形でもって、もっと取り組んでいきながらやっていけば、必ず社会は変わっていくんだというものを、やはりこう私は植えつけていきたいなというふうに考えるわけでございます。

そこで、町内に在住あるいは在学及び在勤している中から、これは14名ほど選考していただきまして、年齢は16歳から29歳ぐらいまでの若者、14名の方に、数回にわたり審議会や議論していただき、町長に若者予算事業に関する答申書を提出しまして、そしてその上で、町長提案で議会に提出をし、可決されれば、案件が実行されるわけですがけれども、計画から実施に至るまで大分時間がかかるとは思いますけれども、若者が政治に関心を持つための取り組みとして、大切であるというふうに考えますが、この辺についてのお考えはいかがでしょう。

選挙管理委員会書記長 福崎町の向こう10年間の基本構想を定めた第5次総合計画の策定につきましては、意見提言をいただくまちづくり委員会を設置いたしております。

その委員会は15名で構成されましたが、公募委員の募集時には、神戸医療福祉大学に働きかけまして、15名の3分の1、5名の方が10代、20代の委員として参加いただくことができました。

残念ながら今までの公募を見ましても、若者がみずから手を挙げていただくこ

とはほとんどないのが現状でございまして、このように若者が政治に関心を持ってもらうには、こういった町の各種委員の公募するとき、または町のイベントや行事などのときは直接大学とか団体のほうへ声をかけていく、そういう必要があるかというふうには認識をいたしております。

富田昭市議員 先日、課長のほうからどっかやってるんですかという質問を受けまして、私も調べたんです。そして全国でもって4市町ですか、取り組んでいるところが既にありました。正直言いまして。私今日書類持ってませんけども。

既にそうやって取り組みをしながら、そういう審議会を構成していきながら、その市長とか町長に提出をして、それを行政のほうでもって反映させて、予算をつけるという形の取り組みは、もう既にしておりました。また後で調べてください。

そういう形でもって、もうやっている自治体も、既にありますので、やはりそういうのを参考にしながら、進めていけばいいんじゃないかなというふうな感じがいたします。

それでは次に2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についてでございます。

福崎町は余り災害にあわない、恵まれた町でありますけども、近年の気候の変動によりまして、災害はいつ発生するかわかりませんので、このような質問をさせていただきます。

被災者台帳を導入することによりまして、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、災害にあったときには、被災者が何度も申請を行わずに済む、被災者の負担軽減が期待をされるわけでございます。

このため、近年、東日本大震災や広島の土砂災害、熊本地震など、大規模災害のみならず、災害が多発する中でもって、被災者台帳の作成への認識がさらに高まりつつ進んでいるわけでございますけれども、福崎町の現状と今後の取り組みについて、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況や配慮を要する事項などを一元的に集約しました被災者台帳を作成するためのシステムの必要性については十分認識をしておりますが、現在は導入してはおりません。

西宮市が開発しました被災者支援システムにつきましては、無償で各自治体に提供されているということでございますので、その内容を見ながら、導入に向けて検討していきたいというふうには思っております。

富田昭市議員 西宮市を発端として、今全国そのデータを皆さん方が取り寄せてつくっているというふうなことでございます。

住民基本台帳のデータに被災者台帳を作成しまして、これをもとに罹災証明書、そして発行、支援金とか義援金の交付、あるいは救援物資の管理とか、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元化に管理するものなんですね。

これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災業務の正確性及び公平性を図ることができるわけでございます。現在、導入の自治体も少しずつではありますけれどもふえてきております。今年、平成28年の5月には、全国1,718自治体の中で、導入している自治体が910ありまして、全体の53%に当たるわけでございます。

福崎町におきまして、災害が発生する前に、住民が安心して暮らせる、という被災者台帳のシステムの導入を強く求めておきます。

それでは、3点目の質問に入ります。

3点目の質問は、子ども・若者の育成支援についてでございます。

まず1点目に、家庭をめぐる現状と課題であるわけでございます。

子ども・若者の育成支援は、昔はそれぞれのご家庭の大家族の中で育み、子どもたちは社会に巣立っていったわけでございます。

しかし、近年は、3世代世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなりまして、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状でありまして、現在では、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要になってきたわけでございます。

特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえまして、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを着実に実施する必要があります。

また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しておりまして、社会全体で取り組むべき重要な課題となっているわけでございます。

子ども・若者の置かれた家庭環境は多様であります。個々の状況を踏まえまして、子どもや若者やその家族に、適切に対応することが求められていますが、当局の取り組みをお伺いいたします。

学校教育課長　ご指摘のとおり、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況を踏まえ、国において新たな子育て支援制度の検討がなされ、可決成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行されているところでございます。

そして、そのような動きも踏まえ、本町では、福崎町第5次総合計画に基づき、就学前教育・保育及び子育て支援に取り組んでいるところでございます。

就学前保育・教育では、子ども子育て支援新制度の施行と同時に、町内の保育所、幼稚園を幼保連携型認定こども園へ、公立、私立ともに歩調を合わせて移行し、それぞれの家庭に合った就学前保育・教育の選択を柔軟に行うことができるものとなっています。

あわせて、幼稚園年齢、現在の1号認定を3歳から引き下げ、延長保育事業、一時預かり事業による保育者ニーズの対応も行っています。

子育て支援では、子育て不安に悩むご家庭に対して、子育て支援センター、子育て学習センターによる、子育て世代相互の交流、連携、子育て相談業務に対応しています。

平成27年度における相談件数は227件となっているところでございます。

また、今年度からは、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を行っています。

学童期の保護者支援として、学童保育園においても、利用学年の拡充を行い、さらに今年度からは利用時間の延長もしているところでございます。

また、子どもの基本的生活習慣の確立に重要な食育の取り組みについても、今年度から第2次食育基本計画期間に入り、子ども・若者の家庭支援に努めているところです。

富田昭市議員　次に、地域社会をめぐる現状と課題について、ご質問をさせていただきます。

地域社会は、家庭や学校と異なる人間関係や、さまざまな体験の提供を通じまして、子どもの健やかな成長に重要な役割を有しているわけでございます。

昔ながらの近所づき合いをする人が減少する傾向にあるほか、町内会、自治会に参加しない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されているわけでございます。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO

等が子ども・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の促進をさらに進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。お答え願います。

社会教育課長 青少年の健全育成のためには、家庭や学校、関係機関の努力だけでなく、議員ご指摘のとおり、地域皆が健全育成にかかわっているという意識を持って、互いに助け、支え合える地域づくりに努める必要があります。

現在、地域における見守りとして、各校区のスクールヘルパーの方々が、子どもの登下校の見守り、授業中の校内巡視を行ってくださっています。

また、地域の補導委員の皆さんが、月３回、下校時巡回を行い、子どもへの声かけ、有害環境の浄化に取り組んでくださっています。

町内では、企業を含め、子どもを守る１１０番の家に３１２軒登録いただき、大きな犯罪抑止力の役目を果たしていただいております。

また、年間を通じて、人権教育推進委員さん、青少年健全育成委員さんが中心となって、各自治会で人権青少年健全育成研修会を開催し、地域の皆さんに児童・生徒の様子を小・中学校の先生からお話しいただき、学校、家庭、地域の連携を深めています。

そして、各自治会では、自律（立）のまちづくり交付金事業において、世代を超えた地域行事を行っていただき、青少年の積極的な参画を支援していただいております。

今後も、地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、子どもの安全確保、環境悪化への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進めてまいります。

富田昭市議員 常に、イベントや何かのときには、多くの方がボランティア活動でもって出て、いろんな見守りをしてくれている姿はよく見かけます。

私はそのクラブに入ってませんけども、やはり子どもの登下校のときには、表に出て、そういう形でもって、見守りするとか、陰ながら、そういう応援はさせてもらっています。本当に多くの方にお礼を言いたいなというふうに考えております。大変にご苦労さまです。

そして次に、情報通信環境をめぐる現状と課題ということについて、ご質問をさせていただきます。

この急速なスマートフォンの普及、また新たな情報通信サービスの出現等によりまして、子ども・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化をし続けているわけでございます。

特にインターネットの急速な普及は、子ども・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法あるいは有害情報の拡散や、コミュニティサイトが原因となって、事件や犯罪の被害児童数の増加等、悪い影響をもたらしています。

また、現実社会とは別に、ＳＮＳ、ソーシャルネットワークサービスを介して、インターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネットのいじめが多発し、報告されているほか、ネット依存も指摘されているわけでございます。

町内の小・中学生への影響は、どのように把握されているのか、お伺いをするものでございます。

社会教育課長 小・中学校では、毎年、生活アンケートをとっております。そのアンケートから、インターネットが、小・中学生に及ぼす影響を把握しております。

また、全国学力・学習状況調査に行われる、児童・生徒質問紙における情報通信環境をめぐる質問事項について分析し、影響を把握しております。

社会教育課では、地域、学校で構成されている補導委員会を毎月開催し、また、区長会、議会、民生児童委員、警察、学校、PTA等で構成されております青少年問題協議会で情報共有をしております。

また、学校では、人権意識高揚活動事業や、家庭教育学級で情報通信環境をめぐる現状と課題について、児童・生徒、保護者等を対象に、外部から講師を招いてお話をしていただいております。

そして、中学校におきましては、生徒会が中心となって、SNSのルールをつくっており、そのルールが守れているかどうか、毎月話し合われています。

また、郡内の小学校では、ネットに関する郡内統一ルールとして、神崎郡小学生、みんなで守るネットの約束を取り決め、実践しております。

富田昭市議員 それでは、この項目の最後のご質問に入ります。

雇用をめぐる現状と課題についてでございます。

若者が自立し、社会で活躍するには、就業し、経済的基盤を築くことが必要であります。

経済環境のグローバル化、情報化などによる経済社会構造の変化に伴いまして、より高度な能力を有する人材が求められているのは事実でございます。

一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中でもって、新規学卒時に非正規雇用につく場合、または、進学も就職もしない場合には、その後も十分な職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から脱出できないという指摘もあるわけでございます。

そこで、円滑な就職支援と、非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことができないか、お尋ねをするものでございます。

地域振興課長 就労支援の現状としましては、雇用対策事業として、ひめじ若者サポートステーションの相談員派遣による厚生労働省と協働した就労するための職業的自立に取り組むほか、経済社会の多様なニーズに対応し、高年齢者や障害者、若年者、女性の雇用の促進と安定等に関するさまざまな事業を行う一般社団法人兵庫県雇用開発協会にも補助金を交付しています。

また、商工会でも、就職活動中の学生らがバスで企業を回るジョブトラベルや、中播磨北エリアでの就職面接会を開催している状況で、継続して、円滑な就職支援に取り組んでまいります。

一方、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善につきましては、兵庫県が兵庫労働局と連携し、兵庫正社員転換・待遇改善実現プランに基づく、各種取り組みを強力に推進することとしており、広域的な取り組みに期待をしているところでございます。

富田昭市議員 時間の関係上、第2、第3のご質問は控えさせていただきます。あと2問ありますので。

それでは、4点目の質問は、路面下の空洞化についてでございます。

路面の下に潜む、空洞による陥没の危険性、これは防災・減災対策の観点から、大変重要であるわけでございます。

全国では、数多く発生していきまして、兵庫県では、神戸市垂水区の市道で2013年3月21日にクレーン車が作業の準備をしているときに路面が突然陥没をしました。東西に13メートル、南北に5メートル、そして深さ5メートルの穴があきまして、クレーン車が一部埋まりました。これも、路面下の空洞による事故でありました。

このような事例から、事故の発生を未然に防ぐ道路危険性の解消の取り組みで、

住民の命と生活を守る道路下の陥没調査を求めるが、当局の見解を求めるものでございます。

まちづくり課長 道路に空洞ができます主な原因といたしまして、道路側溝の亀裂、また、道路横断水路や地下埋設物等に沿って水道ができます、土台であります土砂等が流されてしまうということがございます。

しかしながら、道路空洞化がいつ発生するのか予測が困難なために、その未然防止に当たりましては、日常の道路パトロールを強化することによりまして、陥没の兆候と考えられる路面の亀裂状況を目視、観察をいたしまして、とりわけ路面の変状が著しい箇所については試掘を行い、直接陥没があるかどうかを確認することが、適正な維持管理につながるものと理解をしております。

富田昭市議員 私、この路面下の空洞化については、今年の3月、4月ごろに、姫路市でもって研修を受けてきました。

姫路市議会のメンバーと、私行って、一緒にそのような研修を受けてきまして、非常にその危険性が高い、今の点検方法は、目視点検でもってやっているわけなんですね。橋梁にしても、道路にしても。

今、課長言われましたように、やはり点検するといっても、道路の中まではわからないわけなんですね。正直言いまして、それは。

しかし、私がこの研修受けた、この路面下のこういうふうな研修会でもって受けたその調査では、車を走らせていきながら、車はこれなんですね。そして、それをずっとこの、通常の水速のスピードでもって行って、全てそれがパーッと結局、データとしてあらわれまして、その空洞化をすぐ発見できるというふうなそのシステムになっている、この自動車があるわけなんです。

それで、これは、すごいなと思うんです。姫路市でも既にもう導入されまして、今までにもう何百キロかな、もうその調査を進めているそうであります。

やはり、中には、非常にこう小さな空洞がありますけども、全てそれは確認できるという形でもって、調査を進めているわけでございます。

そういう中でもって、やはりこの今の段階では、私たちのこの地域におきましては、下水道事業をしたり、水道事業をしたり、また地震が来たりという形でもって、路面下は、いろんな空洞ができていく可能性があるわけなんですね。

それを、やはりこう調査をして、事故を未然に防ぐんだということが、私はもうまず第1段階ではないかなという感じがしますので、この調査の取り組みについて、どう思われますか。

まちづくり課長 陥没調査は、今おっしゃいました電磁波の一種でありますマイクロ波を搭載した探査車が開発されております。

これにつきまして、私もホームページで確認をしたわけでございますけれども、20キロメートル当たりの調査費が115万円程度と、非常に高くつくということがございます。

今後は、これらのさらなる調査技術の開発と、あと、コストの低下に期待をすると同時に、費用対効果を総合的に勘案しながら、導入する時期を見きわめてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 私、直にこれ、研修を受けまして、そんなにかかってないわけなんですわ、正直言いまして。

それで、これは言ったら宣伝になりますから言えませんが、そういう形でもって、もし、お声がけすれば、またここにも来ていただけるということをおっしゃったので、日本全国、今、この方が全部こういうふうな形でもって、作業を進めているということらしいんです。

それで、外国にも行かれて、そういう調査をして、非常にこう人気があるというふうなことも言っておりますので、できましたら、重要な道路については、そういう点検も必要ではないかなというふうに思います。

そこでもって、確認をしたいわけなんですけども、この福崎町には、国道312号線、また県道三木山崎線あたりは、福崎町の町道の1級路線がありますけども、この辺の道路の全体のキロ数はどのくらいあるんでしょうかね。

まちづくり課長 国道につきましては、1路線4キロメートルの延長でございます。県道につきましては、6路線ございまして、合計で27.2キロメートル、町道1級は16路線ございまして、32.5キロメートルの延長がございます。

富田昭市議員 それで、この道路の中には、災害時の物資を運ぶときの緊急輸送道路は指定されているんでしょうか。

まちづくり課長 兵庫県の地域防災計画では、福崎町に関係のある災害時の緊急輸送道路としては、中国縦貫自動車道路、播但連絡自動車道路、国道312号を指定しております。

また、福崎町地域防災計画でも、先ほど申し上げました3路線を幹線緊急輸送路、主要県道三木宍粟線を一般緊急輸送路、中島井ノ口線ほか4路線を、地域内緊急輸送路と指定しております。

富田昭市議員 この緊急輸送道路の点検はどのようにされているんでしょうか。確認法を、保守管理ですね。

まちづくり課長 主要幹線道路につきましては、日常の道路パトロールのほか、路面正常化調査、これはひび割れ率を目視するものでございますが、また、橋梁長寿命化修繕計画策定に合わせての詳細点検も実施しているところでございます。

さらに、町職員が町内に出かけるときに道路の状態に注意してもらうほか、町内、町民の方からの通報等によりまして、異常箇所の早期発見に努めております。

さらに、25年6月でございますが、播磨広域連携協議会、播磨全域の22市町が加盟しておりますけれども、ここと日本郵便株式会社が連携協定を締結しておりまして、道路損傷等による危険箇所の情報提供などを配達員の皆さんに協力をいただいているということでございます。

富田昭市議員 それでは、5点目の質問に入ってまいります。

5点目の質問は、子ども・女性が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりについてであります。

これは、報道されているニュースの中でもって常に犠牲になっているのが、子どもや女性が多く、本当に残念でなりません。

そのために、被害に遭いにくい環境の整備をしなくてはなりません。

学校や通学路の安全点検を確認するとともに、防犯灯とか防犯カメラの整備や、暗い場所には街灯の数をふやすなどと、見通しのよい植栽の確保や、声かけ運動等がありますが、現在、実施している取り組みは問題がないか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 通学路の安全対策ということでございますが、交通安全に関することにつきましては、毎年各学校から要望をいただき、実施可能なものについては対応しております。

通学路に係る防犯灯につきましては、蛍光灯からLED灯への入れかえも実施をしておるところでございまして、あと学校や地域から新設の要望がございましたら、現状を確認して、必要なところには設置しております。

防犯カメラにつきましては、町がまちなかに防犯カメラを設置することについて

ては考えてはおりませんが、福崎防犯協会が町内の主要交差点 11カ所に防犯カメラを設置されておりますので、犯罪抑止や防犯事案が行った際の解決には役立っているものでございます。

道路の植栽等につきましては、長くなり、危険な場合には、すぐに対応しているということでございます。

富田昭市議員 防犯カメラにおいては、11カ所というのは、少ないかもわかりませんが、これは幹線道路上ですか、それとも通学路ですか、それだけお願いします。

住民生活課長 主には幹線道路の交差点ということでございます。一部、子どもの通学路になっているところもございます。

富田昭市議員 それでは、自然災害に対しまして、認定こども園とか、福祉施設、また幼児園等、要配慮者利用施設を保全するため、砂防堰堤の土砂災害の施設の重点的な整備とか、あるいは、土砂災害防止法、これは平成12年の法律の第57号に基づき、地域防災計画において進められているのか、お尋ねをするものでございます。

住民生活課長 土砂災害警戒区域にあります認定こども園や福祉施設などにつきましては、町のほうでは把握をしておりますので、そういった施設につきましては、日ごろから土砂災害が起こる可能性がある区域だということの認識や、いざというときには早目の避難を心がけていただくよう、周知をしておるところではございます。

富田昭市議員 既にご承知のことと思いますけれども、兵庫県下では土砂災害警戒区域指定状況が、各市町別に報告されているわけなんですね。それを見ますと、県下では、2万762カ所が土砂災害の警戒区域に指定されているわけなんですね。そして、さらに調べてみますと、福崎町では92カ所が指定されていることがわかりました。

そのようなことから、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、あるいは警戒避難態勢の準備、それに、一定の開発行為制限等の取り組みは進められているのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 兵庫県では、今おっしゃいました土砂災害警戒区域の中、今、イエロー区域というのが指定されておりますが、その中で、さらに土砂災害が起きますと、人家に影響の大きいところをレッド区域の指定を進めておるところでございまして、28年度では、田口と高岡地区で調査が終わりまして、先日、住民説明会を行ったところでございます。指定に向けて、手続を進めております。

福崎町の残りの地域につきましても、28年度で調査をいたしまして、29年度中の指定を目指しております。それによって、危険箇所の周知を図っていくというものでございます。

富田昭市議員 この神崎郡の中においても、福崎町が一番少ないんですね。この災害区域が。

ちなみに市川町の場合は131カ所ありましたわ。神河町が206カ所という形でもって、本当にこうすごい数の、そういう土砂災害の警戒区域があるなというふうに思ったわけなんです。それで福崎町は、山が遠くて、民家が余りその近所にはないということで、そういう数字かなというふうに思います。

このようなことから、やはり、住民がその土砂災害から命を守るために、そういう恐れがある区域についての危険の周知、警戒態勢の準備をやったわけなんですけれども、そういうことに対しまして、しっかりと、これからはいろんな形でもって、周知と徹底のほう、よろしく願いをしておきます。

それでは、最後の質問に入りますけれども、さまざまな悩みを持つ子ども、あるいはその家族から、SOSを受けとめ、適切な助言とか支援を行うために、学

校やその他の関係者に相談体制の取り組みと、解消に向けた活動をどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 先ほど、学校教育課長のほうからも申し上げましたが、保健センターのほうに妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に対応するため、今年度から、子育て世代包括支援センターを立ち上げました。

8月末には、子育て相談室が完成し、広報で周知をしているところでございます。

子育て期以後でも、既存の子育て支援センターや学習センター、また、学校とも連携を図りながら、悩みを持つ子どもや家庭からの相談を受けまして、助言を行っておるところでございます。

必要に応じ、関係者が集まってケース会議を開き、支援方法の検討や専門機関を紹介するなど、今後も問題解決に向けて、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

富田昭市議員 どうか、ＳＯＳを発信している少年少女の発見と、また、保護者からの相談等には十分に気を配っていただきまして、子どもや女性がそういう犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを進めていくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

議長 富田昭市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議３日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後５時４５分